

伊 勢 市 公 報

第 154 号
平成 24 年 4 月 5 日
木 曜 日

目 次

	頁
条 例	
○ 伊勢市行政組織条例等の一部を改正する条例	3
○ 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例	7
○ 伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例	9
○ 伊勢市市税条例の一部を改正する条例	11
○ 伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例	14
○ 伊勢市観光交通対策基金条例	16
○ 伊勢市立公民館条例の一部を改正する条例	19
○ 伊勢市立図書館条例の一部を改正する条例	21
○ 伊勢市体育施設条例及び伊勢市都市公園条例の一部を改正する条例	23
○ 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	25
○ 伊勢市介護保険条例の一部を改正する条例	27
○ 伊勢市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例	30
○ 伊勢市営宇治駐車場条例の一部を改正する条例	32
○ 伊勢市営住宅管理条例の一部を改正する条例	35
○ 伊勢市消防団条例の一部を改正する条例	39
○ 伊勢市火災予防条例の一部を改正する条例	41
○ 伊勢市市税条例の一部を改正する条例	44
○ 伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例	52
規 則	
○ 伊勢市における公有地の拡大の推進に関する法律施行令第 4 条ただし書の規定による区域及び規模を定める規則	57
○ 伊勢市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	59
○ 伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則	77
○ 住宅用家屋証明事務施行規則の一部を改正する規則	84
○ 伊勢市福祉健康センター条例施行規則等の一部を改正する規則	86
○ 伊勢市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則	88
○ 伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則及び伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則	91
○ 伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則	110
○ 伊勢市職員管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則	112
○ 伊勢市中心身障害児通園施設おおぞら児童園条例施行規則の一部を改正する規則	114
○ 平成 18 年改正給与条例附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する等の規則	119
○ 伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則	121
○ 伊勢市産業支援センター条例施行規則	123
○ 市長の同意を得て任免する伊勢市病院企業職員の範囲に関する規則及び伊勢市病院企業職員の地方公営企業法第 39 条第 2 項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則	145
○ 伊勢市保育所条例施行規則の一部を改正する規則	147
教育委員会規則	
○ 伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部を改正する規則	149
訓 令	
○ 伊勢市事務決裁規程等の一部を改正する規程	152
○ 伊勢市産業支援センター運営協議会規程の一部を改正する規程	159

教育委員会規程

- 伊勢市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程 161

上下水道事業管理規程

- 伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程 163

病院事業管理規程

- 市立伊勢総合病院事務分掌規程等の一部を改正する規程 166

告 示

- 町及び支所の並べ順の変更について 169
- 伊勢市岡本財産区議会の招集について 170
- 平成 23 年度補正予算の要領について 171
- 平成 24 年度予算及び平成 23 年度補正予算の要領について 176
- いせ市民活動センターの指定管理者の指定について 263
- 伊勢都市計画下水道の変更について 264
- 認可地縁団体の告示事項の変更について 265
- 平成 24 年度固定資産の価格等の固定資産課税台帳への登録について 266
- 平成 24 年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について 267
- 道路の区域変更について 268
- 道路の供用開始について 269
- 市税の収納の事務の委託について 270
- 伊勢市営住宅の家賃及び駐車場使用料の収納の事務の委託について 272
- 保育所保育料の収納の事務の委託について 274
- 国民健康保険料及び国民健康保険税の収納の事務の委託について 276
- 後期高齢者医療保険料の収納の事務の委託について 278
- 介護保険料の収納の事務の委託について 280
- 道路の供用開始区間の変更について 282
- 伊勢市人事行政の運営等の状況について 283

教育委員会告示

- 伊勢市立公民館備品購入費補助規程の廃止について 299

上下水道告示

- 流域関連公共下水道の供用開始について 300
- 都市計画事業の図書の写しの縦覧について 301
- 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について 302
- 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について 303
- 伊勢市指定給水装置工事事業者の変更の届出について 304

公 告

- 都市公園の供用開始について 305
- 犬の抑留について 306
- 伊勢市農業振興地域整備計画の変更について 307
- 犬の抑留について 308
- 伊勢市森林整備計画の変更について 309
- 農用地利用集積計画について 310
- 都市計画事業の図書の写しの縦覧について 311
- 都市計画事業の変更認可について 312

公 表

- 平成 23 年度の定期監査、随時監査及び財政援助団体等に対する監査結果について 313

伊勢市行政組織条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 1 号

伊勢市行政組織条例等の一部を改正する条例

(伊勢市行政組織条例の一部改正)

第 1 条 伊勢市行政組織条例(平成 18 年伊勢市条例第 66 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条環境生活部の項第 4 号中「、住民基本台帳及び外国人登録」を「及び住民基本台帳」に改める。

(伊勢市手数料徴収条例の一部改正)

第 2 条 伊勢市手数料徴収条例(平成 17 年伊勢市条例第 56 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項中「又は外国人登録原票」を削る。

別表第 5 を次のように改める。

別表第 5 削除

(伊勢河崎商人館条例の一部改正)

第 3 条 伊勢河崎商人館条例(平成 17 年伊勢市条例第 193 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 その他の施設の表備考 2 の表中「記録され、若しくは外国人登録原票に登録されている者」を「記録されている者」に改める。

(伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正)

第 4 条 伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 106 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「次に掲げる者とする。」を「住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。)に基づき、本市の住民基本台帳に登録されている者とする。」に改め、同項第 1 号及び第 2 号を削る。

第 4 条第 3 項各号列記以外の部分中「第 2 項」を「前項」に改め、同項第 1 号中「若しくは」を「又は」に、「貼付したもののほか、次に該

当するもの」を「貼付したもの」に改め、同号ア及びイを削る。

第6条第2項第1号中「又は外国人登録原票に記録又は登録されている氏名、氏若しくは名又は氏名の一部」を「に記録されている氏名、氏、名若しくは通称(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名若しくは通称の一部」に、「表わして」を「表して」に改め、同項第2号中「氏名以外の事項を表わしているもの」を「氏名又は通称以外の事項を表しているもの」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)が、住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名による表記(以下「片仮名表記」という。)又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合は、当該印鑑を登録することができる。

第7条第1項第3号を次のように改める。

(3) 氏名(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称)

第7条第1項第7号を同項第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 外国人住民のうち片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

第13条第1項第3号中「氏又は名」を「氏若しくは名(外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。)」に改め、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 登録者が外国人住民である場合にあつては、法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったとき(日本の国籍を取得した場合を

除く。)

第 13 条第 2 項中「前項第 3 号及び第 4 号」を「前項第 3 号から第 5 号まで」に改める。

第 14 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

- (1) 氏名（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称）

第 14 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (5) 外国人住民のうち片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

(経過措置)

- 2 市長は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において印鑑の登録を受けている外国人であって、施行日において印鑑の登録を受けることができないものに係る印鑑の登録については、施行日において職権で抹消するものとする。この場合において、登録の抹消については、当該印鑑の登録を受けていた者に対してその旨を通知するものとする。
- 3 市長は、施行日の前日において印鑑の登録を受けている外国人であって、施行日においてもなお印鑑の登録を認めることができるものに係る氏名等の登録事項について住民票への移行に伴う変更が生じた場合は、施行日において職権で当該事項について印鑑登録原票を修正するものとする。

市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例を

ここに公布する。

平成 24 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 2 号

市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第 1 条 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 39 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 号中「101 万円」を「100 万 6,000 円」に改め、同条第 2 号中「78 万 3,000 円」を「78 万円」に改める。

(伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第 2 条 伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 35 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「56 万 6,000 円」を「56 万 4,000 円」に、「50 万 8,000 円」を「50 万 6,000 円」に、「45 万円」を「44 万 8,000 円」に改める。

(教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第 3 条 教育長の給与等に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 41 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「68 万 1,000 円」を「67 万 8,000 円」に改める。

(伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第 4 条 伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 123 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「68 万 1,000 円」を「67 万 8,000 円」に改める。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第3号

伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例

(伊勢市職員給与条例の一部改正)

第1条 伊勢市職員給与条例(平成17年伊勢市条例第42号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(平成24年4月から平成25年3月までの間の地域手当に関する特例措置)

18 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間において、第11条の2第2項の規定の適用については、同項中「100分の4」とあるのは、「0」とする。

(伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例(平成18年伊勢市条例第43号)の一部を次のように改正する。

附則第7項中「乗じて得た額)」の次に「からその額に2分の1を乗じて得た額(その額が1万円を超える場合にあっては、1万円)を減じた額」を加える。

第3条 伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第7項から附則第10項までを削り、附則第11項を附則第7項とし、附則第12項を附則第8項とし、附則第13項を附則第9項とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は平成25年4月1日から施行する。

伊勢市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 4 号

伊勢市市税条例の一部を改正する条例

伊勢市市税条例（平成 17 年伊勢市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 95 条中「4,618 円」を「5,262 円」に改める。

附則第 9 条を次のように改める。

第 9 条 削除

附則第 16 条の 2 第 1 項中「2,190 円」を「2,495 円」に改める。

附則第 22 条第 1 項中「この条において」を「この項において」に、「) については」を「) がある場合には、特例損失金額（同条第 3 項に規定する災害関連支出がある場合には、第 3 項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について」に、「当該特例損失金額」を「当該損失対象金額」に改め、「平成 24 年度以後の年度分」の次に「で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分」を加え、「平成 23 年」を「当該損失対象金額が生じた年」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項前段」を「前項前段」に、「特例損失金額」を「損失対象金額」に、「この条において」を「この項において」に、「平成 23 年」を「当該親族資産損失額が生じた年」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項を削り、同条第 5 項を同条第 3 項とする。

附則に次の 1 条を加える。

（個人の市民税の税率の特例等）

第 24 条 平成 26 年度から平成 35 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第 31 条第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する額に 500 円を加算した額とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第9条の改正規定及び次条の規定 平成25年1月1日
- (2) 第95条の改正規定、附則第16条の2第1項の改正規定及び附則第3条の規定 平成25年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等(この条例による改正前の伊勢市市税条例第53条の2に規定する退職手当等をいう。)に係るこの条例による改正前の伊勢市市税条例附則第9条第1項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第3条 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第5号

伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例

伊勢市手数料徴収条例（平成17年伊勢市条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表第10の2の項第15号中「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）の次に「、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち規則で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この表において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）」を加え、同項第16号から同項第22号までの規定中「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」の次に「、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」を加え、同項第23号から同項第30号までの規定中「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」の次に「及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」を加える。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

伊勢市観光交通対策基金条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第6号

伊勢市観光交通対策基金条例

(設置)

第1条 本市の観光交通対策事業の円滑な運営を図るため、伊勢市観光交通対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、観光交通対策特別会計予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、第1条の設置の目的のため必要と認めるときは、予算の定めるところにより、基金の一部又は全部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

伊勢市立公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第7号

伊勢市立公民館条例の一部を改正する条例

伊勢市立公民館条例（平成17年伊勢市条例第184号）の一部を次のように改正する。

第16条の見出しを「組織」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

伊勢市立図書館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 8 号

伊勢市立図書館条例の一部を改正する条例

伊勢市立図書館条例（平成 17 年伊勢市条例第 189 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市体育施設条例及び伊勢市都市公園条例の一部を改正する条例をこ

こに公布する。

平成 24 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 9 号

伊勢市体育施設条例及び伊勢市都市公園条例の一部を改正する条例
(伊勢市体育施設条例の一部改正)

第 1 条 伊勢市体育施設条例(平成 17 年伊勢市条例第 197 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表伊勢市宮川堤公園ゲートボール場の項を削り、同表伊勢市宮川スポーツグラウンドEの項の次に次のように加える。

伊勢市宮川ゲートボール場	伊勢市御薊町高向字杉菜河原 1585 番地 1
--------------	----------------------------

別表中 10 の表を削り、11 の表を 10 の表とし、同表の次に次のように加える。

11 伊勢市宮川ゲートボール場

使用者	単位	金額
伊勢市民の場合	1 時間(1 面につき)	300 円
伊勢市民でない場合	1 時間(1 面につき)	600 円

注 伊勢市民とは、本市に住所を有する者又は本市に事務所を有する法人をいう。

(伊勢市都市公園条例の一部改正)

第 2 条 伊勢市都市公園条例(平成 17 年伊勢市条例第 159 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条の表伊勢市宮川ラブリバー公園の部に次のように加える。

伊勢市宮川ゲートボール場

第 11 条の表伊勢市宮川堤公園の部を削る。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公

布する。

平成 24 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 10 号

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 87 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「乳幼児等」を「こども」に改める。

第 2 条第 5 項各号列記以外の部分中「乳幼児等」を「こども」に改め、同項第 1 号中「6 歳」を「12 歳」に改め、同項第 2 号中「6 歳」を「12 歳」に、「12 歳」を「15 歳」に、「就学児童」を「中学生」に改め、同条第 10 項中「次条に規定する乳幼児」を「こども」に改める。

第 4 条第 1 項ただし書、第 5 条第 1 項第 3 号及び第 8 条第 1 項ただし書中「就学児童」を「中学生」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に行われた診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

伊勢市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第11号

伊勢市介護保険条例の一部を改正する条例

伊勢市介護保険条例（平成17年伊勢市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項第1号中「2万6,376円」を「3万4,164円」に改め、同項第2号中「2万6,376円」を「3万4,164円」に改め、同項第3号中「3万9,564円」を「5万1,246円」に改め、同項第4号中「5万2,752円」を「6万8,328円」に改め、同項第5号中「6万2,247円」を「8万627円」に改め、同号イ中「又は第7号イ」を「、第7号イ、第8号イ又は第9号イ」に改め、同項第6号中「6万5,940円」を「8万5,410円」に改め、同号ア中「200万円」を「190万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第8号イ又は第9号イ」に改め、同項第7号中「7万9,128円」を「10万2,492円」に改め、同号ア中「200万円」を「190万円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ又は第9号イ」を加え、同項第8号中「8万9,678円」を「13万6,656円」に改め、同号を同項第10号とし、同項第7号の次に次の2号を加える。

(8) 次のいずれかに該当する者 11万9,574円

ア 合計所得金額が300万円以上500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 12万9,823円

ア 合計所得金額が500万円以上1,000万円未満であり、かつ、前各号

のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の伊勢市介護保険条例（以下「新条例」という。）第3条第1項の規定並びに次項及び附則第4項の規定は、平成24年度以降の年度分の保険料について適用し、平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例）

3 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）附則第16条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、新条例第3条の規定にかかわらず、4万4,413円とする。

4 令附則第17条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、新条例第3条の規定にかかわらず、6万2,861円とする。

伊勢市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布

する。

平成 24 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 12 号

伊勢市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

伊勢市土地改良事業分担金徴収条例（平成 17 年伊勢市条例第 143 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 96 条の 4」を「第 96 条の 4 第 1 項」に改める。

第 5 条中「第 96 条の 4」を「第 96 条の 4 第 1 項」に、「第 49 条」を「第 88 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市宮宇治駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 13 号

伊勢市営宇治駐車場条例の一部を改正する条例

伊勢市営宇治駐車場条例（平成 23 年伊勢市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書中「伊勢市営宇治第 5 駐車場及び伊勢市営宇治第 6 駐車場」を「次の各号に掲げる駐車場」に、「次の各号のとおり」を「それぞれ当該各号に定めるとおり」に改め、同条第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

(1) 伊勢市営宇治第 5 駐車場及び伊勢市営宇治第 6 駐車場

ア 4 月から 9 月まで 午前 7 時から午後 7 時まで

イ 10 月から 3 月まで 午前 7 時から午後 5 時まで

(2) 伊勢市営内宮前第 2 駐車場及び伊勢市営内宮前第 4 駐車場 午前 5 時から午後 7 時まで

第 5 条に次のただし書を加える。

ただし、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 3 条に規定する中型自動車(乗車定員が 11 人以上のものに限る。)及び大型自動車(乗車定員が 30 人以上のものに限る。)は無料とする。

別表第 1 に次のように加える。

伊勢市営内宮前第 1 駐車場	伊勢市宇治今在家町字作楽 100 番ほか
伊勢市営内宮前第 2 駐車場	伊勢市宇治今在家町字鈴ノ依 93 番ほか
伊勢市営内宮前第 3 駐車場	伊勢市宇治今在家町字津長原 77 番ほか
伊勢市営内宮前第 4 駐車場	伊勢市宇治今在家町字東賀集楽 1 番ほか

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 3 条関係）

駐車できる自動車	
伊勢市営宇治第1駐車場、伊勢市営宇治第2駐車場、伊勢市営宇治第3駐車場、伊勢市営宇治第4駐車場、伊勢市営宇治第5駐車場、伊勢市営宇治第6駐車場、伊勢市営内宮前第1駐車場及び伊勢市営内宮前第4駐車場	道路交通法第3条に規定する普通自動車、大型自動二輪車（側車付きのものに限る。）及び普通自動二輪車（側車付きのものに限る。）
伊勢市営内宮前第2駐車場	道路交通法第3条に規定する普通自動車、大型自動二輪車（側車付きのものに限る。）、普通自動二輪車（側車付きのものに限る。）、中型自動車及び大型自動車
伊勢市営内宮前第3駐車場	道路交通法第3条に規定する中型自動車及び大型自動車

備考 中型自動車は、乗車定員が11人以上、大型自動車は、乗車定員が30人以上のものに限る。

附 則

この条例は、平成24年8月31日までの間において規則で定める日から施行する。

伊勢市営住宅管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 14 号

伊勢市営住宅管理条例の一部を改正する条例

伊勢市営住宅管理条例（平成 17 年伊勢市条例第 163 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項各号列記以外の部分中「として令第 6 条第 1 項で定める者」を削り、同条第 2 項中「令第 6 条第 1 項ただし書」を「第 2 項ただし書」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 前項に規定する老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1) 60 歳以上の者

(2) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者でその障害の程度がアからウまでに掲げる障害の種類に応じ、それぞれアからウまでに定める程度であるもの

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号の 1 級から 4 級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項に規定する 1 級から 3 級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

(3) 戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正 12 年法律第 48 号）別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症まで又は同法別表第 1 号

表ノ3の第1款症であるもの

- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
 - (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者
 - (6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
 - (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
 - (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
 - イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
- 3 市長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当

するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の伊勢市営住宅管理条例第 6 条第 2 項第 1 号の規定にかかわらず、昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた者については、同号の規定に該当するものとみなす。

伊勢市消防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第15号

伊勢市消防団条例の一部を改正する条例

伊勢市消防団条例（平成17年伊勢市条例第208号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の3項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、団長は、定年に達した団員が同項本文の規定により退職すべきこととなる場合において、当該団員の退職に伴う減員により消防団の運営に著しい支障が生じると認めるときは、当該団員の年齢が64歳に達した日以後における最初の3月31日までの間に限り、期限を定めて定年を延長することができる。
- 3 団長は、前項の規定による定年の延長をする場合は、当該団員の同意を得なければならない。
- 4 団長は、第2項の規定により延長された期限が到来する前に同項に定める事由が有しなくなったと認めるときは、当該団員の同意を得て、又は退職の願い出があったときは、退職させることができる。

第14条の前の見出しを「(服務規律)」に改める。

第18条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

第17条 団員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

伊勢市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 16 号

伊勢市火災予防条例の一部を改正する条例

伊勢市火災予防条例（平成 17 年伊勢市条例第 205 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 4 項を加える。

（指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等に関する経過措置）

- 5 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成 23 年政令第 405 号。附則第 8 項において「改正政令」という。）による危険物の規制に関する政令第 1 条第 1 項の規定の改正により、新たに指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所となるもの（以下この項から附則第 7 項までにおいて「新規対象」という。）のうち、第 31 条の 2 第 2 項第 9 号に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、同号の規定は、当該新規対象が次に掲げる基準の全てに適合している場合に限り、適用しない。
 - (1) 当該新規対象の危険物を取り扱う配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして、十分な強度を有し、かつ、漏れない構造であること。
 - (2) 当該新規対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、平成 24 年 7 月 1 日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えないこと。
- 6 新規対象のうち、第 31 条の 2 第 1 項第 16 号イに定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定は、平成 25 年 12 月 31 日までの間は、適用しない。
- 7 新規対象のうち、第 31 条の 2 第 2 項第 1 号から第 8 号まで、第 31 条

の3の2（第3号を除く。）又は第31条の4第2項（第1号、第10号及び第11号を除く。）に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が附則第5項第2号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成25年6月30日までの間は、適用しない。

8 改正政令による危険物の規制に関する政令第1条第1項の規定の改正により新たに指定数量の5分の1以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、指定数量の2分の1以上）指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなる者は、平成24年12月31日までにその旨を消防長に届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

伊勢市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 17 号

伊勢市市税条例の一部を改正する条例

伊勢市市税条例（平成 17 年伊勢市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 54 条第 7 項中「第 10 条の 2 の 11」を「第 10 条の 2 の 10」に改める。

附則第 10 条の 2 第 7 項中「附則第 7 条第 9 項各号」を「附則第 7 条第 8 項各号」に改め、同条第 8 項中「附則第 7 条第 10 項各号」を「附則第 7 条第 9 項各号」に改める。

附則第 11 条の見出し中「平成 21 年度から平成 23 年度まで」を「平成 24 年度から平成 26 年度まで」に改め、同条第 6 号中「附則第 18 条第 7 項」を「附則第 18 条第 6 項」に改める。

附則第 11 条の 2 の見出しを「（平成 25 年度又は平成 26 年度における土地の価格の特例）」に改め、同条第 1 項中「平成 22 年度分」を「平成 25 年度分」に、「平成 23 年度分」を「平成 26 年度分」に改め、同条第 2 項中「平成 22 年度適用土地」を「平成 25 年度適用土地」に、「平成 22 年度類似適用土地」を「平成 25 年度類似適用土地」に、「平成 23 年度分」を「平成 26 年度分」に改める。

附則第 12 条の見出し及び同条第 1 項中「平成 21 年度から平成 23 年度まで」を「平成 24 年度から平成 26 年度まで」に改め、同条第 2 項中「住宅用地又は商業地等」を「商業地等」に、「平成 21 年度から平成 23 年度まで」を「平成 24 年度から平成 26 年度まで」に改め、「、住宅用地にあつては 10 分の 8、商業地等にあつては」を削り、同条第 3 項中「平成 21 年度から平成 23 年度まで」を「平成 24 年度から平成 26 年度まで」に改め、同条第 4 項を削り、同条第 5 項中「平成 21 年度から平成 23 年度まで」を「平成 24 年度から平成 26 年度まで」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 6 項中「平成 21 年度から平成 23 年度まで」を「平成 24 年度から平成

26年度まで」に改め、同項を同条第5項とする。

附則第12条の3中「地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）附則第9条」を「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第13条（見出しを含む。）中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「から第6項まで」を「から第5項まで」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附則第21条の次に次の1条を加える。

第21条の2 法附則第41条第15項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第15項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類
- (2) 次に掲げる事項を記載した書類
 - ア 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
 - イ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - ウ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途

- (3) 特定移行一般社団法人等が幼稚園、図書館又は博物館法第2条第1項の博物館（次号及び第5号において「博物館」という。）を設置した年月日を記載した書類
- (4) 特定移行一般社団法人等が当該固定資産を直接保育、図書館又は博物館の用に供し始めた時期を記載した書類
- (5) 当該固定資産が特定移行一般社団法人等で幼稚園、図書館又は博物館を設置するものの所有に属しないものである場合にあっては、第1号から前号までに掲げるもののほか、当該固定資産を当該特定移行一般社団法人等に無料で使用させていることを証する書類

附則第22条の次に次の1条を加える。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

第22条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。）をした場合には、附則第17条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」と、附則第17条の2第3

項中「第 37 条の 9 の 5 まで」とあるのは「第 37 条の 9 の 5 まで（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。）」と、附則第 17 条の 3 第 1 項中「租税特別措置法第 31 条の 3 第 1 項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される租税特別措置法第 31 条の 3 第 1 項」と、附則第 18 条第 1 項中「第 36 条」とあるのは「第 36 条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第 32 条第 1 項」とあるのは「租税特別措置法第 32 条第 1 項」として、附則第 17 条、附則第 17 条の 2、附則第 17 条の 3 又は附則第 18 条の規定を適用する。

- 2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。）に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

附則第 23 条の見出し中「適用期限」を「適用期間等」に改め、同条中「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）」を「震災特例法」に、「附則第 45 条第 2 項」を「附則第 45 条第 3 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第 13 条第 3 項若しくは第 4 項又は第 13 条の 2 第 1 項から第 5 項までの規定の適用を受けた場合における附則第 7 条の 3 及び第 7 条の 3 の 2 の規定の適

用については、附則第7条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の伊勢市市税条例(以下「新条例」という。)

附則23条の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成23年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成23年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 この条例による改正前の伊勢市市税条例(以下この項において「旧条例」という。)附則第12条第2項(住宅用地に係る部分に限る。)及び第4項の規定は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成24年法律第17号。次項において「平成24年改正法」という。)附則第9条第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成24年度分及び平成25年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例附則第12条第2	前項	附則第12条第1項
-------------	----	-----------

項	平成 21 年度から平成 2 3 年度までの各年度分	平成 24 年度分及び平成 25 年度分
	10 分の 8	10 分の 9
旧条例附則第 12 条第 4 項	0. 8	0. 9
	平成 21 年度から平成 2 3 年度までの各年度分	平成 24 年度分及び平成 25 年度分
	第 1 項	附則第 12 条第 1 項

3 平成 24 年改正法附則第 9 条第 1 項及び前項の場合における新条例の規定（固定資産税に関する部分に限る。）の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第 14 条	又は第 13 条の 2	若しくは第 13 条の 2 又は伊勢市市税条例の一部を改正する条例（平成 24 年伊勢市条例第号。以下「平成 24 年改正条例」という。）附則第 3 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成 24 年改正条例による改正前の伊勢市市税条例（以下「平成 24 年改正前の条例」という。）
----------	-------------	--

		附則第 12 条第 2 項若しくは第 4 項
	又は 13 条の規定	若しくは第 13 条又は平成 24 年改正条例附則第 3 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成 24 年改正前の条例附則第 12 条第 2 項若しくは第 4 項の規定
附則第 15 条第 1 項	から第 5 項まで	から第 5 項まで又は平成 24 年改正条例附則第 3 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成 24 年改正前の条例附則第 12 条第 2 項若しくは第 4 項

伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 18 号

伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例

伊勢市都市計画税条例（平成 17 年伊勢市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項の前の見出し及び同項中「平成 21 年度から平成 23 年度まで」を「平成 24 年度から平成 26 年度まで」に改める。

附則第 3 項中「住宅用地又は商業地等」を「商業地等」に、「平成 21 年度から平成 23 年度まで」を「平成 24 年度から平成 26 年度まで」に改め、「住宅用地にあつては 10 分の 8、商業地等にあつては」を削る。

附則第 4 項中「平成 21 年度から平成 23 年度まで」を「平成 24 年度から平成 26 年度まで」に改める。

附則第 5 項を削る。

附則第 6 項中「平成 21 年度から平成 23 年度まで」を「平成 24 年度から平成 26 年度まで」に改め、同項を附則第 5 項とする。

附則第 7 項中「平成 21 年度から平成 23 年度まで」を「平成 24 年度から平成 26 年度まで」に改め、同項を附則第 6 項とする。

附則第 8 項（見出し含む。）中「平成 21 年度から平成 23 年度まで」を「平成 24 年度から平成 26 年度まで」に改め、同項を附則第 7 項とする。

附則第 9 項を附則第 8 項とし、附則第 10 項を附則第 9 項とする。

附則第 11 項中「、第 5 項及び第 6 項」を「及び第 5 項」に、「附則第 25 条第 7 項」を「附則第 25 条第 6 項」に、「附則第 18 条第 7 項」を「附則第 18 条第 6 項」に改め、「、附則第 3 項及び第 5 項の「住宅用地」とは法附則第 17 条第 3 号に」を削り、「、第 6 項及び第 7 項」を「、第 5 項及び第 6 項」に、「から第 8 項まで」を「から第 7 項まで」に、「附則第 8 項」を「附則第 7 項」に改め、同項を附則第 10 項とする。

附則第 12 項中「、第 6 項、第 16 項、第 22 項から第 30 項まで、第 32

項、第 35 項若しくは第 37 項」を「、第 5 項、第 14 項、第 18 項から第 26 項まで、第 28 項、第 30 項、第 32 項若しくは第 36 項」に改め、同項を附則第 11 項とする。

附則第 13 項の見出し中「平成 21 年度から平成 23 年度まで」を「平成 24 年度から平成 26 年度まで」に改め、同項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 9 号）附則第 9 条」を「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 17 号）附則第 10 条」に、「平成 21 年度から平成 23 年度まで」を「平成 24 年度から平成 26 年度まで」に改め、同項を附則第 12 項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊勢市都市計画税条例（附則第 4 項において「新条例」という。）の規定は、平成 24 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 23 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の伊勢市都市計画税条例（以下この項において「旧条例」という。）附則第 3 項（住宅用地に係る部分に限る。）及び第 5 項の規定は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 17 号。次項において「平成 24 年改正法」という。）附則第 9 条第 1 項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成 24 年度分及び平成 25 年度分の都市計画税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例附則第 3 項	前項	附則第 2 項
------------	----	---------

	平成 21 年度から平成 23 年度までの各年度分	平成 24 年度分及び平成 25 年度分
	10 分の 8	10 分の 9
旧条例附則第 5 項	0. 8	0. 9
	平成 21 年度から平成 23 年度までの各年度分	平成 24 年度分及び平成 25 年度分
	第 2 項	附則第 2 項

4 平成 24 年改正法附則第 9 条第 1 項及び前項の場合における新条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第 10 項	及び第 5 項	及び第 5 項並びに伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例（平成 24 年伊勢市条例第号。以下「平成 24 年改正条例」という。）附則第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成 24 年改正条例による改正前の伊勢市都市計画税条例（以下「平成 24 年改正前の条例」という。）附則第 5 項
	附則第 25 条第 6 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に	附則第 25 条第 6 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に、平成 24 年改正条例附則第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成 24 年改正前の条例附則第 3 項及び第 5 項の「住宅用地」とは法附則第 17 条第 3 号に
	から第 7 項まで	から第 7 項まで及び平成 24 年改正条例附則第 3 項の規定によりなお

	その効力を有するもの として読み替えて適用 される平成24年改正前 の条例附則第5項
--	---

伊勢市における公有地の拡大の推進に関する法律施行令第4条ただし書の規定による区域及び規模を定める規則をここに公布する。

平成24年3月26日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第6号

伊勢市における公有地の拡大の推進に関する法律施行令第4条ただし書の規定による区域及び規模を定める規則

公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和47年政令第284号）第4条ただし書の規定により市長が定める区域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項に規定する都市計画区域とし、規模は、100平方メートルとする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

伊勢市墓地、埋葬等に関する法律施行細則をここに公布する。

平成 24 年 3 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第7号

伊勢市墓地、埋葬等に関する法律施行細則

(総則)

第1条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）の施行に当たっては、墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第24号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(墓地等の設置場所の基準)

第2条 法第2条に規定する墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の設置場所は、次に掲げる基準に適合していなければならない。

- (1) 墓地にあつては、人家等から100メートル以上離れていること。ただし、公衆衛生上支障がなく、かつ、公共の福祉等の見地から特別の事由があると市長が認めたときは、この限りでない。
- (2) 墓地を設置する場所は、飲用水その他公衆衛生上支障のない土地であること。
- (3) 納骨堂にあつては、寺院の境内又は墓地の区域内であること。ただし、土地の状況その他の事由により市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。
- (4) 火葬場にあつては、人家等から200メートル以上離れていること。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - ア 公衆衛生上支障がなく、かつ、公共の福祉等の見地から特別の事由があると市長が認めたとき。
 - イ 同一敷地内において火葬場の施設を増築し、改築し、又は建て替えるとき。

2 墓地等の経営者以外の者が、墓地等の設置後、前項第1号又は第4号に規定する距離内に人家等を設置した場合にあつては、それぞれ同項第

1号又は第4号の規定は適用しない。

(墓地等変更の場合の設置場所の基準)

第3条 法第10条第2項の規定により、墓地等の区域を変更しようとするときは、変更に係る区域について、前条の規定を準用する。

(墓地の施設基準)

第4条 墓地の施設は、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 墓地の境界には、障壁又は樹木による垣根等を設けること。ただし、土地の状況等によりこれにより難い場合は、溝等で区画すること。
- (2) 墓地には適当な排水路を設け、雨水又は地表水が停留しないようにすること。
- (3) 墓地内にごみを処理又は貯留できる設備を設けること。

(納骨堂の施設基準)

第5条 納骨堂の施設は、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 納骨堂は、耐火建築構造とし、内部の設備は、不燃材料を用いること。
- (2) 納骨堂の出入口及び納骨装置は、施錠できること。

(火葬場の施設基準)

第6条 火葬場の施設は、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 火葬場の境界に障壁又は樹木による垣根等を設けること。
- (2) 火葬場の出入口には、門扉を設けること。
- (3) 火葬炉には、防臭及び防塵について、十分な能力を有する排ガス燃焼装置等を設けること。
- (4) 火葬場には、便所、使用水の施設、待合室及び管理事務所を設けること。

- (5) 火葬場には、灰庫を設けること。
- (6) 火葬炉が存する建物に施錠ができること。

(基準の適用除外)

第7条 墓地等を引き継いで経営しようとする場合において、市長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、第2条から前条までの規定を適用しないことができる。

- 2 小規模な墓地等については、第4条から前条までの規定を適用しないことができる。

(墓地等経営許可申請書等)

第8条 法第10条第1項の規定による墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可を受けようとする者は、工事に着手する前に墓地等経営許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、法第10条第1項の許可を与えたときは、墓地等経営許可書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

(墓地等変更許可申請書等)

第9条 法第10条第2項の規定による墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可を受けようとする者は、工事に着手する前に墓地等変更許可申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、法第10条第2項の許可を与えたときは、墓地等変更許可書(様式第4号)を申請者に交付するものとする。

(墓地等廃止許可申請書等)

第10条 法第10条第2項の規定により墓地、納骨堂又は火葬場を廃止しようとするときは、墓地等廃止許可申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、法第10条第2項の許可を与えたときは、墓地等廃止許可書(様式第6号)を申請者に交付するものとする。

(都市計画事業等による墓地等の届出)

第11条 法第11条第1項及び第2項の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があったものとみなされたときは、当該墓地又は火葬場の経営者は、速やかに、墓地・火葬場新設(変更・廃止)届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(工事の完了の検査等)

第12条 墓地等の経営者(前条の墓地又は火葬場の経営者を除く。)は、墓地等の新設又は変更の工事が完了したときは、速やかに、墓地等工事完了届(様式第8号)を市長に提出し、その検査を受けなければならない。

2 墓地等の経営者は、前項の検査を受けた後でなければ、当該墓地等を使用してはならない。

(墓籍等)

第13条 施行規則第7条第1項、第2項又は第3項の規定による墓籍、納骨簿又は火葬簿は、それぞれ様式第9号、様式第10号又は様式第11号とする。

(経営者等の遵守事項)

第14条 墓地等の経営者及び管理者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 清掃を励行して、衛生上支障がないようにすること。
- (2) 公衆衛生上必要な設備は、随時整備補修を行い、常に適正な状態に維持すること。
- (3) 改葬のための死体の発掘に当たっては、発掘した死体の防臭措置及び発掘場所の消毒を十分に行うよう、改葬を行う者を指導監督すること。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

年 月 日

（宛先）伊勢市長

申請者 住所

氏名 ⑩

生年月日 年 月 日生

〔法人にあっては、その名称、事務所所在地
並びに代表者の住所、氏名及び生年月日〕

墓地等経営許可申請書

下記のとおり墓地（納骨堂又は火葬場）を経営したいので、墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項の規定により申請します。

記

- 1 墓地等の名称
- 2 墓地等の所在地
- 3 墓地等の敷地の地目
- 4 墓地等の敷地の面積 平方メートル
- 5 墓地等の構造設備の概要
- 6 墓地等の工事の着手及び完了の予定年月日
- 7 墓地等の管理者

住所

氏名 年 月 日生

添付書類

- 1 墓地等の周囲200メートル以内に在する住宅等の位置及びこれらから墓地等までの距離を示した見取図
- 2 墓地にあっては、施設の配置図及び造成に関する計画書
- 3 納骨堂又は火葬場にあっては、建物及びその附属施設の設計図
- 4 許可の申請に係る理由書
- 5 墓地等となる土地の実測平面図
- 6 墓地等に隣接している土地又は建物の所有者の承諾書
- 7 墓地等の敷地が借地である場合にあっては、所有者の承諾書
- 8 墓地等の敷地に係る登記事項証明書及び公図の写し
- 9 農地である場合にあっては、伊勢市農業委員会の意見書
- 10 経営しようとする施設の設置場所が他の市町の区域内にある場合は、当該市町長の同意書
- 11 他の法令により許可を要するものは、その許可書の写し。ただし、許可申請中のものにあつては、その申請書の写し
- 12 申請しようとする者が法人（地方公共団体を除く）である場合は、当該法人の規則、寄附行為又は定款の写し及び登記事項証明書
- 13 墓地等の維持管理の方法

様式第2号（第8条関係）

伊勢市指令 第 号

墓 地 等 経 営 許 可 書

住所

氏名 様

（法人にあっては、その名称及び事務所所在地）

年 月 日付けで申請のあった^{墓地}納骨堂の^{火葬場}経営については、

墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり許可
します。

年 月 日

伊勢市長 印

- 1 墓地等の名称
- 2 墓地等の所在地
- 3 墓地等の敷地面積 平方メートル
- 4 条件

年 月 日

（宛先）伊勢市長

申請者 住所

氏名 ㊟

生年月日 年 月 日生

〔法人にあっては、その名称、事務所所在地
並びに代表者の住所、氏名及び生年月日〕

墓地等変更許可申請書

下記のとおり墓地区域（納骨堂・火葬場）の施設を変更したいので、墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により申請します。

記

- 1 墓地等の名称
- 2 変更事項
 - (1) 墓地の区域の変更にあっては、拡張又は縮小する区域の所在地並びに敷地の地目及び面積
 - (2) 納骨堂又は火葬場の施設の変更にあっては、変更する施設の所在地面積及び構造設備の概要
- 3 当該変更に係る工事の着手及び完了の予定年月日

添付書類

- 1 墓地等の周囲200メートル以内に在する住宅等の位置及びこれらか

ら墓地等までの距離を示した見取図

- 2 墓地にあつては、施設の配置図及び造成に関する計画書
- 3 納骨堂又は火葬場にあつては、建物及びその附属施設の設計図
- 4 許可の申請に係る理由書
- 5 墓地等となる土地の実測平面図
- 6 墓地等に隣接している土地又は建物の所有者の承諾書
- 7 墓地等の敷地が借地である場合にあつては、所有者の承諾書
- 8 墓地等の敷地に係る登記事項証明書及び公図の写し
- 9 農地である場合にあつては、伊勢市農業委員会の意見書
- 10 経営しようとする施設の設置場所が他の市町の区域内にある場合は、
当該市町長の同意書
- 11 他の法令により許可を要するものは、その許可書の写し。
(許可申請中のものにあつては、その申請書の写し)
- 12 墓地等の維持管理の方法

備考 墓地等の縮小にあつては、第6号、第7号、第9号、第10号、第11号、第12号及び第13号の添付書類を除く。

様式第4号（第9条関係）

伊勢市指令 第 号

墓地等変更許可書

住所

氏名

（法人にあつては、その名称及び事務所所在地）

年 月 日付けで申請のあつた^{墓 地}納骨堂_{火葬場}の変更については、

墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により、下記のとおり許可
します。

年 月 日

伊勢市長

印

記

- 1 墓地等の名称
- 2 変更事項（変更前、変更後の墓地等の所在地及び面積）
- 3 条件

年 月 日

（宛先）伊勢市長

申請者 住所

氏名 ㊟

生年月日 年 月 日生

〔法人にあっては、その名称、事務所所在地
並びに代表者の住所、氏名及び生年月日〕

墓地等廃止許可申請書

次のとおり墓地区域（納骨堂又は火葬場の施設）を廃止したいので、墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により申請します。

記

- 1 墓地等の名称
- 2 墓地等の所在地
- 3 墓地等の敷地の面積 平方メートル

添付書類

- 1 墓地又は納骨堂にあっては、改葬計画書
- 2 許可の申請に係る理由書
- 3 墓地等経営許可書

様式第6号（第10条関係）

伊勢市指令 第 号

墓地等廃止許可書

住所

氏名

（法人にあっては、その名称及び事務所所在地）

年 月 日付けで申請のあった^{墓 地}納骨堂の廃止については、
火葬場

墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により、下記のとおり許可
します。

年 月 日

伊勢市長 印

記

- 1 墓地等の名称
- 2 墓地等の所在地
- 3 墓地等の敷地の面積 平方メートル
- 4 条件

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢市長

申請者 住所

氏名 ㊟

生年月日 年 月 日生

〔法人にあっては、その名称、事務所所在地
並びに代表者の住所、氏名及び生年月日〕

墓地・火葬場新設（変更・廃止）届

次のとおり都市計画事業（土地区画整理事業）により墓地（火葬場）を
新設（変更、廃止）したいので、墓地、埋葬等に関する法律施行細則第11
条の規定により、届け出ます。

都市計画事業又は土地 区画整理事業の名称						
事業主体名						
墓地又は 火葬場	名称					
	所在地					
墓 地	区 域	面	m ²	地 目		
	区 画	数		面 積	1区画当たり m ²	
火 葬 場	敷 地	面	m ²			
	建物延べ面積	m ²		煙突の高さ	m	
	火 葬 炉	数	基	面 積	m ²	
事業認可（承認）年月日 及び事業認可（承認）番号		年 月 日				
工 事 完 了 年 月 日		年 月 日				

様式第8号（第12条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢市長

申請者 住所

氏名 ⑩

生年月日 年 月 日生

（法人にあっては、その名称、事務所所在地
並びに代表者の住所、氏名及び生年月日）

墓地等工事完了届

次のとおり墓地（納骨堂、火葬場）の新設（変更）の工事が完了したので墓地、埋葬等に関する法律施行細則第12条規定により、届け出ます。

墓地、納骨堂 又は火葬場	名 称	
	所 在 地	
新設又は変更の許可年 月日及び許可指令番号	年 月 日	
新設又は変更の工事の 着工及び完了の年月日	着工 年 月 日	
	完了 年 月 日	
施 工 業 者 名		

様式第9号（第13条関係）

墓 籍

管理者 氏名

墓 地 使 用 者		死 亡 者							埋葬若しくは埋蔵 又は収蔵の年月日
住 所	氏 名	本 籍	住 所	氏 名	年 齢	性 別	死亡年月日		

様式第10号（第13条関係）

納 骨 簿

管理者 氏名

焼 骨 収 蔵 委 託 者		死 亡 者							収 蔵 の 年 月 日
住 所	氏 名	本 籍	住 所	氏 名	年 齢	性 別	死 亡 年 月 日		

様式第11号（第13条関係）

火 葬 簿

管理者 氏名

火 葬 申 請 者		死 亡 者								火 葬 の 年 月 日
住 所	氏 名	本 籍	住 所	氏 名	年 齢	性 別	死 亡 年 月 日			

伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 24 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 8 号

伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(伊勢市事務分掌規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市事務分掌規則(平成 19 年伊勢市規則第 8 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 24 条・第 25 条」を「第 24 条」に、「第 26 条―第 30 条」を「第 25 条―第 28 条」に、「第 31 条・第 32 条」を「第 29 条・第 30 条」に、「第 33 条―第 37 条」を「第 31 条―第 35 条」に改める。

第 3 条の表情報戦略局の部広報広聴課の項中「広報係 広聴係」を「広報広聴係」に改め、同表環境生活部の部環境課の項中「環境政策係」を「温暖化防止推進係」に改め、「ごみゼロ推進係」を削り、同部清掃課の項中「庶務係 収集第一係 収集第二係 収集第三係」を「ごみゼロ推進係 清掃第一係 清掃第二係 清掃第三係」に改め、同表都市整備部の部監理課の項中「宮川改修対策係」を削る。

第 6 条の表情報戦略局の部秘書課の款秘書係の項中第 5 号を削り、同部広報広聴課の款広報係の項中「広報係」を「広報広聴係」に改め、同項に次の 4 号を加える。

- (6) 広聴活動に関する事。
- (7) 市民相談に関する事。
- (8) 市政に対する要望等の連絡調整に関する事。
- (9) 課の庶務に関する事。

第 6 条の表情報戦略局の部広報広聴課の款広聴係の項を削り、同表環境生活部の部戸籍住民課の款届出係の項第 13 号中「子ども手当」を「児童手当」に改め、同部環境課の款及び清掃課の款を次のように改める。

環境課

温暖化防止推進係

- (1) 環境政策の総合的な企画及び調整並びに推進に関すること。
- (2) 地球温暖化防止に関すること。
- (3) 課の庶務に関すること。
- (4) 部内の調整に関すること。
- (5) 部内他課の主管に属しないこと。

環境対策係

- (1) 環境保全対策の推進に関すること。
- (2) 生活排水対策の推進に関すること。
- (3) 浄化槽の普及及び管理指導に関すること。
- (4) 一般廃棄物（し尿に限る。）収集運搬業及び浄化槽清掃業の許可に関すること。
- (5) 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(昭和 50 年法律第 31 号)に関すること。
- (6) 放置自動車の発生の防止及び適正な処理の総括に関すること。
- (7) 公害の防止等に関すること。
- (8) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号)に関すること。
- (9) 市営墓地の運営に関すること。
- (10) 規格葬儀に関すること。
- (11) 害虫等の駆除及び防疫に関すること。
- (12) 狂犬病の予防に関すること。
- (13) 化製場又は死亡獣畜取扱場以外における死亡獣畜の処理の許可に関すること。
- (14) 伊勢広域環境組合に関すること(し尿処理施設及び火葬場に関する事務に限る。)
- (15) その他環境保全・生活衛生に関すること。

清掃課

ごみゼロ推進係

- (1) ごみに関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- (2) ごみの適正処理、発生抑制、再利用、資源化の推進と普及啓発に関すること。
- (3) ごみの収集に係る総合調整に関すること。
- (4) 一般廃棄物（し尿を除く。）収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可に関すること。
- (5) 廃棄物投棄場に関すること。
- (6) きれいなまちづくりの推進に関すること。
- (7) 不法投棄防止対策に関すること。
- (8) 伊勢広域環境組合に関すること（し尿処理施設、火葬場に関する事務を除く。）。
- (9) その他ごみに関すること。
- (10) 課の庶務に関すること。

清掃第一係、清掃第二係及び清掃第三係

- (1) ごみの収集業務に関すること。
- (2) ごみの収集業務計画に関すること。
- (3) ごみの排出指導に関すること。
- (4) その他ごみの収集業務に関すること。

第6条の表健康福祉部の部生活支援課の款福祉総務係の項第9号中「小俣保健センターの管理」を「小俣保健センター」に改め、同部こども課の款こども育成係の項第5号中「子ども手当」を「児童手当」に改め、同表産業観光部の部産業支援課の款産業支援係の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号を第8号とし、第11号を第9号とし、同款企業誘致係の項中第2号を削

り、同表都市整備部の部監理課の款企画調整系の項中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 宮川改修に係る現地調査、対策並びに関係機関及び関係部課との連絡調整に関すること。

第6条の表都市整備部の部監理課の款宮川改修対策系の項を削る。

第23条第2項の表地域振興課の項第8号中「消防、防災」を「防災」に改め、同項第10号中「関すること」を「関すること（二見総合支所地域振興課に限る。）」に改め、同項第11号を削り、同項第12号を同項第11号とし、同項第13号から同項第18号までを1号ずつ繰り上げ、同表生活福祉課の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、第8号の前に次の1号を加える。

(7) 埋火葬の許可に関すること。

第23条第2項の表生活福祉課の項第18号中「保育所入所及び保育料」を「保育所入所」に改め、同項第20号中「子ども手当」を「児童手当」に改め、同項第24号を削り、同項第25号を同項第24号とし、同項第26号から同項第32号までを1号ずつ繰り上げる。

第24条第19号中「子ども手当」を「児童手当」に改める。

第25条及び第26条を削り、第27条第1項中「伊勢市立保育所条例」を「伊勢市保育所条例」に改め、同条を第25条とし、第28条から第30条までを2条ずつ繰り上げる。

第31条第1項の表総合支所の項中「係長、センター長」を「係長」に改め、同条第2項を削り、同条第3項の表伊勢廃棄物投棄場の項を削り、同項を同条第2項とし、同条を第29条とする。

第32条の表中総合支所長 支所長 場長 館長 所長 園長の項中「場長」を削り、同表副園長の項を削り、同条を第30条とし、第33条

から第 36 条までを 2 条ずつ繰り上げる。

第 37 条中「第 34 条第 1 項」を「第 32 条第 1 項」に改め、同条を第 35 条とする。

(伊勢市公印規則の一部改正)

第 2 条 伊勢市公印規則（平成 17 年伊勢市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

「

教育委員会事務局教育総務課長	11
----------------	----

」を「

教育委員会事務局教育総務課長

」

7

に改める。

(伊勢市会計規則の一部改正)

第 3 条 伊勢市会計規則（平成 17 年伊勢市規則第 42 号）の一部を次のように改正する。

別表情報戦略局の部広報広聴課の項中「広聴係長」を「広報広聴係長」に改める。

(伊勢市小俣保健センター条例施行規則の一部改正)

第 4 条 伊勢市小俣保健センター条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 107 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条を削り、第 4 条を第 2 条とし、第 5 条から第 8 条までを 2 条ずつ繰り上げる。

(伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則の一部改正)

第 5 条 伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 111 号）を次のように改正する。

第5条第4項中「環境生活部環境課」を「環境生活部清掃課」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

住宅用家屋証明事務施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 24 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 9 号

住宅用家屋証明事務施行規則の一部を改正する規則

住宅用家屋証明事務施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「平成 20 年法律第 87 号」の次に「。以下「長期優良住宅普及促進法」という。」を加え、「(以下「長期優良住宅普及促進法」という。)」を削り、「第 7 条」を「第 6 条」に改め、同項第 2 号中「代えることができる。以下同じ。)」の次に「、登記完了証（不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号）第 181 条の規定により交付されたものをいい、電子申請に基づいて建物の表題登記を完了した場合に交付されるもの（登記完了証として交付された書面及び電子公文書として交付された登記完了証を印刷したものをいう。）に限る。以下同じ。）」を、「場合においては、登記事項証明書」の次に「又は登記完了証」を加え、同項第 4 号中「建築士（」の次に「耐火建築物の場合、」を、「登記事項証明証」の次に「、登記完了証」を加え、同条第 3 項第 2 号中「検査済書、登記事項証明書」の次に「、登記完了証」を、「場合においては、登記事項証明書」の次に「又は登記完了証」を加え、同項第 6 号中「建築士（」の次に「耐火建築物の場合、」を、「登記事項証明書」の次に「、登記完了証」を加え、同条第 4 項第 4 号ア中「第 24 条の 5 第 1 項第 1 号」を「第 24 条の 2 第 3 項第 1 号」に、「第 42 条第 1 項」を「第 42 条第 1 項第 2 号」に改め、同項第 5 号中「建築士（」の次に「耐火建築物の場合、」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市福祉健康センター条例施行規則等の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成 24 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 10 号

伊勢市福祉健康センター条例施行規則等の一部を改正する規則

(伊勢市福祉健康センター条例施行規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市福祉健康センター条例施行規則（平成 18 年伊勢市規則第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「利用日前 30 日から利用日前 3 日まで」を「利用日の 2 箇月前の日の属する月の初日から利用日の 5 日前まで」に改める。

(伊勢市ハートプラザみその条例施行規則)

第 2 条 伊勢市ハートプラザみその条例施行規則(平成 17 年伊勢市規則第 57 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項を次のように改める。

2 申請書は、使用日の属する月の 2 箇月前の日(ただし、多目的ホールにあっては、1 年前の日)の属する月の初日から使用日の 5 日前までに提出しなければならない。ただし、指定管理者がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

第 2 条に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、各室（ただし、多目的ホールを除く。）を多目的ホールの使用に関連して使用する場合は、多目的ホールの申請期間とする

(伊勢市小俣保健センター条例施行規則の一部改正)

第 3 条 伊勢市小俣保健センター条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 107 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「を提出し、あらかじめ」を「を使用日の 1 年前の日の属する月の初日から使用日の 5 日前までに提出し、」に改める。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 24 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 11 号

伊勢市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市営住宅管理条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 140 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 さくらアパートの項を削り、同表旭ヶ台団地の項中「4」を「2」

に改め、同表浦口団地の項中	中層耐 火 3 階 建	12	を	中層耐 火 3 階 建	12
	〃			〃	21

に改め、同表朝熊第 3 団地の項中「〃朝熊町 2654 番地 1」を「〃朝熊町 2654 番地」に改め、同表西団地の項中「8」を「5」に改め、同表横世古住宅の項を次のように改める。

横世古住宅	昭和 29 年	〃小俣町元町 767 番地	ブロック造 2 階建	8
	昭和 30 年	〃小俣町元町 792 番地	ブロック造 平屋建	12

別表第 1 下小俣住宅の項を次のように改める。

下小俣住宅	昭和 41 年	〃小俣町元町 99 番地	ブロック造 平屋建	20
-------	---------	--------------	--------------	----

別表第 2 竹ヶ鼻第 1 団地駐車場の項の次に次のように加える。

竹ヶ鼻第 2 団地駐車場	伊勢市神社港 470 番地	10 区画
	5	

別表第2 栗野団地駐車場の項中「15」を「51」に改め、同表二俣団地駐車場の項の次に次のように加える。

五十鈴川団地駐車場	伊勢市二見町西 185 番地 48	22 区画
-----------	-------------------	-------

別表第2 朝熊第3 団地駐車場の項中「伊勢市朝熊町 2654 番地 1」を「伊勢市朝熊町 2654 番地」に改める。

別表第3 竹ヶ鼻第1 団地駐車場の次に次のように加える。

竹ヶ鼻第2 団地駐車場	1,000 円	10 台
-------------	---------	------

別表第3 栗野団地駐車場の項中「15 台」を「51 台」に改め、同表二俣団地駐車場の項の次に次のように加える。

五十鈴川団地駐車場	1,500 円	22 台
-----------	---------	------

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則及び伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 24 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 12 号

伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則及び伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

(伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則（平成 18 年規則第 27 号）の一部を次のように改正する。

	「		「		
		58		57	
		58		58	
		58		58	
		58		58	
		59		58	
別表第 5 中		59	を	58	に改める。
		59		59	
		59		59	
		60		59	
		60		59	
		60		59	
		60		60	
		61		60	
	」		」		

(伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務時間に関する規則の一部改正)

第 2 条 伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（平成 18 年伊勢市規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

	「		「	
		34		33
		34		34
		34		34
		35		34
		35		34
		35		35

別表第5中

36
36
36
37
37
37
37
38
38
38
38
39
39
39
39
40

を

35
35
35
36
36
36
36
37
37
37
38
38
38
38
39
39

に改める。

」

」

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別表第5(第6条関係)

一般職給料表昇格時号給対応表

昇格した日 の前日に受 けていた号 給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1
11	1	1	1	3	3	1
12	1	1	1	4	4	1
13	1	1	1	5	5	1
14	1	1	1	6	6	2
15	1	1	1	7	7	3
16	1	1	1	8	8	4
17	1	1	1	9	9	5
18	1	2	1	10	10	6
19	1	3	1	11	11	7
20	1	4	1	12	12	8
21	1	5	1	13	13	9
22	1	6	2	14	14	10
23	1	7	3	15	15	11
24	1	8	4	16	16	12
25	1	9	5	17	17	13
26	1	10	6	18	18	14
27	1	11	7	19	19	15
28	1	12	8	20	20	16
29	1	13	9	21	21	17

30	1	14	10	22	22	18
31	1	15	11	23	23	19
32	1	16	12	24	24	20
33	1	17	13	25	25	21
34	2	18	14	26	26	21
35	3	19	15	27	27	22
36	4	20	16	28	28	22
37	5	21	17	29	29	23
38	6	22	18	30	30	23
39	7	23	19	31	31	24
40	8	24	20	32	32	24
41	9	25	21	33	33	25
42	10	26	22	34	34	25
43	11	27	23	35	35	26
44	12	28	24	36	36	26
45	13	29	25	37	37	27
46	14	30	26	38	38	27
47	15	31	27	39	39	28
48	16	32	28	40	40	28
49	17	33	29	41	41	29
50	18	34	30	42	41	29
51	19	35	31	43	42	29
52	20	36	32	44	42	30
53	21	37	33	45	43	30
54	22	38	34	46	43	30
55	23	39	35	47	44	31
56	24	40	36	48	44	31
57	25	41	37	49	45	31
58	25	41	38	50	45	32
59	26	42	39	51	46	32
60	26	42	40	52	46	32
61	27	43	41	53	47	33
62	27	43	41	54	47	33
63	28	44	41	55	48	34
64	28	44	42	56	48	34

65	29	45	42	57	49	35
66	29	45	42	58	49	35
67	30	46	43	59	50	36
68	30	46	43	60	50	36
69	31	47	43	61	51	37
70	31	47	44	62	51	37
71	32	48	44	63	52	38
72	32	48	44	64	52	38
73	33	49	45	65	53	39
74	33	49	45	66	54	39
75	33	49	45	67	55	40
76	34	49	46	68	56	40
77	34	50	46	69	57	41
78	34	50	46	70	58	
79	35	50	47	71	59	
80	35	50	47	72	60	
81	35	51	47	73	61	
82	36	51	48	74	62	
83	36	51	48	75	63	
84	36	51	48	76	64	
85	37	52	49	77	65	
86	37	52	49	78		
87	38	52	49	79		
88	38	52	49	80		
89	39	53	50	81		
90	39	53	50	82		
91	40	53	50	83		
92	40	53	50	84		
93	41	53	51	85		
94		54	51			
95		54	51			
96		54	51			
97		54	52			
98		54	52			
99		55	52			

100		55	52			
101		55	53			
102		55	53			
103		55	54			
104		56	54			
105		56	55			
106		56	55			
107		56	56			
108		56	56			
109		57	57			
110		57	57			
111		57	58			
112		57	58			
113		<u>57</u>	59			
114		<u>58</u>				
115		<u>58</u>				
116		<u>58</u>				
117		<u>58</u>				
118		<u>58</u>				
119		<u>59</u>				
120		<u>59</u>				
121		<u>59</u>				
122		<u>59</u>				
123		<u>59</u>				
124		<u>60</u>				
125		<u>60</u>				

別表第5(第6条関係)

一般職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1
11	1	1	1	3	3	1
12	1	1	1	4	4	1
13	1	1	1	5	5	1
14	1	1	1	6	6	2
15	1	1	1	7	7	3
16	1	1	1	8	8	4
17	1	1	1	9	9	5
18	1	2	1	10	10	6
19	1	3	1	11	11	7
20	1	4	1	12	12	8
21	1	5	1	13	13	9
22	1	6	2	14	14	10
23	1	7	3	15	15	11
24	1	8	4	16	16	12
25	1	9	5	17	17	13
26	1	10	6	18	18	14
27	1	11	7	19	19	15
28	1	12	8	20	20	16
29	1	13	9	21	21	17

30	1	14	10	22	22	18
31	1	15	11	23	23	19
32	1	16	12	24	24	20
33	1	17	13	25	25	21
34	2	18	14	26	26	21
35	3	19	15	27	27	22
36	4	20	16	28	28	22
37	5	21	17	29	29	23
38	6	22	18	30	30	23
39	7	23	19	31	31	24
40	8	24	20	32	32	24
41	9	25	21	33	33	25
42	10	26	22	34	34	25
43	11	27	23	35	35	26
44	12	28	24	36	36	26
45	13	29	25	37	37	27
46	14	30	26	38	38	27
47	15	31	27	39	39	28
48	16	32	28	40	40	28
49	17	33	29	41	41	29
50	18	34	30	42	41	29
51	19	35	31	43	42	29
52	20	36	32	44	42	30
53	21	37	33	45	43	30
54	22	38	34	46	43	30
55	23	39	35	47	44	31
56	24	40	36	48	44	31
57	25	41	37	49	45	31
58	25	41	38	50	45	32
59	26	42	39	51	46	32
60	26	42	40	52	46	32
61	27	43	41	53	47	33
62	27	43	41	54	47	33
63	28	44	41	55	48	34
64	28	44	42	56	48	34

65	29	45	42	57	49	35
66	29	45	42	58	49	35
67	30	46	43	59	50	36
68	30	46	43	60	50	36
69	31	47	43	61	51	37
70	31	47	44	62	51	37
71	32	48	44	63	52	38
72	32	48	44	64	52	38
73	33	49	45	65	53	39
74	33	49	45	66	54	39
75	33	49	45	67	55	40
76	34	49	46	68	56	40
77	34	50	46	69	57	41
78	34	50	46	70	58	
79	35	50	47	71	59	
80	35	50	47	72	60	
81	35	51	47	73	61	
82	36	51	48	74	62	
83	36	51	48	75	63	
84	36	51	48	76	64	
85	37	52	49	77	65	
86	37	52	49	78		
87	38	52	49	79		
88	38	52	49	80		
89	39	53	50	81		
90	39	53	50	82		
91	40	53	50	83		
92	40	53	50	84		
93	41	53	51	85		
94		54	51			
95		54	51			
96		54	51			
97		54	52			
98		54	52			
99		55	52			

100		55	52			
101		55	53			
102		55	53			
103		55	54			
104		56	54			
105		56	55			
106		56	55			
107		56	56			
108		56	56			
109		57	57			
110		57	57			
111		57	58			
112		57	58			
113		<u>58</u>	59			
114		<u>58</u>				
115		<u>58</u>				
116		<u>58</u>				
117		<u>59</u>				
118		<u>59</u>				
119		<u>59</u>				
120		<u>59</u>				
121		<u>60</u>				
122		<u>60</u>				
123		<u>60</u>				
124		<u>60</u>				
125		<u>61</u>				

別表第5(第8条関係)

技能労務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	2	1	1
11	1	3	1	1
12	1	4	1	1
13	1	5	1	1
14	1	6	1	1
15	1	7	1	1
16	1	8	1	1
17	1	9	1	1
18	1	10	1	2
19	1	11	1	3
20	1	12	1	4
21	1	13	1	5
22	1	14	1	6
23	1	15	1	7
24	1	16	1	8
25	1	17	1	9
26	1	18	1	10
27	1	19	1	11
28	1	20	1	12
29	1	21	1	13
30	1	22	2	13
31	1	23	3	14
32	1	24	4	14

33	1	25	5	15
34	1	26	6	15
35	1	27	7	16
36	1	28	8	16
37	1	29	9	17
38	2	30	10	17
39	3	31	11	18
40	4	32	12	18
41	5	33	13	19
42	6	33	14	19
43	7	34	15	20
44	8	34	16	20
45	9	35	17	21
46	10	35	18	22
47	11	36	19	23
48	12	36	20	24
49	13	37	21	25
50	14	38	22	25
51	15	39	23	26
52	16	40	24	26
53	17	41	25	27
54	18	42	26	27
55	19	43	27	28
56	20	44	28	28
57	21	45	29	29
58	22	46	30	29
59	23	47	31	30
60	24	48	32	30
61	25	49	33	31
62	26	49	34	31
63	27	50	35	32
64	28	50	36	32
65	29	51	37	33
66	30	51	38	33
67	31	52	39	33
68	32	52	40	<u>33</u>

69	33	53	41	<u>34</u>
70	34	53	42	<u>34</u>
71	35	54	43	<u>34</u>
72	36	54	44	<u>34</u>
73	37	55	45	<u>35</u>
74	38	55	46	<u>35</u>
75	39	56	47	<u>35</u>
76	40	56	48	<u>35</u>
77	41	57	49	<u>36</u>
78	41	57	50	<u>36</u>
79	42	58	51	<u>36</u>
80	42	58	52	<u>36</u>
81	43	59	53	<u>37</u>
82	43	59	54	<u>37</u>
83	44	60	55	<u>37</u>
84	44	60	56	<u>38</u>
85	45	61	57	<u>38</u>
86	45	61	58	<u>38</u>
87	46	61	59	<u>39</u>
88	46	62	60	<u>39</u>
89	47	62	61	<u>39</u>
90	47	62	61	40
91	48	63	62	40
92	48	63	62	40
93	49	63	63	41
94	49	64	63	41
95	50	64	64	41
96	50	64	64	42
97	51	65	65	42
98	51	65	65	42
99	52	65	66	43
100	52	65	66	43
101	53	66	67	43
102	53	66	67	
103	53	66	68	
104	54	66	68	

105	54	67	69	
106	54	67	70	
107	55	67	71	
108	55	67	72	
109	55	68	73	
110	56	68	73	
111	56	68	74	
112	56	68	74	
113	57	69	75	
114	57	69	75	
115	58	69	76	
116	58	69	76	
117	59	70	77	
118	59	70	78	
119	60	70	79	
120	60	70	80	
121	61	71	81	
122		71	82	
123		71	83	
124		71	84	
125		72	85	
126		72	85	
127		72	86	
128		72	86	
129		73	87	
130		73	87	
131		73	88	
132		74	88	
133		74	89	
134		74		
135		75		
136		75		
137		75		

別表第5(第8条関係)

技能労務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	2	1	1
11	1	3	1	1
12	1	4	1	1
13	1	5	1	1
14	1	6	1	1
15	1	7	1	1
16	1	8	1	1
17	1	9	1	1
18	1	10	1	2
19	1	11	1	3
20	1	12	1	4
21	1	13	1	5
22	1	14	1	6
23	1	15	1	7
24	1	16	1	8
25	1	17	1	9
26	1	18	1	10
27	1	19	1	11
28	1	20	1	12
29	1	21	1	13
30	1	22	2	13
31	1	23	3	14
32	1	24	4	14

33	1	25	5	15
34	1	26	6	15
35	1	27	7	16
36	1	28	8	16
37	1	29	9	17
38	2	30	10	17
39	3	31	11	18
40	4	32	12	18
41	5	33	13	19
42	6	33	14	19
43	7	34	15	20
44	8	34	16	20
45	9	35	17	21
46	10	35	18	22
47	11	36	19	23
48	12	36	20	24
49	13	37	21	25
50	14	38	22	25
51	15	39	23	26
52	16	40	24	26
53	17	41	25	27
54	18	42	26	27
55	19	43	27	28
56	20	44	28	28
57	21	45	29	29
58	22	46	30	29
59	23	47	31	30
60	24	48	32	30
61	25	49	33	31
62	26	49	34	31
63	27	50	35	32
64	28	50	36	32
65	29	51	37	33
66	30	51	38	33
67	31	52	39	33
68	32	52	40	<u>34</u>

69	33	53	41	<u>34</u>
70	34	53	42	<u>34</u>
71	35	54	43	<u>35</u>
72	36	54	44	<u>35</u>
73	37	55	45	<u>35</u>
74	38	55	46	<u>36</u>
75	39	56	47	<u>36</u>
76	40	56	48	<u>36</u>
77	41	57	49	<u>37</u>
78	41	57	50	<u>37</u>
79	42	58	51	<u>37</u>
80	42	58	52	<u>37</u>
81	43	59	53	<u>38</u>
82	43	59	54	<u>38</u>
83	44	60	55	<u>38</u>
84	44	60	56	<u>38</u>
85	45	61	57	<u>39</u>
86	45	61	58	<u>39</u>
87	46	61	59	<u>39</u>
88	46	62	60	<u>39</u>
89	47	62	61	<u>40</u>
90	47	62	61	40
91	48	63	62	40
92	48	63	62	40
93	49	63	63	41
94	49	64	63	41
95	50	64	64	41
96	50	64	64	42
97	51	65	65	42
98	51	65	65	42
99	52	65	66	43
100	52	65	66	43
101	53	66	67	43
102	53	66	67	
103	53	66	68	
104	54	66	68	

105	54	67	69	
106	54	67	70	
107	55	67	71	
108	55	67	72	
109	55	68	73	
110	56	68	73	
111	56	68	74	
112	56	68	74	
113	57	69	75	
114	57	69	75	
115	58	69	76	
116	58	69	76	
117	59	70	77	
118	59	70	78	
119	60	70	79	
120	60	70	80	
121	61	71	81	
122		71	82	
123		71	83	
124		71	84	
125		72	85	
126		72	85	
127		72	86	
128		72	86	
129		73	87	
130		73	87	
131		73	88	
132		74	88	
133		74	89	
134		74		
135		75		
136		75		
137		75		

伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を
改正する規則をここに公布する。

平成 24 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 13 号

伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 139 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とし、第 10 号を第 9 号とし、第 11 号を第 10 号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市職員管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成 24 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 14 号

伊勢市職員管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市職員管理職手当支給に関する規則(平成 17 年伊勢市規則第 31 号)の一部を次のように改正する。

別表市長の事務部局の部中「会計管理者」を「会計管理者、理事」に改め、同表教育委員会の事務局及び教育機関の部中「部長」を「教育部長」に、「次長」を「教育次長及び参事」に改め、同表消防本部及び消防署の部消防長及び次長の項の次に次のように加える。

参事	55,000 円
----	----------

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市心身障害児通園施設おおぞら児童園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 24 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 15 号

伊勢市中心身障害児通園施設おおぞら児童園条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市中心身障害児通園施設おおぞら児童園条例施行規則(平成 17 年伊勢市規則第 77 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 4 号を削り、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 作業療法士

様式第 1 号及び様式第 2 号を次のように改める。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

※ 第 号		※受付年月日 年 月 日			※受付者印	
おおぞら児童園入園申請書 (宛先) 伊勢市長 住所 保護者 氏名 電話番号 おおぞら児童園に入園したいので、次のとおり申請します。						
対象児童	フリガナ 氏 名	-----	男・女	生年月日 年 月 日	年 月 日(歳)	
	入園時在籍校等					
	疾病の有無	無・有 (疾病名)				
	手帳の有無	無・療育手帳 (A1・A2・B1・B2)、身体障害者手帳 (級)				
	児童相談所の判定	無・有				
	身体等の 状況	1 肢体不自由 2 知的発達のおくれ 3 視覚障害・弱視 4 聴覚障害・難聴 5 自閉的傾向・広汎性発達障害 6 ことばのおくれ 7 その他 ()				
希望する サービス	1 発達療育		4 作業療法		-----	
	2 感覚運動遊び		5 言語訓練		-----	
	3 小学部療育		6 その他 ()		-----	
家 庭 の 状 況	フリガナ 氏 名	続柄	生年月日 年 月 日	性別	職業・勤務先 (学校名・学年)	備考 (緊急連絡先等)
	-----		年 月 日			
	-----		年 月 日			
	-----		年 月 日			
	-----		年 月 日			
	-----		年 月 日			

(注) ※印の欄には記入しないでください。

様式第2号(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

伊勢市長

印

おおぞら児童園入園承認(却下)決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたおおぞら児童園の利用については、次のとおり決定しましたので通知します。

利用の可否	承認・却下(却下理由)		
対象児童	氏名		性別 男・女
	生年月日	年 月 日生(歳)	
利用するサービス (○印該当)	1 発達療育	4 作業療法	
	2 感覚運動遊び	5 言語訓練	
	3 小学部療育	6 その他()	
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで		

なお、本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます。

また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、伊勢市を被告として(訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。)当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。

平成 18 年改正給与条例附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料に
関する規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成 24 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 16 号

平成 18 年改正給与条例附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する等の規則

(平成 18 年改正給与条例附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料に関する規則の一部改正)

第 1 条 平成 18 年改正給与条例附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料に関する規則（平成 18 年伊勢市規則第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項各号列記以外の部分及び第 2 項並びに第 5 条第 1 項中「乗じて得た額」の次に「からその額に 2 分の 1 を乗じて得た額（その額が 1 万円を超える場合にあっては、1 万円）を減じた額」を加える。

(平成 18 年改正給与条例附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料に関する規則の廃止)

第 2 条 平成 18 年改正給与条例附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料に関する規則は、廃止する。

附 則

この規則中第 1 条の規定は平成 24 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の
一部を改正する規則をここに公布する。

平成 24 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 17 号

伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則(平成 18 年伊勢市規則第 24 号)の一部を次のように改正する。

附則第 7 項に見出しとして「(その他)」を付し、同項中「前 5 項」を「前各項」に改め、同項を附則第 9 項とし、附則第 6 項の次に次の 2 項を加える。

(給料表の切替えに伴う経過措置)

- 7 切替日から技能労務職給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が切替日の前日において受けていた給与条例別表の給料表に定める給料月額(当該給料月額に 100 分の 99.1 を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときにはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額から市長が定める額を減じた額を給料として支給する。
- 8 前項の規定による給料の支給について、他の職員との均衡を失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市産業支援センター条例施行規則をここに公布する。

平成 24 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 18 号

伊勢市産業支援センター条例施行規則

伊勢市産業支援センター条例施行規則（平成 20 年伊勢市規則第 3 号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、伊勢市産業支援センター条例（平成 19 年伊勢市条例第 38 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用の許可の申請）

第 2 条 条例第 9 条第 1 項の規定により伊勢市産業支援センター（以下「センター」という。）の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、条例第 4 条第 1 号ウ及びエに規定する起業家支援室及び起業準備支援室（以下「起業家支援室等」という。）にあつては伊勢市産業支援センター起業家支援室等利用許可申請書（様式第 1 号）により、条例第 4 条第 1 号イ及びキ並びに第 2 号アからエまでに規定する研修室、開放試験室、材料試験室、実習室、漆芸室及び作業実習室（以下「研修室等」という。）並びに第 14 条に規定する機械等備品にあつては伊勢市産業支援センター研修室等利用許可申請書（様式第 2 号）により指定管理者に申請しなければならない。

2 前項に規定する伊勢市産業支援センター起業家支援室等利用許可申請書を提出する際の時期については、指定管理者が別に定める。

3 第 1 項に規定する伊勢市産業支援センター研修室等利用許可申請書は、当該施設を利用する日の 2 箇月前の日の属する月の初日から当該施設を利用する日の前日までに提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（利用の許可）

第3条 指定管理者は、前条の申請を受理した場合は、その利用の目的及び内容を審査し、適当と認めるときは、起業家支援室等にあつては伊勢市産業支援センター起業家支援室等利用許可書(様式第3号)を、研修室等にあつては伊勢市産業支援センター研修室等利用許可書(様式第4号)を当該申請者に交付するものとし、起業家支援室等の利用の許可をしないことを決定したときは、伊勢市産業支援センター利用不許可決定通知書(様式第5号)を申請者に交付するものとする。

(起業家支援室等の利用者の要件)

第4条 条例第8条第2項の規定により起業家支援室等の利用対象者については、次の各号に掲げる要件を満たさなくてはならない。

- (1) 新たに創業しようとする者又はセンターの起業家支援室等の利用を開始する時点で創業後5年を経過しない者であること。
- (2) センターの起業家支援室等を事業活動の本拠とする者であること。
- (3) 起業家支援室等からの退去後、本市において事業を行う意思を有する者であること。

(利用の許可の変更又は取消し)

第5条 第3条の規定により利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、許可を受けた事項を変更し、又は条例第11条の規定により利用の許可の取消しを受けようとするときは、伊勢市産業支援センター利用変更許可申請書(様式第6号)又は伊勢市産業支援センター利用許可取消承認申請書(様式第7号)に、第3条に規定する伊勢市産業支援センター起業家支援室等利用許可書又は伊勢市産業支援センター研修室等利用許可書(以下「利用許可書」という。)を添付して指定管理者に提出し、当該許可又は承認を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項に規定する申請書を受理し、正当な理由があると認めるときは、伊勢市産業支援センター利用変更許可書(様式第8号)。

以下「利用変更許可書」という。)又は伊勢市産業支援センター利用許可取消通知書(様式第9号)を当該申請者に交付するものとする。

(利用時間)

第6条 利用者がセンターを利用することができる時間は、許可を受けた時間(以下「利用時間」という。)内とし、準備し、及び原状に回復するために要する時間を含めたものとする。

2 利用時間の延長は、センターの利用開始後は、これを認めない。ただし、センターの事業の運営上又は管理上支障がないと指定管理者が認めるときは、この限りでない。

(利用許可書の所持等)

第7条 利用者は、センターの利用の際、利用許可書又は利用変更許可書を所持するものとし、係員の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(起業家支援室等の利用許可の期間)

第8条 起業家支援室等の利用を許可する期間(以下「許可期間」という。)は、起業家支援室は1年以内とし、起業準備支援室は6箇月以内とする。ただし、起業家支援室は原則3年を限度として、起業準備支援室は1年を限度として許可期間をそれぞれ更新できるものとする。

(更新許可の申請)

第9条 前条ただし書に規定する起業家支援室等の許可期間の更新を受けようとする者(以下「更新申請者」という。)は、当該許可期間が満了する日の1箇月前までに、伊勢市産業支援センター起業家支援室等利用更新許可申請書(様式第10号)を指定管理者に提出しなければならない。

(利用更新の許可)

第10条 指定管理者は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その利用の目的及び内容を審査し、適当と認めるときは、伊勢市産業支援セン

タ一起業家支援室等利用更新許可書(様式第 11 号)を更新申請者に交付するものとする。

(利用料金の納付)

第 11 条 利用者は、条例第 12 条に規定する利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

(利用料金等の減免)

第 12 条 条例第 12 条第 5 項の規定によりセンターの利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、伊勢市産業支援センター利用料金減免申請書(様式第 12 号)を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の還付)

第 13 条 条例第 12 条第 6 項ただし書の規定により利用料金の還付を行うことができる場合及びその還付の額は、次のとおりとする。

- (1) 災害その他利用者の責めによらない事由により利用できなかった場合 既存利用料金の全額
- (2) 利用者が第 2 条第 2 項又は第 3 項に規定する期日までに利用の許可の取消しをした場合 既存利用料金の全額
- (3) 利用者が利用変更許可を受けた場合において既存利用料金に過納金が生じた場合 過納金の全額
- (4) その他指定管理者がやむを得ない事由により利用できないと認めた場合 指定管理者がその都度定める額

(機械等備品の利用料)

第 14 条 機械等備品の利用料は、別表に掲げる額の範囲内において、市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

(費用の負担)

第 15 条 起業家支援室の維持及び管理に要する費用で、指定管理者が指定

するものについては、起業家支援室の利用者が負担するものとする。

(特別の設備等の許可)

第 16 条 利用者は、センター利用のために特別の設備若しくは装飾をし、又は備え付け以外の器具を持ち込み利用しようとするときは、特別の設備等の内容を記載した書類を第 2 条に規定する伊勢市産業支援センター起業家支援室等利用許可申請書又は伊勢市産業支援センター研修室等利用許可申請書に添付して指定管理者に申請しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、利用許可書にその旨を記載して許可するものとする。

(利用者の遵守事項)

第 17 条 利用者その他センターに入館した者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けないで印刷物等の掲示、商品等の展示をしないこと。
- (2) 指定の場所以外で火気の利用、喫煙及び飲食をしないこと。
- (3) 許可された以外の設備等を利用しないこと。
- (4) その他センターの管理上指定管理者が必要と認めた指示に従うこと。

(販売行為等の禁止)

第 18 条 何人も、センター及びその敷地内において、物品の販売、広告宣伝、寄附募集の行為その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、市長及び指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

(入館の制限)

第 19 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認められる者

(3) その他管理上支障があると認められる者

(係員の立入り)

第 20 条 利用者は、係員が職務遂行のために、その利用中の場所に立ち入ることを拒むことができない。

(損傷等の届出)

第 21 条 利用者その他センターを利用する者は、センターの施設、設備、備付けの器具等を損傷し、又は滅失したときは、伊勢市産業支援センター施設等損傷(滅失)届(様式第 13 号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第 22 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第14条関係)

機械等備品利用料

種別	単位	金額(円)	備考
帯鋸	1時間当たり	630	1 利用時間が30分以内のときは、1時間当たりの利用料の半額とする。
自動一面鉋盤	〃	840	
手押鉋盤	〃	680	
万能丸鋸盤	〃	630	2 利用時間が30分を超え1時間未満のときは、1時間の利用料とする。
横切り機	〃	520	
卓上ボール盤	〃	420	
糸のこぎり盤	〃	470	
バフ	〃	420	
グラインダー	〃	420	3 利用時間が1時間を超えるときは、30分(30分未満は30分とする。)を増すごとに1時間当たりの利用料の半額を加算する。
ベルトサンダー	〃	470	
木工旋盤	〃	630	
エアプラズマ溶接機	〃	1,570	
万能試験機	〃	1,410	4 起業家支援室等の利用者の機械等備品利用料は、無料とする。
衝撃試験機	〃	360	
天秤	〃	360	
分光光度計	〃	470	
ガスクロマトグラフ	〃	1,570	
原子吸光分析装置	〃	730	
蛍光X線分析装置	〃	1,570	
恒温恒湿器	〃	570	

定温恒温器	〃	360
定温乾燥機	〃	360
マッフル炉	〃	360

様式第1号（第2条関係）

伊勢市産業支援センター起業家支援室等利用許可申請書

年 月 日

（宛先）指定管理者

住所（所在地）

氏名（名称） ㊟

（代表者）

連絡先電話

伊勢市産業支援センター起業家支援室等の利用許可を申請します。
 なお、利用に当たっては、利用条件を守ります。

記

1. 起業概要

利用希望室	<input type="checkbox"/> 起業家支援室 <input type="checkbox"/> 起業準備支援室			
利用予定期間	年 月 日～		年 月 日	
ふりがな 氏名(代表者)			生年月日	年 月 日
連絡先 (自宅・会社)	電話		FAX	
	E-mail			
利用目的				
創業(予定)年月	年 月		創業・創業予定	
利用予定者数	人			
主な利用時間帯	午前・午後 時		～ 午前・午後 時	

2. 添付書類

- (1) 事業計画書（様式は、起業家支援室と起業準備支援室では異なります。）
- (2) 住民票の写し又は法人の登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、団体の規約及び構成員の住民票の写し又は団体を構成する法人の登記事項証明書）
- (3) その他指定管理者が必要と認める書類（入居者又は代表者の経歴等）

様式第2号（第2条関係）

伊勢市産業支援センター研修室等利用許可申請書

年 月 日

（宛先）指定管理者

住所（所在地）

氏名（名称）

（代表者）

連絡先電話

次のとおり、伊勢市産業支援センター研修室等の利用許可を申請します。
 なお、利用に当たっては、利用条件を守ります。

利用日時	午前 年 月 日 時 分 から 午前 時 分 まで 午後 午後		
利用目的			
利用予定人数	人		
利用施設	施設	本 棟	<input type="checkbox"/> 研修室 <input type="checkbox"/> 開放試験室
		実習棟	<input type="checkbox"/> 材料試験室 <input type="checkbox"/> 実習室 <input type="checkbox"/> 漆芸室 <input type="checkbox"/> 作業実習室
	機械等備品	作業実習室	<input type="checkbox"/> 帯鋸 <input type="checkbox"/> 自動一面鉋盤 <input type="checkbox"/> 手押鉋盤 <input type="checkbox"/> 万能丸鋸盤 <input type="checkbox"/> 横切り機 <input type="checkbox"/> 卓上ボール盤 <input type="checkbox"/> 糸のこぎり盤 <input type="checkbox"/> バフ <input type="checkbox"/> グラインダー <input type="checkbox"/> ベルトサンダー <input type="checkbox"/> 木工旋盤 <input type="checkbox"/> エアプラズマ溶接機 <input type="checkbox"/> 定温乾燥機
		材料試験室	<input type="checkbox"/> 万能試験機 <input type="checkbox"/> 衝撃試験機
	開放試験室	<input type="checkbox"/> 天秤 <input type="checkbox"/> 分光光度計 <input type="checkbox"/> ガスクロマトグラフ <input type="checkbox"/> 原子吸光分析装置 <input type="checkbox"/> 蛍光 X 線分析装置 <input type="checkbox"/> 恒温恒湿器 <input type="checkbox"/> 定温恒湿器 <input type="checkbox"/> 定温乾燥機 <input type="checkbox"/> マッフル炉	

※利用しようとする施設及び機械等備品の□欄にチェックを入れてください。

第 年 月 日 号

伊勢市産業支援センター起業家支援室等利用許可書

様

指定管理者 印

年 月 日付けで申請のあった伊勢市産業支援センター起業家支援室等の利用を許可します。なお、利用に当たっては下記の利用条件を遵守してください。

記

1 利用区画、期間等

利用区画	<input type="checkbox"/> 起業家支援室 号室 <input type="checkbox"/> 起業準備支援室 プース
利用期間	年 月 日～ 年 月 日
月額利用料金	

2 利用条件

第 年 月 日 号

伊勢市産業支援センター研修室等利用許可書

様

指定管理者 印

年 月 日付で申請のあった伊勢市産業支援センター研修室等を利用することについて、下記のとおり許可します。

利用日時	午前 年 月 日 時 分 から 午前 時 分 まで 午後 午後			
利用目的				
利用予定人数	人			
利用施設	施設	本棟	<input type="checkbox"/> 研修室 <input type="checkbox"/> 開放試験室	
		実習棟	<input type="checkbox"/> 材料試験室 <input type="checkbox"/> 実習室 <input type="checkbox"/> 漆芸室 <input type="checkbox"/> 作業実習室	
	機械等備品	作業実習室	<input type="checkbox"/> 帯鋸 <input type="checkbox"/> 自動一面鉋盤 <input type="checkbox"/> 手押鉋盤 <input type="checkbox"/> 万能丸鋸盤 <input type="checkbox"/> 横切り機 <input type="checkbox"/> 卓上ボール盤 <input type="checkbox"/> 糸のこぎり盤 <input type="checkbox"/> バフ <input type="checkbox"/> グラインダー <input type="checkbox"/> ベルトサンダー <input type="checkbox"/> 木工旋盤 <input type="checkbox"/> エアプラズマ溶接機 <input type="checkbox"/> 定温乾燥機	
		材料試験室	<input type="checkbox"/> 万能試験機 <input type="checkbox"/> 衝撃試験機	
		開放試験室	<input type="checkbox"/> 天秤 <input type="checkbox"/> 分光光度計 <input type="checkbox"/> ガスクロマトグラフ <input type="checkbox"/> 原子吸光分析装置 <input type="checkbox"/> 蛍光X線分析装置 <input type="checkbox"/> 恒温恒湿器 <input type="checkbox"/> 定温恒湿器 <input type="checkbox"/> 定温乾燥機 <input type="checkbox"/> マッフル炉	
利用料金	利用料金	円	施設料	円
			機械等備品利用料	円
	減免額	円（施設料	円、機械等備品利用料	円）
	差引利用料金	円（施設料	円、機械等備品利用料	円）

様式第5号（第3条関係）

第 年 月 日
号

伊勢市産業支援センター利用不許可決定通知書

様

指定管理者 印

年 月 日付けで申請のあった伊勢市産業支援センターの利用については、次の理由により許可しないことと決定したので通知します。

理由

伊勢市産業支援センター利用変更許可申請書

第 号
年 月 日

（宛先）指定管理者

住所（所在地）

氏名（名称）

（代表者）

連絡先電話

次のとおり、伊勢市産業支援センターの利用許可の変更を申請します。

利用施設名	
利用許可日時	年 月 日 午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 午後
変更内容	
変更理由	

（注） 利用許可書を添付してください。

様式第7号（第5条関係）

伊勢市産業支援センター利用許可取消承認申請書

年 月 日

（宛先）指定管理者

住所（所在地）

氏名（名称） ㊟

（代表者）

連絡先電話

次のとおり、伊勢市産業支援センターの利用許可の取消しを申請します。

利用施設名	
利用許可日時	年 月 日 午前 時 分から 午前 時 分まで 午後
利用取消理由	

第 年 月 日 号

伊勢市産業支援センター利用変更許可書

様

指定管理者

☐

年 月 日付けで申請のあった伊勢市産業支援センターの利用許可の変更について、次のとおり許可します。

利用施設名	
利用許可日時	年 月 日 午前 時 分から 午後 時 分まで
変更理由	
変更事項	
利用料金	変更後利用料金 円
	既納利用料金 円
	差 引 き 円 (還付・不足)

様式第9号（第5条関係）

伊勢市産業支援センター利用許可取消通知書

第 号
年 月 日

様

指定管理者

印

年 月 日付けで申請のあった伊勢市産業支援センターの利用許可の取消しについて、次のとおり承認します。

利用取消施設名			
利用取消日時	年 月 日	午前 時 分から 午後	午前 時 分まで 午後
利用取消理由			
利用料金の還付	還付金	既納利用料金 円	還付金額 円

様式第 10 号（第 9 条関係）

伊勢市産業支援センター起業家支援室等利用更新許可申請書

年 月 日

（宛先）指定管理者

住所（所在地）

氏名（名称） ㊟

（代表者）

連絡先電話

伊勢市産業支援センター起業家支援室等の利用更新の許可を申請します。

なお、利用に当たっては、利用条件を守ります。

記

1. 起業概要

利用希望室	<input type="checkbox"/> 起業家支援室 <input type="checkbox"/> 起業準備支援室			
利用予定期間	年 月 日～		年 月 日	
ふりがな 氏名(代表者)			生年月日	年 月 日
連絡先 (自宅・会社)	電話		FAX	
	E-mail			
利用目的				
創業(予定)年月	年 月		創業・創業予定	
利用予定者数	人			
主な利用時間帯	午前・午後 時		～ 午前・午後 時	

2. 添付書類

(1) 指定管理者が必要と認める書類

第 年 月 日 号

伊勢市産業支援センター起業家支援室等利用更新許可書

様

指定管理者 園

年 月 日付けで申請のあった伊勢市産業支援センター起業家支援室等の利用更新を許可します。なお、利用に当たっては下記の利用条件を遵守してください。

記

1 利用区画、期間等

利用区画	<input type="checkbox"/> 起業家支援室 号室 ・ <input type="checkbox"/> 起業準備支援室 ブース
利用期間	年 月 日～ 年 月 日
月額利用料金	

2 利用条件

- (1) 伊勢市産業支援センター起業家支援室等を利用するに当たり、産業支援センター条例及び規則に沿って施設を利用すること。
- (2) 起業家支援室等を支店又は営業所として利用せず、本社機能として利用すること。
- (3) 利用者は起業家支援室等を事務所として利用することとし、起業家支援室等内で製造業務を行うことができない。ただし、指定管理者が適当と認めた時は試作を行うことができる。
- (4) 利用者は起業家支援室等の模様替え及びその利用上必要な工事を行おうとするときはあらかじめ書面で承認を得ること。また、模様替え等に要する活用は利用者がすべて負担すること。

様式第 12 号（第 12 条関係）

伊勢市産業支援センター利用料金減免申請書

年 月 日

（宛先）指定管理者

住所（所在地）

氏名（名称）

（代表者）

連絡先電話

伊勢市産業支援センターの利用料金の減額又は免除について、次のとおり申請します。

利用日時	午前 年 月 日 時 分 から 午前 時 分 まで 午後 午後		
利用目的			
利用予定人数	人		
利用施設	施設	本 棟 <input type="checkbox"/> 研修室 <input type="checkbox"/> 開放試験室 実習棟 <input type="checkbox"/> 材料試験室 <input type="checkbox"/> 実習室 <input type="checkbox"/> 漆芸室 <input type="checkbox"/> 作業実習室	
	機械等備品	作業実習室	<input type="checkbox"/> 帯鋸 <input type="checkbox"/> 自動一面鉋盤 <input type="checkbox"/> 手押鉋盤 <input type="checkbox"/> 万能丸鋸盤 <input type="checkbox"/> 横切り機 <input type="checkbox"/> 卓上ボール盤 <input type="checkbox"/> 糸のこぎり盤 <input type="checkbox"/> バフ <input type="checkbox"/> グラインダー <input type="checkbox"/> ベルトサンダー <input type="checkbox"/> 木工旋盤 <input type="checkbox"/> エアプラズマ溶接機 <input type="checkbox"/> 定温乾燥機
		材料試験室	<input type="checkbox"/> 万能試験機 <input type="checkbox"/> 衝撃試験機
		開放試験室	<input type="checkbox"/> 天秤 <input type="checkbox"/> 分光光度計 <input type="checkbox"/> ガスクロマトグラフ <input type="checkbox"/> 原子吸光分析装置 <input type="checkbox"/> 蛍光 X 線分析装置 <input type="checkbox"/> 恒温恒湿器 <input type="checkbox"/> 定温恒湿器 <input type="checkbox"/> 定温乾燥機 <input type="checkbox"/> マッフル炉
		減額又は免除する理由	<input type="checkbox"/> 起業家支援室等利用許可者のため <input type="checkbox"/> その他 ()

様式第 13 号（第 21 条関係）

伊勢市産業支援センター施設等損傷（滅失）届

年 月 日

（宛先）伊勢市長

住所（所在地）

氏名（名称）

（代表者）

連絡先電話

次のとおり伊勢市産業支援センターの施設等を損傷（滅失）したので、届け出ます。

利用許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
利用施設名	
利用日時	年 月 日 午前 時 分から 午前 時 分まで 午後
利用目的	
損傷（滅失）の日 時	年 月 日 時 分頃
損傷（滅失）した施設等の箇所 及び程度	
損傷（滅失）の原因及び状況	

市長の同意を得て任免する伊勢市病院企業職員の範囲に関する規則及び
伊勢市病院企業職員の地方公営企業法第 39 条第 2 項の規定に基づき市長
が定める職に関する規則の一部改正をここに公布する。

平成 24 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第19号

市長の同意を得て任免する伊勢市病院企業職員の範囲に関する規則
及び伊勢市病院企業職員の地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則

(市長の同意を得て任免する伊勢市病院企業職員の範囲に関する規則の一部改正)

第1条 市長の同意を得て任免する伊勢市病院企業職員の範囲に関する規則(平成17年伊勢市規則第103号)の一部を次のように改正する。

本則第1号中「副院長」の次に「、理事」を加える。

(伊勢市病院企業職員の地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部改正)

第2条 伊勢市病院企業職員の地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則(平成17年伊勢市規則第104号)の一部を次のように改正する。

本則第1号中「副院長」の次に「、理事」を加える。

附 則

この規則は平成24年4月1日から施行する。

伊勢市保育所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 24 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 20 号

伊勢市保育所条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市保育所条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 61 号）の一部を次のように改正する。

別表備考 2 中「知的障害児通園施設、肢体不自由児施設通園部若しくは」を削り、同項中「児童デイサービス」を「児童発達支援及び医療型児童発達支援」に改め、同表備考 4 各号列記以外の部分中「地方税法」を「地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）」に改め、「第 1 項第 1 号及び第 2 項」及び「並びに」を削り、同項中「及び第 5 条の 4 第 6 項」を「、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 5 項」に、「及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和 22 年法律第 175 号）」を「、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和 22 年法律第 175 号）及び控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成 23 年 7 月 15 日雇児発 0715 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」に改め、同表備考 4 第 1 号中「所得税法第 78 条第 2 項第 1 号」を「所得税法第 78 条第 1 項（同条第 2 項第 1 号、第 2 号（地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。）及び第 3 号（地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）」に改め、同表備考 4 第 2 号中「第 41 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項、第 41 条の 19 の 2 第 1 項並びに第 41 条の 19 の 3 第 1 項」を「第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項、第 41 条の 19 の 2 第 1 項、第 41 条の 19 の 3 第 1 項及び第 2 項、第 41 条の 19 の 4 第 1 項及び第 2 項並びに第 41 条の 19 の 5 第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 24 年 3 月 23 日

伊勢市教育委員会
委員長 楠田 英子

伊勢市教育委員会規則第2号

伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部を改正する規則

伊勢市教育委員会事務局等処務規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の表教育総務課の項中「管理係」を「管理係 学校統合準備室」に改め、同表学校教育課の項中「健康教育係」を「健康教育係 人権学習係」に改め、同表生涯学習・スポーツ課の項を次のように改める。

生涯学習・スポーツ課 生涯学習係 スポーツ振興係

第4条第1項の表教育総務課の部管理係の項の次に次のように加える。
学校統合準備室

- (1) 小中学校適正規模化・適正配置に係る広報広聴及び連絡調整に関すること。
- (2) 小中学校適正規模化・適正配置に伴う学校の設置及び廃止に関すること。
- (3) その他小中学校適正規模化・適正配置の推進に関すること。

第4条第1項の表学校教育課の部健康教育係の項の次に次のように加える。

人権学習係

- (1) 学校人権教育の総合企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 学校人権教育に係る調査及び研究に関すること。
- (3) 教育集会所に関すること。
- (4) その他学校人権教育に関すること。

第4条第1項の表生涯学習・スポーツ課の部生涯学習係の項に次の5号を加える。

- (8) 青少年の保護育成に関すること。
- (9) 青少年問題協議会に関すること。

(10) 青少年の補導及び相談に関すること。

(11) その他青少年に関すること。

(12) 課の庶務に関すること。

第4条第1項の表生涯学習・スポーツ課の部人権学習係の項及び青少年育成係の項を削る。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

伊勢市事務決裁規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 24 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第1号

伊勢市事務決裁規程等の一部を改正する規程

(伊勢市事務決裁規程の一部改正)

第1条 伊勢市事務決裁規程(平成17年伊勢市訓令第3号)の一部を次のように改正する。

別表第2の4の(2)の表13の項中「子ども手当」を「児童手当」に改める。

別表第2の4の(4)の表を次のように改める。

(2) 環境課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 環境政策の総合的な企画及び調整並びに推進に関すること。	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	
2 地球温暖化防止に関すること。	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	
3 環境保全対策の推進に関すること。			重要	軽易	
4 生活排水対策の推進に関すること。	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	
5 一般廃棄物				○	

収集運搬業及び浄化槽清掃業の許可					
6 一般廃棄物収集運搬業者及び浄化槽清掃業者の事務所等への立入検査				○	
7 公害関係法令等に基づく届出の受理				○	
8 公害関係法令等に基づく改善勧告		特に重要	重要	軽易	
9 墓地経営の許可	○				
10 改葬の許可				○	
11 市営墓地の管理				○	
12 規格葬儀取扱店の指定				○	
13 生活衛生に関すること。				○	
14 化製場又は死亡獣畜取扱	○				

場以外での死亡獣畜処理の許可					
15 伊勢広域環境組合との連絡調整（し尿処理施設、火葬場に関することに限る。）	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	

別表第2の4の(5)の表を次のように改める。

(5) 清掃課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 ごみに関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	
2 ごみの適正処理、発生抑制、再利用、資源化の推進と普及啓発に関すること。	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	
3 ごみ収集事業の計画、実。	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	

施及び調整に関すること。					
4 一般廃棄物（し尿を除く。）収集運搬業の許可				○	
5 一般廃棄物処分業の許可	○				
6 廃棄物投棄場の管理	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	
7 一般廃棄物（し尿を除く。）収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の事務所等への立入検査				○	
8 伊勢市を美しくする条例（平成17年伊勢市条例第135号）に基づく勧告及び改善命令	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	
9 伊勢広域環境組合との連	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	

絡調整（し尿 処理施設、火 葬場に関する ことを除く。）					
---------------------------------------	--	--	--	--	--

別表第2の5の(5)の表12の項中「子ども手当」を「児童手当」に改める。

別表第2の6の(2)の表を次のように改める。

(2) 産業支援課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 産業支援センターの管理運営に関すること。	特に重要	重要	軽易	定例的 かつ軽易	
2 企業支援に関すること。				○	
3 起業家の支援・育成に関すること。				○	
4 産業支援センター運営協議会に関すること。		○			
5 企業立地に関すること。	特に重要	重要	軽易	定例的 かつ軽易	

(伊勢市文書管理規程の一部改正)

第2条 伊勢市文書管理規程（平成17年伊勢市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中イを削り、ウをイとし、エをウとし、オをエとする。

第18条第8号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第4号中「あて先」を「宛先」に改める。

（伊勢市公文例規程の一部改正）

第3条 伊勢市公文例規程（平成17年伊勢市訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「(昭和56年内閣告示第1号)」を「(平成22年内閣告示第2号)」に改め、同項第4号中「(昭和56年事務次官等会議申合せ)」を「(平成22年内閣訓令第1号)」に改め、同項第5号中「(昭和56年内閣法制局総発第141号)」を「(平成22年内閣法制局総総第208号)」に改める。

第11条第2項第4号の表及び第15号の表中「あて先」を「宛先」に改める。

第12条第1号の表中「あて先」を「宛先」に改め、同条第2号の表中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

伊勢市産業支援センター運営協議会規程の一部を改正する規程を次のよ
うに定める。

平成 24 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第2号

伊勢市産業支援センター運営協議会規程の一部を改正する規程
伊勢市産業支援センター運営協議会規程（平成20年伊勢市訓令第7号）
の一部を次のように改正する。

第1条中「第13条」を「第16条」に改める。

第2条を削る。

第3条中「14人」を「15人」に改め、同条2項を次のように改め、同条を第2条とする。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 市内の産業団体の関係者
- (3) 起業家支援室の利用者
- (4) 市の職員
- (5) 前4号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

第4条を第3条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

伊勢市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 24 年 3 月 23 日

伊 勢 市 教 育 委 員 会
委員長 楠 田 英 子

伊勢市教育委員会訓令第1号

伊勢市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

伊勢市教育委員会事務決裁規程（平成17年伊勢市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第6条の表学校教育課長専決事項の項に次の2号を加える。

- (6) 人権問題に関する講座の実施
- (7) 人権教育関係機関との連絡調整

第6条の表生涯学習・スポーツ課長専決事項の項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号から第10号までを2号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 24 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第 1 号

伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程

伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 15 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 3 資産勘定の表固定資産の部有形固定資産の款機械及び装置減価償却累計額の項中「ポンプ設備減価償却類型額」を「ポンプ設備減価償却累計額」に、「塩素滅菌設備減価償却類型額」を「塩素滅菌設備減価償却累計額」に改める。

別表第 1 の 5 資本勘定の表資本金の部自己資本金の款組入資本金の項中「及び地方公営企業資産再評価規則(昭和 27 年総理府令第 74 号。以下「再評価則」という。)第 11 条」を削り、同表剰余金の部資本剰余金の款再評価積立金の項中「から、再評価則第 10 条の規定により再評価日現在の繰越欠損金を埋めた額を控除した額」を削り、同部利益剰余金の款減債積立金の項中「地方公営企業法第 32 条第 1 項、」を削り、同部利益積立金の項中「地方公営企業法第 32 条第 1 項、地方公営企業法施行令第 24 条第 2 項及び第 3 項の規定により」を「地方公営企業法施行令第 24 条第 1 項の規定により欠損金を埋めるため」に改め、同部建設改良積立金の項中「地方公営企業法第 24 条第 4 項」を「地方公営企業法施行令第 24 条第 1 項」に改める。

別表第 2 の 5 資本勘定の表資本金の部自己資本金の款組入資本金の項中「及び再評価則第 11 条」を削り、同表剰余金の部資本剰余金の款再評価積立金の項中「から、再評価則第 10 条の規定により再評価日現在の繰越欠損金を埋めた額を控除した額」を削り、同部利益剰余金の款減債積立金の項中「地方公営企業法第 32 条第 1 項、」を削り、同部建設改良積立金の項中「地方公営企業法第 24 条第 4 項」を「地方公営企業法施行令第 24 条第 1 項」に改め、同部利益積立金の項中「地方公営企業法第 32 条第 1 項、

地方公営企業法施行令第 24 条第 2 項及び第 3 項の規定により」を「地方公
営企業法施行令第 24 条第 1 項の規定により欠損金を埋めるため」に改める。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

市立伊勢総合病院事務分掌規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

伊勢市病院事業管理者 間島 雄一

伊勢市病院事業管理規程第3号

市立伊勢総合病院事務分掌規程等の一部を改正する規程

(市立伊勢総合病院事務分掌規程の一部改正)

第1条 市立伊勢総合病院事務分掌規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

(理事)

第8条の2 必要があるときは、理事を置くことができる。

2 理事は、上司の命を受けて、特定の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

第24条第3項中「副院長、医療部長」を「副院長、理事、医療部長」に改める。

(市立伊勢総合病院事務決裁規程の一部改正)

第2条 市立伊勢総合病院事務決裁規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「特定事務を処理する場合に限り」の次に「、理事にあっては別表に掲げる部長(看護副部長を除く。)、健診センター長又は次長の専決事項」を加え、「別表」を「同表」に改める。

別表の2の表中「副院長」を「副院長、理事」に改める。

別表の3の表中「医療技術部薬剤室」を「医療技術部薬局」に改める。

(伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第3条 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削る。

附則に次の3項を加える。

(平成24年4月から平成25年3月までの間の地域手当に関する特例

措置)

- 4 平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間において、第 9 条第 1 項の規定の適用については、同項中「100 分の 4」とあるのは、「0」とする。

(給料表の切替えに伴う経過措置)

- 5 平成 18 年 7 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日から第 3 条第 3 号の給料表の適用を受ける職員については、その者の受ける給料月額が切替日の前日において受けていた同号の給料表に定める給料月額に達しないこととなる職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 6 前項の規定による給料の支給について、他の職員との均衡を失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ管理者の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

別表第 4 級別標準職務表の表病院企業一般職給料表の部 7 級の項中「部長」を「理事及び部長」に改め、同表病院企業医療職給料表の部 5 級の項中「部長」を「理事、部長」に改める。

別表第 7 中「医療部長、健診センター長」を「理事（医師に限る。）、医療部長、健診センター長」に、「医療技術部長（医師を除く。）」を「理事（医師を除く。）、医療技術部長（医師を除く。）」に改める。

別表第 8 医師診療手当の部 2 の項中「医療部長」を「理事（医師に限る。）、医療部長」に改め、同表夜間看護手当の部中「2,200 円」を「3,300 円」に、「1,600 円」を「2,200 円」に改める。

別表第 9 中「副院長、医療部長」を「副院長、理事（医師に限る。）、医療部長」に、「医療技術部長（医師を除く。）」を「理事（医師を除く。）、医療技術部長（医師を除く。）」に改める。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市告示第 21 号

平成 17 年 11 月 1 日告示第 15 号で告示した町及び支所の並べ順については、次のとおり変更します。

平成 24 年 3 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 変更の内容

支所管内の部北浜支所の項中「野村町」を削り、総合支所管内の部小俣総合支所管内の項に「野村町」を加える。

2 変更の日

平成 24 年 4 月 1 日

伊勢市告示第 22 号

伊勢市岡本町財産区議会を次のとおり招集します。

平成 24 年 3 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 平成 24 年 3 月 27 日 (火) 午後 5 時

- 2 招集の場所 伊勢市岡本 2 丁目 2 番 30 号
伊勢市岡本町財産区岡本会館 2 階小会議室

- 3 付議すべき事件
議案第 1 号 平成 24 年度伊勢市岡本町財産区予算
議案第 2 号 平成 23 年度伊勢市岡本町財産区補正予算 (第 1 号)

伊勢市告示第 23 号

平成 24 年 1 月 20 日開議の市議会臨時会で議決を経た平成 23 年度補正予算の

要領は、次のとおりです。

平成 24 年 3 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

平成23年度 伊勢市一般会計補正予算（第4号）

平成23年度 伊勢市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、25,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、44,904,272千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰越金		177,423	25,500	202,923
	1 繰越金	177,423	25,500	202,923
歳入合計		44,878,772	25,500	44,904,272

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 土 木 費		5,547,622	25,500	5,573,122
	5 都市計画費	3,425,013	25,500	3,450,513
歳 出	合 計	44,878,772	25,500	44,904,272

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額(千円)
9 土木費	5 都市計画費	倉田山公園整備事業	25,500

伊勢市告示第 24 号

平成 24 年 3 月 23 日開議の市議会定例会で議決を経た平成 24 年度予算及

び平成 23 年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成 24 年 3 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

平成24年度 伊勢市一般会計予算

平成24年度 伊勢市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ44,740,658千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第4条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第4表 債務負担行為」による。

(地方債)

第5条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第5表 地方債」による。

(一時借入金)

第6条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第7条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市 税		15,900,000
	1 市民税	7,002,832
	2 固定資産税	6,589,167
	3 軽自動車税	263,000
	4 市たばこ税	636,000
	5 特別土地保有税	1
	6 入湯税	7,000
	7 都市計画税	1,402,000
2 地方譲与税		340,001
	1 地方揮発油譲与税	100,000
	2 自動車重量譲与税	240,000
	3 地方道路譲与税	1
3 利子割交付金		40,000
	1 利子割交付金	40,000
4 配当割交付金		25,000
	1 配当割交付金	25,000
5 株式等譲渡所得割交付金		5,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	5,000
6 地方消費税交付金		1,220,000
	1 地方消費税交付金	1,220,000
7 ゴルフ場利用税交付金		15,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	15,000
8 自動車取得税交付金		100,001
	1 自動車取得税交付金	100,001
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金		56,000
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	56,000
10 地方特例交付金		60,000
	1 地方特例交付金	60,000
11 地方交付税		9,900,000
	1 地方交付税	9,900,000

(単位：千円)

款	項	金額
12 交通安全対策特別交付金		21,000
	1 交通安全対策特別交付金	21,000
13 分担金及び負担金		1,002,099
	1 負担金	1,002,099
14 使用料及び手数料		371,251
	1 使用料	311,052
	2 手数料	60,199
15 国庫支出金		5,876,609
	1 国庫負担金	4,573,017
	2 国庫補助金	1,259,037
	3 委託金	44,555
16 県支出金		2,671,916
	1 県負担金	1,470,470
	2 県補助金	994,817
	3 委託金	206,629
17 財産収入		51,664
	1 財産運用収入	26,581
	2 財産売払収入	25,083
18 寄附金		22,002
	1 寄附金	22,002
19 繰入金		1,874,525
	1 基金繰入金	1,874,525
20 繰越金		50,000
	1 繰越金	50,000
21 諸収入		524,890
	1 延滞金、加算金及び過料	5,000
	2 市預金利子	1,000
	3 貸付金元利収入	22,328
	4 受託事業収入	348
	5 雑入	496,214
22 市債		4,613,700

(単位：千円)

款	項	金額
	1 市 債	4,613,700
歳 入	合 計	44,740,658

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		355,227
	1 議 会 費	355,227
2 総 務 費		4,149,517
	1 総務管理費	3,269,641
	2 徴 税 費	502,437
	3 戸籍住民基本台帳費	286,484
	4 選 挙 費	38,742
	5 統計調査費	20,997
	6 監査委員費	31,216
3 民 生 費		16,100,132
	1 社会福祉費	3,775,418
	2 老人福祉費	3,588,831
	3 児童福祉費	6,274,325
	4 生活保護費	2,370,791
	5 人権政策費	75,615
	6 国民年金事務費	15,152
4 衛 生 費		4,162,905
	1 保健衛生費	2,419,747
	2 清 掃 費	1,743,158
5 労 働 費		256,665
	1 労働諸費	256,665
6 農林水産業費		1,014,605
	1 農 業 費	888,488
	2 林 業 費	38,583
	3 水産業費	87,534
7 商 工 費		508,295
	1 商 工 費	508,295
8 観 光 費		401,506
	1 観 光 費	401,506
9 土 木 費		5,901,674
	1 土木管理費	230,871

(単位：千円)

款	項	金額
	2 道路橋梁費	1,280,512
	3 河川費	528,586
	4 港湾海岸費	20,726
	5 都市計画費	3,647,518
	6 住宅費	193,461
10 消防費		2,923,789
	1 消防費	2,923,789
11 教育費		3,669,299
	1 教育総務費	959,903
	2 小学校費	541,918
	3 中学校費	424,272
	4 幼稚園費	188,072
	5 社会教育費	542,501
	6 保健体育費	1,012,633
12 災害復旧費		36
	1 農林水産業施設災害復旧費	9
	2 公共土木施設災害復旧費	15
	3 文教施設災害復旧費	9
	4 その他公共施設・公用施設災害復旧費	3
13 公債費		5,247,006
	1 公債費	5,247,006
14 諸支出金		2
	1 普通財産取得費	2
15 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳 出	合 計	44,740,658

第 2 表 繼 続 費

款	項	事業名	総額(千円)	年度	年割額(千円)
10 消防費	1 消防費	消防本部庁舎新設事業	56,034	平成 24 年度	33,621
				平成 25 年度	22,413
11 教育費	5 社会教育費	旧豊宮崎文庫保存修理 経費	14,420	平成 24 年度	8,018
				平成 25 年度	6,402
	6 保健体育費	倉田山公園野球場改修 事業	576,122	平成 24 年度	59,263
				平成 25 年度	516,859

第 3 表 繰 越 明 許 費

款	項	事業名	金額(千円)
9 土木費	5 都市計画費	倉田山公園整備事業	34,216

第 4 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
伊勢市土地開発公社の事業 運営資金に対する損失補償	自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日	2,000,000 千円 伊勢市土地開発公社が、その事業運営資金として借入れた元金及び年5.0%以内の利子の額
コンビニエンスストア 収納代行業務委託 (平成24年度債務負担行為)	自 平成24年 4月 1日 至 平成31年 3月 31日	26,497千円
工場等立地促進奨励金 (平成24年度債務負担行為)	自 平成24年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日	34,562 千円
農地・水保全管理 支払交付金事業	自 平成25年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日	47,212 千円
観光振興基本計画 策定業務委託	自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日	3,238 千円
小学校空調設備整備事業	自 平成25年 4月 1日 至 平成28年 3月 31日	25,678 千円
中学校空調設備整備事業	自 平成25年 4月 1日 至 平成28年 3月 31日	13,510 千円
中学校給食 施設運営委託 (平成24年度債務負担行為)	自 平成25年 4月 1日 至 平成30年 3月 31日	410,000千円

第 5 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
市 町 村 合 併 特 例 事 業 債	2,315,200	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政 府資金及び地方公 共団体金融機構資 金について、利率の 見直しを行った後 においては当該見直 しの利率)	政府資金・特定資 金、地方公共団体 金融機構資金につ いてはその融通条 件により、銀行そ 他の場合にはその 債権者との協定に よるものとする。 ただし、市財政の 都合により据置期 間及び償還期限を 短縮し、又は繰上 償還もしくは低利 に借換えすること ができる。
障 害 者 支 援 施 設 整 備 事 業 債	13,000			
水 道 事 業 出 資 債	148,200			
農 道 ・ 農 業 用 排 水 路 整 備 事 業 債	26,900			
た め 池 整 備 事 業 債	25,200			
ふ る さ と 農 道 整 備 事 業 債	18,900			
海 岸 整 備 事 業 債	6,300			
河 川 等 整 備 事 業 債	78,100			
公 営 住 宅 整 備 事 業 債	7,700			
緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 債	4,700			
消 防 設 備 整 備 事 業 債	19,500			
臨 時 財 政 対 策 債	1,950,000			

平成24年度 伊勢市国民健康保険特別会計予算

平成24年度 伊勢市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 13,871,650千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		3,253,129
	1 国民健康保険料	3,253,129
2 国民健康保険税		1,466
	1 国民健康保険税	1,466
3 国庫支出金		3,106,914
	1 国庫負担金	2,375,343
	2 国庫補助金	731,571
4 療養給付費等交付金		346,411
	1 療養給付費等交付金	346,411
5 前期高齢者交付金		3,767,228
	1 前期高齢者交付金	3,767,228
6 県支出金		740,600
	1 県負担金	100,918
	2 県補助金	639,682
7 共同事業交付金		1,520,014
	1 共同事業交付金	1,520,014
8 財産収入		484
	1 財産運用収入	484
9 繰入金		1,088,013
	1 他会計繰入金	738,013
	2 基金繰入金	350,000
10 繰越金		1
	1 繰越金	1
11 諸収入		47,390
	1 延滞金、加算金及び過料	4,560
	2 預金利子	10
	3 雑入	42,820
歳入合計		13,871,650

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		197,718
	1 総務管理費	169,869
	2 賦課徴収費	26,820
	3 運営協議会費	407
	4 趣旨普及費	622
2 保険給付費		9,451,271
	1 療養諸費	8,352,144
	2 高額療養費	1,020,000
	3 移送費	407
	4 出産育児諸費	65,520
	5 葬祭諸費	13,200
3 後期高齢者支援金等		1,673,005
	1 後期高齢者支援金等	1,673,005
4 前期高齢者納付金等		1,901
	1 前期高齢者納付金等	1,901
5 老人保健拠出金		422
	1 老人保健拠出金	422
6 介護納付金		722,607
	1 介護納付金	722,607
7 共同事業拠出金		1,562,723
	1 共同事業拠出金	1,562,723
8 保健事業費		208,254
	1 特定健康診査等事業費	187,111
	2 保健事業費	21,143
9 公債費		564
	1 公債費	564
10 諸支出金		11,385
	1 償還金及び還付加算金	10,901
	2 基金積立金	484
11 予備費		41,800
	1 予備費	41,800
歳 出	合 計	13,871,650

平成24年度 伊勢市後期高齢者医療特別会計予算

平成24年度 伊勢市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,544,041千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		1,092,463
	1 後期高齢者医療保険料	1,092,463
2 繰入金		1,449,415
	1 一般会計繰入金	1,449,415
3 繰越金		10
	1 繰越金	10
4 諸収入		2,153
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	2,152
歳入合計		2,544,041

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		67,782
	1 総務管理費	63,458
	2 徴収費	4,324
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,473,188
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,473,188
3 公債費		51
	1 公債費	51
4 諸支出金		2,020
	1 償還金及び還付加算金	2,020
5 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		2,544,041

平成24年度 伊勢市介護保険特別会計予算

平成24年度 伊勢市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,213,820千円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33,262千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、保険事業勘定で600,000千円、介護サービス事業勘定で10,000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算 保険事業勘定

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		2,350,248
	1 介護保険料	2,350,248
2 国庫支出金		2,673,518
	1 国庫負担金	2,086,276
	2 国庫補助金	587,242
3 支払基金交付金		3,108,726
	1 支払基金交付金	3,108,726
4 県支出金		1,428,997
	1 県負担金	1,337,474
	2 県補助金	31,475
	3 財政安定化基金支出金	60,048
5 財産収入		80
	1 財産運用収入	80
6 繰入金		1,648,953
	1 一般会計繰入金	1,628,953
	2 基金繰入金	20,000
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		3,297
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 預金利子	1
	3 雑入	3,295
歳入合計		11,213,820

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		255,932
	1 総務管理費	115,464
	2 徴収費	21,988
	3 介護認定諸費	118,480
2 保険給付費		10,699,797
	1 介護サービス等諸費	10,699,797
3 地域支援事業費		169,769
	1 地域支援事業費	169,769
4 基金積立金		60,128
	1 基金積立金	60,128
5 公債費		20,400
	1 公債費	20,400
6 諸支出金		6,794
	1 償還金及び還付加算金	6,794
7 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		11,213,820

第 1 表 歳入歳出予算 介護サービス事業勘定

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 サービス費収入		6,112
	1 介護予防給付費収入	6,112
2 繰入金		27,129
	1 一般会計繰入金	27,129
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		20
	1 雑入	20
歳入合計		33,262

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事業費		33,152
	1 介護予防サービス事業費	33,152
2 公債費		10
	1 公債費	10
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		33,262

平成24年度 伊勢市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

平成24年度 伊勢市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11,509千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業収入		7,634
	1 事業収入	7,634
2 県支出金		792
	1 県補助金	792
3 繰入金		2,983
	1 一般会計繰入金	2,983
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
歳入合計		11,509

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		2,438
	1 総務管理費	2,438
2 公債費		9,071
	1 公債費	9,071
歳 出	合 計	11,509

平成24年度 伊勢市農業集落排水事業特別会計予算

平成24年度 伊勢市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ78,389千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		451
	1 分担金	451
2 使用料及び手数料		26,478
	1 使用料	26,478
3 繰入金		51,459
	1 他会計繰入金	51,459
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		78,389

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 農業集落排水事業費		60,659
	1 総務費	16,478
	2 維持管理費	44,181
2 公債費		17,730
	1 公債費	17,730
歳 出	合 計	78,389

第 2 表 債務負擔行為

事 項	期 間	限 度 額
農業集落排水事業 使用料徴収業務委託 (平成24年度債務負擔行為)	自 平成25年 4月 1日 至 平成28年 3月 31日	3,066千円

平成24年度 伊勢市観光交通対策特別会計予算

平成24年度 伊勢市の観光交通対策特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 434,140千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業収入		277,139
	1 事業収入	277,139
2 繰入金		157,000
	1 一般会計繰入金	157,000
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		434,140

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 観光交通対策事業費		434,110
	1 管理費	277,110
	2 事業費	157,000
2 公債費		30
	1 公債費	30
歳 出	合 計	434,140

平成24年度 伊勢市土地取得特別会計予算

平成24年度 伊勢市の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ201,710千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 財産収入		2,396
	1 財産運用収入	2,395
	2 財産売却収入	1
2 繰入金		199,312
	1 基金繰入金	199,312
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1
	1 雑入	1
歳入合計		201,710

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 用地取得事業費		201,710
	1 管理費	2,396
	2 事業費	199,314
歳 出	合 計	201,710

平成24年度伊勢市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成24年度伊勢市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項 目	予 定 量
(1) 病 床 数	322 床
(2) 年 間 患 者 数	入 院 67,890 人
	外 来 139,061 人
	健診・ドック 12,470 人
(3) 1 日 平 均 患 者 数	入 院 186 人
	外 来 563 人
	健診・ドック 43 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(単位：千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 病院事業収益	5,296,047
第1項 医 業 収 益	4,557,654
第2項 健 診 収 益	253,360
第3項 医 業 外 収 益	484,933
第4項 特 別 利 益	100

(単位：千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 病院事業費用	5,735,022
第1項 医 業 費 用	5,516,544
第2項 健 診 費 用	153,732
第3項 医 業 外 費 用	63,646
第4項 特 別 損 失	100
第5項 予 備 費	1,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 113,635千円は、一時借入金で措置するものとする。)

(単位：千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 資 本 的 収 入	100,000
第1項 負 担 金	100,000

(単位：千円)

支		出
款	項	予 定 額
第1款	資 本 的 支 出	213,635
第1項	建 設 改 良 費	83,814
第2項	企 業 債 償 還 金	117,121
第3項	投 資	12,700

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
病院給食業務委託 (平成24年度債務負担行為)	自 平成24年度 至 平成27年度	289,512

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用
- (2) 健診費用
- (3) 医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位：千円)

項	目	予 定 額
(1)	職 員 給 与 費	3,336,919
(2)	交 際 費	1,000

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりとする。

(単位：千円)

項	目	予 定 額
(1)	病院群輪番制病院運営費補助金	4,209

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産購入限度額は1,170,041千円と定める。

平成24年度 伊勢市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度伊勢市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項 目	予 定 量
(1) 給 水 戸 数	54,925 戸
(2) 総 給 水 量	17,202 千m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	47,128 m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要	(単位 千円)
ア 原水施設更新事業	16,500
イ 配水管・施設新設及び改良事業	1,300,705
ウ 老朽管更新事業	370,823
エ 加圧施設更新事業	15,000

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(単位 千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 水道事業収益	2,727,025
第1項 営業収益	2,669,215
第2項 営業外収益	56,298
第3項 簡易水道収益	1,512

(単位 千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 水道事業費用	2,426,154
第1項 営業費用	2,214,607
第2項 営業外費用	195,407
第3項 簡易水道費用	6,140
第4項 予備費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,380,595千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

(単位 千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 資本的収入	628,069
第1項 企業債	328,000
第2項 負担金	151,869
第3項 出資金	148,200

(単位 千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第 1 款 資 本 的 支 出	2, 0 0 8, 6 6 4
第 1 項 建 設 改 良 費	1, 7 3 6, 1 6 9
第 2 項 償 還 金	2 7 2, 4 9 5

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額 (単位 千円)
水道施設運転管理業務委託 (平成 24 年度債務負担行為)	自 平成 2 4 年度 至 平成 2 7 年度	1 5 2, 0 8 2
水道料金等徴収業務委託 (平成 24 年度債務負担行為)	自 平成 2 5 年度 至 平成 2 7 年度	2 1 0, 3 3 1

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額 (単位 千円)	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
上水道事業	3 2 8, 0 0 0	証書借入 又は 証券発行	5.0 % 以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び地 方公共団体金 融機構資金に ついて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 後の利率)	政府資金、地方公 共団体金融機構資 金については、その 融通条件により、銀 行その他の場合に は、その債権者との 協定によるものと する。 ただし、財政の都 合により据置期間 及び償還期限を短 縮し、又は繰上償還 もしくは低利に借 換えすることができる。

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、5 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 簡易水道費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位 千円)

項 目	予 定 額
(1) 職 員 給 与 費	397,373

(他会計からの補助金)

第10条 水道料金軽減措置等のため、一般会計から繰入れを受ける金額は、25,675千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、40,000千円と定める。

平成24年度 伊勢市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度伊勢市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項 目	予 定 量
(1) 排 水 戸 数	16,849 戸
(2) 総 排 水 量	4,843 千m ³
(3) 一 日 平 均 排 水 量	13,270 m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要	(単位 千円)
ア 汚水管渠敷設事業	2,249,599
イ 処理場整備事業	5,000
ウ 処理場更新事業	10,000
エ 雨水管渠敷設事業	34,917
オ 雨水管渠更新事業	50,000
カ ポンプ場築造事業	228,183
キ ポンプ場更新事業	10,000

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(単位 千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 下水道事業収益	2,445,248
第1項 営業収益	959,916
第2項 営業外収益	1,485,332

(単位 千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 下水道事業費用	2,509,132
第1項 営業費用	1,870,147
第2項 営業外費用	635,985
第3項 予備費	3,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,129,056千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)(単位 千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 資本的収入	2,757,523
第1項 企業債	1,553,800
第2項 負担金	264,223
第3項 国庫補助金	939,500

(単位 千円)

支 出		予 定 額
款 項		
第 1 款	資 本 的 支 出	3, 8 8 6, 5 7 9
第 1 項	建 設 改 良 費	3, 0 2 4, 3 2 9
第 2 項	企 業 債 償 還 金	8 5 7, 1 9 8
第 3 項	受 益 者 負 担 金 返 還 金	5 5 0
第 4 項	諸 支 出 金	4, 5 0 2

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額 (単位 千円)
五十鈴川中村浄化センター維持管理業務委託	自 平成24年度 至 平成27年度	8 3, 0 0 0
平成24年度水洗便所等改造資金融資あっせんに伴う利子補給金	自 平成25年度 至 平成29年度	5 6 0
平成24年度水洗便所等改造資金助成金	自 平成24年度 至 平成25年度	1, 1 4 0
平成24年度浄化槽雨水貯留施設転用補助金	自 平成24年度 至 平成25年度	1 5 0
下水道使用料等徴収業務委託 (平成24年度債務負担行為)	自 平成25年度 至 平成27年度	7 3, 1 9 8

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額 (単位 千円)	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流域関連公共 下水道事業	1, 1 1 5, 5 0 0	証書借入 又は 証券発行	5.0 % 以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び地 方公共団体金 融機構資金に ついて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 後の利率)	政府資金・特定資金 及び地方公共団体金 融機構資金につい ては、その融通条件に よって、銀行その他の場 合には、その債権者との 協定によるものとする。 ただし、財政の都合 により据置期間及び 償還期限を短縮し、又 は繰上償還もしくは 低利に借換えするこ とができる。
宇治・中村特環 公共下水道事業	4, 5 0 0			
流域下水道事業	4 3 3, 8 0 0			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2, 0 0 0, 0 0 0千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位 千円)

項 目	予 定 額
(1) 職 員 給 与 費	294,278

(他会計からの補助金)

第10条 下水道使用料軽減措置等のため、一般会計から繰入れを受ける金額は、540,783千円である。

平成24年度伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。
入居居室数 9室

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 グループホーム事業収益	38,102千円
第1項 営業収益	38,101千円
第2項 営業外収益	1千円

支出

第1款 グループホーム事業費用	41,441千円
第1項 営業費用	41,440千円
第2項 営業外費用	1千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額700千円は、過年度分損益勘定留保資金700千円で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	0千円
-----------	-----

支出

第1款 資本的支出	700千円
第1項 建設改良費	700千円

(一時借入金)

第5条 借入金の限度額は、7,000千円と定める。

平成 23 年度 伊勢市一般会計補正予算（第 5 号）

平成 23 年度 伊勢市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、448,979 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、44,455,293 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 4 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 5 条 地方債の追加及び変更は、「第 5 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		15,850,000	300,000	16,150,000
	1 市民税	6,660,768	130,000	6,790,768
	2 固定資産税	6,906,059	40,000	6,946,059
	4 市たばこ税	580,172	130,000	710,172
8 自動車取得税交付金		110,001	△12,500	97,501
	1 自動車取得税交付金	110,001	△12,500	97,501
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金		50,000	6,909	56,909
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	50,000	6,909	56,909
11 地方交付税		9,300,000	1,204,405	10,504,405
	1 地方交付税	9,300,000	1,204,405	10,504,405
12 交通安全対策特別交付金		21,000	△506	20,494
	1 交通安全対策特別交付金	21,000	△506	20,494
13 分担金及び負担金		1,028,778	△64,903	963,875
	1 負担金	1,028,778	△64,903	963,875
14 使用料及び手数料		355,967	9,655	365,622
	1 使用料	295,394	8,876	304,270
	2 手数料	60,573	779	61,352
15 国庫支出金		6,051,283	△452,104	5,599,179
	1 国庫負担金	5,149,071	△487,734	4,661,337
	2 国庫補助金	857,871	34,795	892,666
	3 委託金	44,341	835	45,176
16 県支出金		2,816,227	△190,492	2,625,735
	1 県負担金	1,367,377	△28,644	1,338,733
	2 県補助金	1,198,028	△148,665	1,049,363
	3 委託金	250,822	△13,183	237,639
17 財産収入		494,467	90,300	584,767
	1 財産運用収入	31,270	△7,666	23,604
	2 財産売払収入	463,197	97,966	561,163
18 寄附金		25,407	1,689	27,096

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 寄附金	25,407	1,689	27,096
19 繰入金		1,409,576	△1,311,613	97,963
	1 基金繰入金	1,409,576	△1,311,613	97,963
20 繰越金		202,923	497,015	699,938
	1 繰越金	202,923	497,015	699,938
21 諸収入		543,417	26,666	570,083
	3 貸付金元利収入	28,057	△3,278	24,779
	4 受託事業収入	394	△43	351
	5 雑入	508,966	29,987	538,953
22 市債		4,833,700	△553,500	4,280,200
	1 市債	4,833,700	△553,500	4,280,200
歳入合計		44,904,272	△448,979	44,455,293

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		411,694	△4,902	406,792
	1 議 会 費	411,694	△4,902	406,792
2 総 務 費		4,900,159	21,460	4,921,619
	1 総務管理費	4,044,010	99,132	4,143,142
	2 徴 税 費	466,938	△11,448	455,490
	3 戸籍住民基本台帳費	244,911	△39,643	205,268
	4 選 挙 費	90,910	△24,695	66,215
	5 統計調査費	22,265	△1,748	20,517
	6 監査委員費	31,125	△138	30,987
3 民 生 費		16,382,061	△782,502	15,599,559
	1 社会福祉費	3,697,688	△33,474	3,664,214
	2 老人福祉費	3,503,260	△143,353	3,359,907
	3 児童福祉費	6,747,450	△599,683	6,147,767
	4 生活保護費	2,338,690	△591	2,338,099
	5 人権政策費	79,924	△5,401	74,523
4 衛 生 費		4,512,530	958,674	5,471,204
	1 保健衛生費	2,718,027	1,029,234	3,747,261
	2 清 掃 費	1,794,503	△70,560	1,723,943
5 労 働 費		193,713	△13,076	180,637
	1 労働諸費	193,713	△13,076	180,637
6 農林水産業費		1,080,995	△120,178	960,817
	1 農 業 費	966,188	△107,428	858,760
	2 林 業 費	38,930	△1,861	37,069
	3 水産業費	75,877	△10,889	64,988
7 商 工 費		191,493	△10,321	181,172
	1 商 工 費	191,493	△10,321	181,172
8 観 光 費		317,859	△41,873	275,986
	1 観 光 費	317,859	△41,873	275,986
9 土 木 費		5,573,122	△334,007	5,239,115
	1 土木管理費	239,479	△2,799	236,680

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 道路橋梁費	1,095,638	△142,032	953,606
	3 河川費	564,625	△89,534	475,091
	4 港湾海岸費	20,910	△4,504	16,406
	5 都市計画費	3,450,513	△81,864	3,368,649
	6 住宅費	201,957	△13,274	188,683
10 消防費		2,521,290	33,485	2,554,775
	1 消防費	2,521,290	33,485	2,554,775
11 教育費		3,330,734	△72,246	3,258,488
	1 教育総務費	800,433	16,348	816,781
	2 小学校費	536,531	△12,968	523,563
	3 中学校費	345,774	△11,703	334,071
	4 幼稚園費	164,272	△19,053	145,219
	5 社会教育費	521,484	△20,903	500,581
	6 保健体育費	962,240	△23,967	938,273
12 災害復旧費		47,314	△6,737	40,577
	1 農林水産業施設災害復旧費	6,909	△1,368	5,541
	2 公共土木施設災害復旧費	40,393	△5,369	35,024
13 公債費		5,346,774	△76,756	5,270,018
	1 公債費	5,346,774	△76,756	5,270,018
歳出	合計	44,904,272	△448,979	44,455,293

第 2 表 継 続 費 補 正

変 更

款	項	事 業 名	区 分	総 額 (千円)	年 度	年割額 (千円)
9 土木費	2 道路橋梁費	柏東大淀線整備事業 (平成22年度継続費)	補正前	47,390	平成 22 年度	9,884
					平成 23 年度	37,506
			補正後	33,306	平成 22 年度	9,884
					平成 23 年度	23,422
	3 河川費	準用河川大堀川支川 改修事業 (平成22年度継続費)	補正前	160,844	平成 22 年度	50,417
					平成 23 年度	110,427
補正後			156,862	平成 22 年度	50,417	
				平成 23 年度	106,445	

第 3 表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額(千円)
2 総務費	1 総務管理費	市史編さん事業	13,858
4 衛生費	1 保健衛生費	家庭用新エネルギー普及推進事業	4,200
		水道事業出資金	217,800
6 農林水産業費	1 農業費	県営ため池整備事業負担金	30,100
		県営かんがい排水事業負担金	30,800
		経営体育成基盤整備事業負担金	19,600
		県営ふるさと農道整備事業負担金	1,800
	3 水産業費	水産物供給基盤機能保全事業	4,200
		津波・高潮危機管理対策緊急事業	4,300
7 商工費	1 商工費	ものづくり推進事業	1,100
9 土木費	2 道路橋梁費	道路新設改良事業	1,394
	3 河川費	排水施設整備事業	58,197
	4 港湾海岸費	県営事業負担金（港湾）	4,200
	5 都市計画費	下水道事業会計繰出金	37,745
		市街地活性化事業	2,500
		県営事業負担金（街路）	30,140

款	項	事業名	金額(千円)
10 消防費	1 消防費	消防団安全対策設備整備事業	2, 6 6 2
11 教育費	2 小学校費	小学校整備事業	1 2, 3 4 8
	6 保健体育費	倉田山公園野球場改修事業	2 8, 3 5 9
12 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	都市施設災害復旧事業	3, 0 0 0

変 更

款	項	事業名	区 分	金額(千円)
2 総務費	3 戸籍住民基本 台帳費	戸籍住民システム管理経費	補正前	8 5, 0 0 0
			補正後	5 7, 0 0 0
9 土木費	2 道路橋梁費	道路整備事業	補正前	3 6, 2 4 0
			補正後	8 0, 5 3 2
12 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	河川災害復旧事業	補正前	6, 8 1 0
			補正後	6, 1 0 8

第 4 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
いせ市民活動センター管理運営委託	自 平成 23 年度 至 平成 28 年度	59,832

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額 (千円)	期 間	限 度 額 (千円)
市税等各種帳票及び資料情報等作成業務委託	自 平成 23 年度 至 平成 26 年度	441,000	自 平成 23 年度 至 平成 26 年度	235,200
コンビニエンスストア 収納代行業務委託 (平成23年度債務負担行為)	自 平成 23 年度 至 平成 26 年度	14,792	自 平成 23 年度 至 平成 25 年度	6,348
共同調理場生ごみ資源 化・減量化運営経費	自 平成 23 年度 至 平成 26 年度	31,000	自 平成 23 年度 至 平成 26 年度	12,309

第 5 表 地 方 債 補 正

追 加

起 債 の 目 的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
緊急防災・減災事業債	37,700	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金・特定資金、地方公共団体金融機構資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定によるものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	
	補 正 前	補 正 後
市町村合併特例事業債	1,834,100	1,367,200
水道事業出資債	277,900	322,800
ため池整備事業債	48,600	38,700
ふるさと農道整備事業債	75,600	69,300
海岸整備事業債	1,700	1,600

起債の目的	限度額 (千円)	
	補正前	補正後
防衛施設周辺整備事業債	48,500	0
河川等整備事業債	90,900	0
公営住宅整備事業債	14,000	0
消防施設整備事業債	8,900	11,200
河川災害復旧事業債	9,900	8,100
林業用施設災害復旧事業債	1,400	1,500
都市施設災害復旧事業債	1,500	1,400

平成23年度 伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成23年度 伊勢市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、43,608千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、13,619,723千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		3,222,372	△27,389	3,194,983
	1 国民健康保険料	3,222,372	△27,389	3,194,983
3 国庫支出金		2,988,854	△12,772	2,976,082
	1 国庫負担金	2,297,556	17,034	2,314,590
	2 国庫補助金	691,298	△29,806	661,492
4 療養給付費等交付金		289,276	76,195	365,471
	1 療養給付費等交付金	289,276	76,195	365,471
5 前期高齢者交付金		4,132,440	△4,672	4,127,768
	1 前期高齢者交付金	4,132,440	△4,672	4,127,768
6 県支出金		550,972	△51,135	499,837
	1 県負担金	98,155	△12,768	85,387
	2 県補助金	452,817	△38,367	414,450
7 共同事業交付金		1,457,364	△81,512	1,375,852
	1 共同事業交付金	1,457,364	△81,512	1,375,852
9 繰入金		918,569	△138,210	780,359
	1 他会計繰入金	818,569	△56,210	762,359
	2 基金繰入金	100,000	△82,000	18,000
10 繰越金		81,798	135,261	217,059
	1 繰越金	81,798	135,261	217,059
11 諸収入		19,741	60,626	80,367
	1 延滞金、加算金及び過料	4,560	908	5,468
	3 雑入	15,171	59,718	74,889
歳入合計		13,663,331	△43,608	13,619,723

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		233,318	△5,093	228,225
	1 総務管理費	203,690	△5,101	198,589
	2 賦課徴収費	28,597	8	28,605
2 保険給付費		9,261,424	52,105	9,313,529
	1 療養諸費	8,248,704	4,412	8,253,116
	2 高額療養費	933,600	47,693	981,293
3 後期高齢者支援金等		1,534,877	2,667	1,537,544
	1 後期高齢者支援金等	1,534,877	2,667	1,537,544
4 前期高齢者納付金等		4,467	106	4,573
	1 前期高齢者納付金等	4,467	106	4,573
6 介護納付金		696,642	△1,216	695,426
	1 介護納付金	696,642	△1,216	695,426
7 共同事業拠出金		1,498,327	△83,392	1,414,935
	1 共同事業拠出金	1,498,327	△83,392	1,414,935
8 保健事業費		213,262	△8,420	204,842
	1 特定健康診査等事業費	186,387	△7,467	178,920
	2 保健事業費	26,875	△953	25,922
11 予備費		100,000	△365	99,635
	1 予備費	100,000	△365	99,635
歳 出 合 計		13,663,331	△43,608	13,619,723

平成23年度 伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成23年度 伊勢市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、40,024千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、2,345,041千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		962,660	△26,212	936,448
	1 後期高齢者医療保険料	962,660	△26,212	936,448
2 繰入金		1,339,736	38,779	1,378,515
	1 一般会計繰入金	1,339,736	38,779	1,378,515
3 繰越金		10	27,773	27,783
	1 繰越金	10	27,773	27,783
4 諸収入		2,611	△316	2,295
	1 延滞金、加算金及び過料	1	149	150
	2 雑入	2,610	△465	2,145
歳入合計		2,305,017	40,024	2,345,041

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		62,757	△3,961	58,796
	1 総務管理費	58,543	△3,165	55,378
	2 徴収費	4,214	△796	3,418
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,238,672	44,202	2,282,874
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,238,672	44,202	2,282,874
4 諸支出金		2,520	△217	2,303
	1 償還金及び還付加算金	2,520	△217	2,303
歳 出 合 計		2,305,017	40,024	2,345,041

平成23年度 伊勢市介護保険特別会計補正予算（第3号）

平成23年度 伊勢市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、61,686千円を追加し、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、10,530,096千円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、6,682千円を減額し、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、30,572千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第2条 保険事業勘定の地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正 保険事業勘定

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		1,735,836	31,793	1,767,629
	1 介護保険料	1,735,836	31,793	1,767,629
2 国庫支出金		2,787,813	△399,569	2,388,244
	1 国庫負担金	2,234,595	△436,286	1,798,309
	2 国庫補助金	553,218	36,717	589,935
3 支払基金交付金		2,998,639	41,729	3,040,368
	1 支払基金交付金	2,998,639	41,729	3,040,368
4 県支出金		1,278,760	208,036	1,486,796
	1 県負担金	1,246,456	208,004	1,454,460
	2 県補助金	32,304	32	32,336
5 財産収入		1,100	△910	190
	1 財産運用収入	1,100	△910	190
6 繰入金		1,663,969	117,239	1,781,208
	1 一般会計繰入金	1,550,873	857	1,551,730
	2 基金繰入金	113,096	116,382	229,478
8 諸収入		4	3,368	3,372
	1 延滞金、加算金及び過料	1	160	161
	3 雑入	2	3,208	3,210
9 市債		0	60,000	60,000
	1 財政安定化基金貸付金	0	60,000	60,000
歳入合計		10,468,410	61,686	10,530,096

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		272,604	△15,225	257,379
	1 総務管理費	126,493	△11,675	114,818
	3 介護認定諸費	120,964	△3,550	117,414
2 保険給付費		9,971,654	124,812	10,096,466
	1 介護サービス等諸費	9,971,654	124,812	10,096,466
3 地域支援事業費		173,172	△15,533	157,639
	1 地域支援事業費	173,172	△15,533	157,639
4 基金積立金		1,100	△910	190
	1 基金積立金	1,100	△910	190
6 諸支出金		48,480	△31,458	17,022
	1 償還金及び還付加算金	48,480	△31,458	17,022
歳 出 合 計		10,468,410	61,686	10,530,096

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
財政安定化基金貸付金	60,000	証書借入	無 利 子	三重県介護保険財政安定化基金条例第8条第1項の規定による

第 1 表 歳入歳出予算補正 介護サービス事業勘定

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 サービス費収入		10,742	△2,842	7,900
	1 介護予防給付費収入	10,742	△2,842	7,900
2 繰入金		26,501	△3,879	22,622
	1 一般会計繰入金	26,501	△3,879	22,622
3 繰越金		1	△1	0
	1 繰越金	1	△1	0
4 諸収入		10	40	50
	1 雑入	10	40	50
歳入合計		37,254	△6,682	30,572

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業費		37,144	△6,682	30,462
	1 介護予防サービス事業費	37,144	△6,682	30,462
歳 出	合 計	37,254	△6,682	30,572

平成 23 年度 伊勢市住宅新築資金等貸付事業特別会計
補正予算（第 1 号）

平成 23 年度 伊勢市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、466 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、20,059 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		10,508	530	11,038
	1 事業収入	10,508	530	11,038
2 県支出金		1,519	△34	1,485
	1 県補助金	1,519	△34	1,485
3 繰入金		8,397	△1,213	7,184
	1 一般会計繰入金	8,397	△1,213	7,184
4 繰越金		100	252	352
	1 繰越金	100	252	352
5 諸収入		1	△1	0
	1 雑入	1	△1	0
歳入合計		20,525	△466	20,059

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		2,582	△466	2,116
	1 総務管理費	2,582	△466	2,116
歳 出	合 計	20,525	△466	20,059

平成 23 年度 伊勢市農業集落排水事業特別会計補正予算

(第 1 号)

平成 23 年度 伊勢市の農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額 68,314 千円は変更せず、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		451	△300	151
	1 分担金	451	△300	151
3 繰入金		41,366	△2,976	38,390
	1 他会計繰入金	41,366	△2,976	38,390
4 繰越金		1	3,276	3,277
	1 繰越金	1	3,276	3,277
歳入合計		68,314	0	68,314

平成23年度 伊勢市観光交通対策特別会計補正予算（第2号）

平成23年度 伊勢市の観光交通対策特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15,365千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、424,344千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		10,000	△5,000	5,000
	1 事業収入	10,000	△5,000	5,000
2 繰入金		429,709	△10,365	419,344
	1 一般会計繰入金	429,709	△10,365	419,344
歳入合計		439,709	△15,365	424,344

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 観光交通対策事業 費		439,709	△15,365	424,344
	1 管理費	21,657	△15,365	6,292
歳 出	合 計	439,709	△15,365	424,344

平成23年度 伊勢市土地取得特別会計補正予算（第1号）

平成23年度 伊勢市の土地取得特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、93,919千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、107,229千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		2,123	42,281	44,404
	1 財産運用収入	2,122	△565	1,557
	2 財産売払収入	1	42,846	42,847
2 繰入金		199,023	△147,999	51,024
	1 基金繰入金	199,023	△147,999	51,024
3 繰越金		1	11,799	11,800
	1 繰越金	1	11,799	11,800
歳入合計		201,148	△93,919	107,229

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 用地取得事業費		201,148	△93,919	107,229
	1 管理費	2,123	54,081	56,204
	2 事業費	199,025	△148,000	51,025
歳 出	合 計	201,148	△93,919	107,229

平成23年度伊勢市病院事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成23年度伊勢市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
(2) 年間患者数	入院	△ 5,315人	68,617人
	外来	△ 20,053人	137,571人
	健診・ドック	1,736人	12,434人
(3) 1日平均患者数	入院	△ 15人	187人
	外来	△ 83人	563人
	健診・ドック	4人	42人

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。 (単位：千円)

収 入		既決予定額	補正予定額	計
款	項			
第1款	病院事業収益	5,386,384	△ 86,455	5,299,929
第1項	医療収益	4,697,028	△ 133,721	4,563,307
第2項	健診収益	206,555	44,609	251,164
第3項	医療外収益	482,701	2,657	485,358

(単位：千円)

支 出		既決予定額	補正予定額	計
款	項			
第1款	病院事業費用	5,836,148	△ 117,886	5,718,262
第1項	医療費用	5,603,738	△ 114,424	5,489,314
第2項	健診費用	150,928	△ 1,235	149,693
第3項	医療外費用	80,382	△ 3,693	76,689
第4項	特別損失	100	1,466	1,566

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条括弧弧線を削除し、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。 (単位：千円)

収 入		既決予定額	補正予定額	計
款	項			
第1款	資本的収入	100,000	1,030,550	1,130,550
第2項	他会計補助金	0	1,030,000	1,030,000
第3項	投資償還金	0	450	450
第4項	寄附金	0	100	100

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。 (単位：千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職員給与費	3,265,111	77,156	3,342,267

（他会計からの補助金）

第6条 予算第8条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正する。

項 目	既決予定額	補正予定額	計
(2) 資金不足改善のための補助金	0	1,030,000	1,030,000

(たな卸資産購入限度額)

第7条 予算第9条に定めたたな卸資産購入限度額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

項	目	既決予定額	補正予定額	計
	た な 卸 資 産 購 入 限 度 額	1,268,638	△ 118,279	1,150,359

平成23年度 伊勢市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成23年度伊勢市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成23年度伊勢市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
(1) 給 水 戸 数	54,757 戸	63 戸	54,820 戸
(2) 総 給 水 量	17,464 千m ³	12 千m ³	17,476 千m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	47,847 m ³	32 m ³	47,879 m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要			
イ 配水管・施設新設及び改良事業	1,302,313 千円	△60,664 千円	1,241,649 千円
ウ 老朽管更新事業	392,555 千円	△59,882 千円	332,673 千円
エ 簡易水道施設新設及び更新事業	35,000 千円	△8,740 千円	26,260 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

収		入		
款 項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 水道事業収益	2,733,869	25,738	2,759,607	
第1項 営業収益	2,677,039	23,429	2,700,468	
第2項 営業外収益	55,493	2,309	57,802	

（単位 千円）

支		出		
款 項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 水道事業費用	2,431,251	△11,234	2,420,017	
第1項 営業費用	2,217,752	△9,769	2,207,983	
第2項 営業外費用	198,661	△1,629	197,032	
第3項 簡易水道費用	4,838	164	5,002	

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,400,266千円」を「1,202,433千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収入	649,757	64,861	714,618
第1項	企業債	269,000	△7,000	262,000
第2項	負担金	102,857	26,961	129,818
第3項	出資金	277,900	44,900	322,800

(単位 千円)

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	2,050,023	△132,972	1,917,051
第1項	建設改良費	1,775,015	△132,972	1,642,043

(企業債)

第5条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
簡易水道事業	32,000	25,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

項目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職員給与費	406,209	1,774	407,983

(他会計からの補助金)

第7条 予算第9条に定めた一般会計から繰入れを受ける金額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

項 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
一般会計から繰入れを受ける金額	27,835	△460	27,375

平成23年度 伊勢市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成23年度伊勢市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成23年度伊勢市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
(1) 排 水 戸 数	16,140 戸	△393 戸	15,747 戸
(2) 総 排 水 量	4,792 千m ³	△184 千m ³	4,608 千m ³
(3) 一 日 平 均 排 水 量	13,129 m ³	△504 m ³	12,625 m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要			
ア 汚水管渠敷設事業	1,931,643 千円	△51,595 千円	1,880,048 千円
ウ 処理場更新事業	15,000 千円	△9,016 千円	5,984 千円
オ ポンプ場築造事業	251,012 千円	△35,000 千円	216,012 千円
カ ポンプ場更新事業	15,000 千円	△24 千円	14,976 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

収		入		
款 項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 下水道事業収益	2,368,293	4,743	2,373,036	
第1項 営業収益	924,020	△41,577	882,443	
第2項 営業外収益	1,444,273	46,320	1,490,593	

（単位 千円）

支		出		
款 項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 下水道事業費用	2,470,840	△44,055	2,426,785	
第1項 営業費用	1,829,140	△15,531	1,813,609	
第2項 営業外費用	638,700	△28,524	610,176	

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,719,818千円」を「1,727,546千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収入	2,636,411	△39,805	2,596,606
第1項	企業債	1,429,200	△33,300	1,395,900
第2項	負担金	361,211	21,995	383,206
第3項	国庫補助金	846,000	△28,500	817,500

(単位 千円)

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	4,356,229	△32,077	4,324,152
第1項	建設改良費	2,736,154	△32,029	2,704,125
第2項	企業債償還金	1,479,557	△686	1,478,871
第4項	国庫補助金返還金	136,000	△962	135,038
第5項	諸支出金	3,968	1,600	5,568

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
流域関連公共下水道事業	1,007,900	947,500
流域下水道事業	421,300	448,400

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

項目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職員給与費	256,609	605	257,214

(他会計からの補助金)

第7条 予算第10条に定めた一般会計から繰入れを受ける金額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

項 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
一般会計から繰入れを受け る金額	528,534	24,254	552,788

平成23年度伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成23年度伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 グループホーム事業収益	38,913 千円	△150 千円	38,763 千円
第1項 営業収益	38,912 千円	△150 千円	38,762 千円
支 出	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 グループホーム事業費用	40,666 千円	△92 千円	40,574 千円
第1項 営業費用	40,662 千円	△92 千円	40,570 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 資本的収入及び支出の予定額を次のように補正する。

収 入	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	1,500 千円	△502 千円	998 千円
第1項 補助金	1,500 千円	△502 千円	998 千円
支 出	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	1,500 千円	△502 千円	998 千円
第1項 建設改良費	1,500 千円	△502 千円	998 千円

伊勢市告示第 25 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、いせ市民活動センターの指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 59 号) 第 8 条第 2 項の規定により告示します。

平成 24 年 3 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 施設の名称、位置及び指定管理者となる団体

名称	いせ市民活動センター
位置	伊勢市岩渕 1 丁目 2 番 29 号
団体名	特定非営利活動法人いせコンビニネット
団体所在地	伊勢市前山町 1522 番地 39
代表者	理事長 伊東 俊一

2 指定の期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第26号

都市計画を変更したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成24年3月27日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 都市計画の種類及び名称
伊勢都市計画下水道
流域関連伊勢市公共下水道
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
伊勢市都市整備部都市計画課

伊勢市告示第 27 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、神社港自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 24 年 3 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 規約に定める解散の事由

変更前

地方自治法第 260 条の 2 第 15 項において準用する民法（明治 29 年法律第 89 号）第 68 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに同条第 2 項の規定による場合又は総会において総会員の 4 分の 3 以上の承認を得た場合

変更後

- 1 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。
- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

伊勢市告示第 28 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 411 条第 1 項の規定により、平成 24 年度分の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録しましたので、同条第 2 項の規定により、告示します。

平成 24 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市告示第 29 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 416 条第 1 項の規定により、平成 24 年度分の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり関係者の縦覧に供します。

平成 24 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 縦覧期間

平成 24 年 4 月 2 日（月）から 5 月 1 日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）のそれぞれ午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、月曜日は、午前 8 時 30 分から午後 7 時まで。

2 縦覧場所

伊勢市総務部課税課

伊勢市告示第 30 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 24 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	御菌 57 号線	御菌町王中島字社前 880 番地先から 御菌町王中島字社前 869 番地先まで	旧	3.1～3.2	153.8
			新	5.3～6.7	153.8

区域を変更表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 31 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 24 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
御 菌 57 号 線	御 菌 町 王 中 島 字 社 前 880 番 地 先 から 御 菌 町 王 中 島 字 社 前 869 番 地 先 ま で

供用開始の期日 平成 24 年 3 月 29 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 32 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条の 2 第 1 項の規定に基づき、市税の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 6 項の規定により告示します。

平成 24 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納に関する業務を委託した者

所在地	名称
東京都千代田区二番町 8 番地 8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
東京都品川区大崎 1 丁目 11 番 2 号	株式会社ローソン
東京都豊島区東池袋 3 丁目 1 番 1 号	株式会社ファミリーマート
東京都千代田区岩本町 3 丁目 10 番 1 号	株式会社デイリーヤマザキ
東京都中央区晴海 2 丁目 5 番 24 号	株式会社サークルKサンクス
東京都千代田区神田錦町 1 番地 1	ミニストップ株式会社
愛知県名古屋市中区栄 1 丁目 7 番 34 号	株式会社ココストア
茨城県土浦市小松 2 丁目 13 番 1 号	株式会社ココストア イースト
熊本県熊本市流通団地 2 丁目 11 番地	株式会社ココストア ウェスト
神奈川県横浜市中区日本大通 17 番地	株式会社スリーエフ
東京都中央区日本橋 1 丁目 1 番 1 号	国分グローサーズチェーン株式会社

広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665 番地の 1	株式会社ポプラ
北海道札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 421 番地	株式会社セイコーマート
群馬県前橋市亀里町 900 番地	株式会社セーブオン
兵庫県尼崎市潮江 1 丁目 2 番 12 号	株式会社ジェイアール西日本デイリー サービスネット
岐阜県岐阜市日置江 1 丁目 58 番地	株式会社システムアイシー
岐阜県岐阜市日置江 1 丁目 58 番地	株式会社電算システム

2 委託期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 33 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市営住宅の家賃及び駐車場使用料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 24 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納に関する業務を委託した者

所在地	名称
東京都千代田区二番町 8 番地 8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
東京都品川区大崎 1 丁目 11 番 2 号	株式会社ローソン
東京都豊島区東池袋 3 丁目 1 番 1 号	株式会社ファミリーマート
東京都千代田区岩本町 3 丁目 10 番 1 号	株式会社デイリーヤマザキ
東京都中央区晴海 2 丁目 5 番 24 号	株式会社サークルKサンクス
東京都千代田区神田錦町 1 番地 1	ミニストップ株式会社
愛知県名古屋市中区栄 1 丁目 7 番 34 号	株式会社ココストア
茨城県土浦市小松 2 丁目 13 番 1 号	株式会社ココストア イースト
熊本県熊本市流通団地 2 丁目 11 番地	株式会社ココストア ウェスト
神奈川県横浜市中区日本大通 17 番地	株式会社スリーエフ
東京都中央区日本橋 1 丁目 1 番 1 号	国分グローサーズチェーン株式会社

広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665 番地の 1	株式会社ポプラ
北海道札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 421 番地	株式会社セイコーマート
群馬県前橋市亀里町 900 番地	株式会社セーブオン
兵庫県尼崎市潮江 1 丁目 2 番 12 号	株式会社ジェイアール西日本デイリー サービスネット
岐阜県岐阜市日置江 1 丁目 58 番地	株式会社システムアイシー
岐阜県岐阜市日置江 1 丁目 58 番地	株式会社電算システム

2 委託期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 34 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 56 条第 4 項の規定に基づき、
保育所保育料の収納の事務を次のとおり委託したので、児童福祉法施行令
（昭和 23 年政令第 74 号）第 44 条の 2 第 1 項の規定により告示します。

平成 24 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納に関する業務を委託した者

所在地	名称
東京都千代田区二番町 8 番地 8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
東京都品川区大崎 1 丁目 11 番 2 号	株式会社ローソン
東京都豊島区東池袋 3 丁目 1 番 1 号	株式会社ファミリーマート
東京都千代田区岩本町 3 丁目 10 番 1 号	株式会社デイリーヤマザキ
東京都中央区晴海 2 丁目 5 番 24 号	株式会社サークルKサンクス
東京都千代田区神田錦町 1 番地 1	ミニストップ株式会社
愛知県名古屋市中区栄 1 丁目 7 番 34 号	株式会社ココストア
茨城県土浦市小松 2 丁目 13 番 1 号	株式会社ココストア イースト
熊本県熊本市流通団地 2 丁目 11 番地	株式会社ココストア ウェスト
神奈川県横浜市中区日本大通 17 番地	株式会社スリーエフ
東京都中央区日本橋 1 丁目 1 番 1 号	国分グローサースチェーン株式会社

広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665 番地の 1	株式会社ポプラ
北海道札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 421 番地	株式会社セイコーマート
群馬県前橋市亀里町 900 番地	株式会社セーブオン
兵庫県尼崎市潮江 1 丁目 2 番 12 号	株式会社ジェイアール西日本デイリー サービスネット
岐阜県岐阜市日置江 1 丁目 58 番地	株式会社システムアイシー
岐阜県岐阜市日置江 1 丁目 58 番地	株式会社電算システム

2 委託期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 35 号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき、国民健康保険料及び国民健康保険税の収納の事務を次のとおり委託したので、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の23第1項及び地方自治法施行令第158条の2第6項の規定により告示します。

平成 24 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納に関する業務を委託した者

所在地	名称
東京都千代田区二番町8番地8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
東京都品川区大崎1丁目11番2号	株式会社ローソン
東京都豊島区東池袋3丁目1番1号	株式会社ファミリーマート
東京都千代田区岩本町3丁目10番1号	株式会社デイリーヤマザキ
東京都中央区晴海2丁目5番24号	株式会社サークルKサンクス
東京都千代田区神田錦町1番地1	ミニストップ株式会社
愛知県名古屋市中区栄1丁目7番34号	株式会社ココストア
茨城県土浦市小松2丁目13番1号	株式会社ココストア イースト
熊本県熊本市流通団地2丁目11番地	株式会社ココストア ウェスト

神奈川県横浜市中区日本大通 17 番地	株式会社スリーエフ
東京都中央区日本橋 1 丁目 1 番 1 号	国分グロースーズチェーン株式会社
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665 番地の 1	株式会社ポプラ
北海道札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 421 番地	株式会社セイコーマート
群馬県前橋市亀里町 900 番地	株式会社セーブオン
兵庫県尼崎市潮江 1 丁目 2 番 12 号	株式会社ジェイアール西日本デイリー サービスネット
岐阜県岐阜市日置江 1 丁目 58 番地	株式会社システムアイシー
岐阜県岐阜市日置江 1 丁目 58 番地	株式会社電算システム

2 委託期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 36 号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第114条の規定に基づき、後期高齢者医療保険料の収納の事務を次のとおり委託したので、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第33条第1項の規定により告示します。

平成 24 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納に関する業務を委託した者

所在地	名称
東京都千代田区二番町 8 番地 8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
東京都品川区大崎 1 丁目 11 番 2 号	株式会社ローソン
東京都豊島区東池袋 3 丁目 1 番 1 号	株式会社ファミリーマート
東京都千代田区岩本町 3 丁目 10 番 1 号	株式会社デイリーヤマザキ
東京都中央区晴海 2 丁目 5 番 24 号	株式会社サークルKサンクス
東京都千代田区神田錦町 1 番地 1	ミニストップ株式会社
愛知県名古屋市中区栄 1 丁目 7 番 34 号	株式会社ココストア
茨城県土浦市小松 2 丁目 13 番 1 号	株式会社ココストア イースト
熊本県熊本市流通団地 2 丁目 11 番地	株式会社ココストア ウェスト
神奈川県横浜市中区日本大通 17 番地	株式会社スリーエフ

東京都中央区日本橋1丁目1番1号	国分グロースーズチェーン株式会社
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	株式会社ポプラ
北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地	株式会社セイコーマート
群馬県前橋市亀里町900番地	株式会社セーブオン
兵庫県尼崎市潮江1丁目2番12号	株式会社ジェイアール西日本デイリーサービスネット
岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地	株式会社システムアイシー
岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地	株式会社電算システム

2 委託期間

平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

伊勢市告示第 37 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 144 条の 2 第 1 項の規定に基づき、介護保険料の収納の事務を次のとおり委託したので、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 45 条の 7 第 1 項の規定により告示します。

平成 24 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納に関する業務を委託した者

所在地	名称
東京都千代田区二番町 8 番地 8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
東京都品川区大崎 1 丁目 11 番 2 号	株式会社ローソン
東京都豊島区東池袋 3 丁目 1 番 1 号	株式会社ファミリーマート
東京都千代田区岩本町 3 丁目 10 番 1 号	株式会社デイリーヤマザキ
東京都中央区晴海 2 丁目 5 番 24 号	株式会社サークルKサンクス
東京都千代田区神田錦町 1 番地 1	ミニストップ株式会社
愛知県名古屋市中区栄 1 丁目 7 番 34 号	株式会社ココストア
茨城県土浦市小松 2 丁目 13 番 1 号	株式会社ココストア イースト
熊本県熊本市流通団地 2 丁目 11 番地	株式会社ココストア ウェスト
神奈川県横浜市中区日本大通 17 番地	株式会社スリーエフ
東京都中央区日本橋 1 丁目 1 番 1 号	国分グロースチェーン株式会社

広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665 番地の 1	株式会社ポプラ
北海道札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 421 番地	株式会社セイコーマート
群馬県前橋市亀里町 900 番地	株式会社セーブオン
兵庫県尼崎市潮江 1 丁目 2 番 12 号	株式会社ジェイアール西日本デイリー サービスネット
岐阜県岐阜市日置江 1 丁目 58 番地	株式会社システムアイシー
岐阜県岐阜市日置江 1 丁目 58 番地	株式会社電算システム

2 委託期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 38 号

道路の供用開始区間の変更について

平成元年 3 月 27 日二見町告示第 11 号で告示した道路の供用の開始について、次のとおり変更します。

平成 24 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	変更の別	供用開始区間
溝口 23 号線	変更前	二見町光の街字中落 558 番 47 地先から 二見町光の街字中須 1126 番地先まで
	変更後	二見町光の街字中落 558 番 47 地先から 二見町光の街字豆石山 896 番 7 地先まで

伊勢市告示第 39 号

伊勢市人事行政の運営等の状況について

伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 216 号) 第 6 条の規定に基づき、本市の人事行政の運営等の状況を、次のとおり公表します。

平成 24 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

平成23年度伊勢市の人事行政の運営等の状況について

「伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」（平成17年条例216号）の規定に基づき、伊勢市職員の給与や部門別職員数などを公表します。

目次	1
1 定数の適正化の状況	2
2 職員の任免及び職員数に関する状況	2 ~ 3
(1) 職員採用状況（H21.4.2～H22.3.31）（H22.4.1）	
(2) 職員退職状況	
(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由	
(4) 年齢別職員構成の状況	
(5) 職員数の推移	
3 職員の給与の状況	4 ~ 13
(1) 人件費の状況	
(2) 職員給与費の状況	
(3) ラスパイレス指数の状況	
(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況	
(5) 職員の初任給の状況	
(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況	
(7) 一般行政職の級別職員数の状況	
(8) 職員の手当の状況	
(9) 特別職の報酬等の状況	
(10) 公営企業職員の状況	
(I) 水道事業	
(II) 下水道事業	
(III) 病院事業	
4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	14
(1) 勤務時間	
(2) 休暇制度	
5 職員の分限及び懲戒処分の状況	14
(1) 分限処分の状況	
(2) 懲戒処分の状況	
6 職員のサービスの状況	14
7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況	15
(1) 研修実施状況	
(2) 職員の勤務評定の実施状況	
8 職員の福祉及び利益の保護の状況	15
(1) 健康に関すること	
(2) その他の福利厚生	
9 公平委員会の報告	15

※全国市町村平均の数値については、平成24年3月31日現在、未公表です。公表され次第、掲載します

1 定員の適正化の状況

市では、「最小の職員数で、最大の効果をあげる」ことを目的に、定員管理の取り組みを進めています。この取り組みは、総職員数を最小限に抑え、部門ごとに適切な職員を配置することにより、住民負担を抑制しながら、貴重な人材を活用しようとするものです。

定員の適正化については、平成20年度に策定した「伊勢市定員管理計画」に基づき、総職員数の削減に取り組んでおり、平成25年4月までの5年間で、職員165人の削減を目標としています。

なお、平成22年4月1日～平成23年4月1日に、事務事業の統合や整理などを行った

2 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員採用状況（平成22年度中途採用者数）

区 分	競争試験	選 考	合 計
一般行政など	0	0	0
教 育	0	0	0
病 院	9	3	12
消 防	0	0	0
合 計	9	3	12

(平成23年4月1日採用者数)

区 分	競争試験	選 考	合 計
一般行政など	8	0	8
教 育	0	5	5
病 院	1	4	5
消 防	10	0	10
合 計	19	9	28

(2) 職員退職状況（平成22年度退職者数）

区 分	定年退職	勲奨退職	普通退職ほか	合 計
一般行政など	20	11	11	42
教 育	6	1	7	14
病 院	3	3	30	36
消 防	9	1	0	10
合 計	38	16	48	102

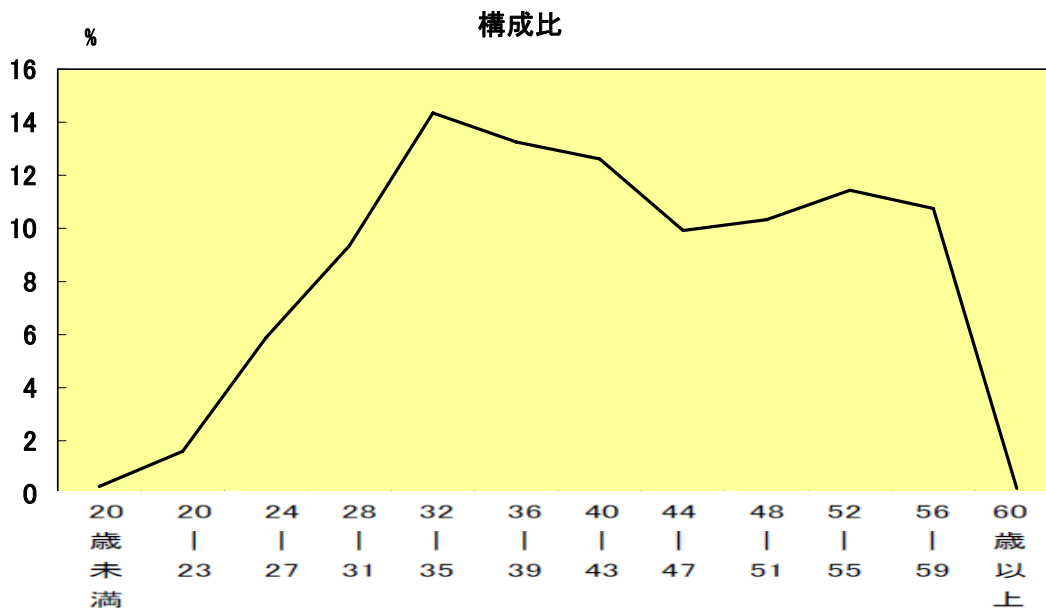
(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成23年	平成22年		
一 般 行 政 部 門	議 会	6	7	▲ 1	・業務の見直し、効率化、退職者の補充抑制などによる減 ・機構改革による組織の見直し
	総 務	154	163	▲ 9	
	税 務	52	52	0	
	民 生	198	203	▲ 5	
	衛 生	116	129	▲ 13	
	労 働	2	2	0	
	農林水産	25	24	1	
	商 工	26	26	0	
土 木	97	103	▲ 6		
	小 計	676	709	▲ 33	
特 別 行 部 門	教 育	138	147	▲ 9	・業務の見直し、効率化、退職者の補充抑制などによる減
	消 防	189	189	0	
	小 計	327	336	▲ 9	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	320	335	▲ 15	・医師・看護師などの退職による減
	水 道	36	38	▲ 2	
	下 水 道	38	36	2	
	其 他	45	47	▲ 2	
	小 計	439	456	▲ 17	
合 計		1,442	1,501	▲ 59	

(注) 1 職員数には、伊勢広域環境組合派遣職員の人数は含まれていません。

(4) 年齢別職員構成の状況（平成23年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	4人	23人	85人	135人	207人	191人	182人	143人	149人	165人	155人	3人	1,442人

(5) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		814	804	777	740	709	676	▲138 (▲17.0%)
教育		169	154	151	149	147	138	▲31 (▲18.3%)
消防		172	172	184	185	189	189	17 (9.9%)
普通会計		1,155	1,130	1,112	1,074	1,045	1,003	▲152 (▲13.2%)
公営企業等会計		519	487	486	475	456	439	▲80 (▲15.4%)
総合計		1,674	1,617	1,598	1,549	1,501	1,442	▲232 (▲13.9%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（一般会計決算）

区 分	住民基本台帳人口	歳 出 額	人 件 費	人件費率	(参考)
	(平成23年3月31日)	A	B	B/A	平成21年度人件費率
22年度	人 132,463	千円 45,757,855	千円 8,971,685	% 19.6	% 21.3

(2) 職員給与費の状況（一般会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
22年度	人 1,043	千円 3,988,709	千円 650,851	千円 1,432,511	千円 6,072,071	千円 5,822

- (注) 1 職員手当には退職手当及び退職手当組合負担金を含みません。
2 職員数は、平成21年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	伊勢市	類似団体平均	全国市平均
ラスパイレス指数	99.1	100.0	98.2

- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2 ラスパイレス指数は、国家公務員と学歴別、経験年数別に比較した数値です。

(4) 一般行政職給料表の状況（平成23年4月1日現在）

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
最高号給の 給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600	458,400

(5) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成23年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
伊勢市	41.4 歳	324,654 円	402,090 円	347,244 円
三重県	43.1 歳	350,928 円	452,590 円	—
国	42.3 歳	327,205 円	—	397,723 円
類似団体	43.3 歳	336,608 円	432,108 円	392,123 円

②技能労務職

区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
伊勢市	48.5	168人	333,416円	362,180円	343,915円
うち用務員	53.2	20人	361,319円	383,600円	365,080円
うち清掃職員	46.5	67人	328,934円	371,488円	344,866円
うち学校 給食調理員	50.1	42人	336,500円	345,519円	338,893円
三重県	47.6	—	339,436円	393,105円	—
国	49.5	3,689人	283,862円	—	321,662円
類似団体	48.0	—	333,644円	393,926円	375,259円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
3 伊勢市・三重県・国・類似団体については、正規職員の人数及び平均データです。

◎技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取り組みについて

○給料等の公表
・ 技能労務職員の給料等を、細分化した職種別に公表する。
・ 三重県・国・類似団体と比較し、公表する。
○給料表の適用
平成18年7月より、技能労務職給料表（国・行政職二表）を導入し、給料表の運用の適正化に努めた。
○人員について
平成15年度より新規職員の採用を控えており、業務委託や指定管理者制度なども含め、人員の適正化に努める。

(参考：民間データ)

職 種	平均年齢	平均給与月額
廃棄物処理 業務従業員	44.6	290,600円
調理士	42.8	247,600円
用務員	53.8	209,700円

※民間データは、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」において公表されているデータです。

※数値については平成19年～21年の3ヶ年平均です。

※平均給与月額等について、民間データはパート・アルバイト労働者を含んでいます。

※業務内容・雇用形態(年数)等において完全に一致するものではありません。

(6) 職員の初任給の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		伊勢市	三重県	国
一般行政職	大 学 卒	178,800 円	178,800 円	I 種 181,200 円 II 種 172,200 円
	高 校 卒	149,800 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	146,700 円	144,500 円	—
消 防 職	大 学 卒	191,600 円	—	—
	高 校 卒	161,600 円	—	—

(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成23年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	265,490 円	303,621 円	350,182 円
	高 校 卒	214,650 円	273,400 円	311,550 円

(8) 一般行政職の級別職員数の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	職 員	9 人	1.9 %
2 級	職 員	44 人	9.2 %
3 級	職 員	209 人	43.6 %
4 級	係 長	103 人	21.5 %
5 級	課長補佐	37 人	7.7 %
6 級	課 長	56 人	11.7 %
7 級	部 長	21 人	4.4 %
合 計		479 人	100.0 %

(注) 1 伊勢市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(9) 職員の手当の状況(一般会計)

① 期末手当・勤勉手当

伊勢市	三重県	国
1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,373 千円	1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,614 千円	1人当たり平均支給額(平成22年度) — 千円
(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%

(注) 支給割合は平成23年度給与改定後の割合を表示しています。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

勤務評定を実施していないため、勤勉手当の支給率は全職員一律となっている。

②退職手当(平成23年4月1日現在)

伊勢市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%～20%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額(自己都合)		9,363千円			
		(勸奨・定年) 24,388千円			

(注) 1 旧三町村職員については退職手当組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。

2 1人当たりの平均支給額については平成21年度の状況を掲載しています。

③特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)	27,796 千円		
支給職員1人あたり平均支給年額(平成22年度決算)	29,633 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成22年度)	45.2 %		
手当の種類(手当数)	9種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務等調査交渉従事手当	課税・収税・福祉関係・用地交渉 担当職員	滞納整理・検税・福祉調査 ・用地交渉業務	滞納整理・用地交渉 日額400円 その他 日額300円
行旅病人、同死亡人取扱手当	生活支援課職員	身元不明病人の救護及び死亡人の葬送業務	病人 1件 3,000円 死亡人 1件 6,000円
心身障害児通園施設勤務手当	おおぞら児童園職員	おおぞら児童園で勤務した場合	日額 200円
清掃業務等従事手当	環境課・清掃課職員	廃棄物の収集、運搬業務及び分別業務、し尿浄化槽検査	廃棄物の収集運搬・し尿浄化槽検査 日額 500円 上記ほか分別、処分作業に従事した場合 日額 1,050円
公害、防疫業務従事手当	環境課・農林水産課職員	公害・汚水検査、消毒業務	公害・汚水検査 日額 300円 消毒・噴霧作業 日額 500円
危険業務従事手当	産業支援課職員 維持課職員	・毒劇物の取扱業務 ・高所・深所の特殊現場の作業 ・他者から危害を受けた場合	毒劇物取扱 日額 200円 危険場所作業 日額 400円 身体に危害を受けた場合 1件 3,000円
変則勤務手当	保育所(園)の職員	正規の勤務時間が早番に割り振られた場合	7時30分以前に出務 日額 300円
消防手当	消防職員	救急業務に従事した場合 消防業務に緊急出動した場合	1回につき 300円
		正規の勤務時間が深夜に割り振られた場合(22:00～5:00)	1回につき 400円
		救急救命士が救急業務を行った場合	日額 300円
災害時出動手当	全職員	災害時の召集、作業、罹災世帯の調査、死亡者の収容	災害時の召集 日額 1,000円 災害時屋外作業 日額 1,200円 災害調査員 日額 400円 行方不明者捜索 日額 2,000円 死体収容作業 日額 6,000円

(注) 同一の手当で「日額」と記載があるものの重複支給はありません。

④時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	260,353 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	273 千円

⑤その他の手当(平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族1人 6,500円 配偶者のない場合の1人目 11,000円 16~22歳の子、孫に対し 5,000円加算 	同じ		122,703 千円	241,541 円	508人
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ◎借家・借間 ・家賃12,000円以下 支給無し ・12,001円~23,000円以下 支給額(家賃-12,000円) ・23,001円~55,000円未満 支給額(家賃-23,000円) ×1/2+11,000円 ・55,000円以上 支給額 27,000円 	同じ		34,474 千円	307,803 円	112人
通勤手当	<p>公共交通機関利用者 定期券相当分支給 (支給限度額55,000円)</p> <p>交通用具(自転車等)利用者</p> <p>2km未満 支給無し 2~3km未満 2,500円 3~4km未満 3,500円 4~5km未満 4,300円 5~6km未満 4,600円 6~7km未満 4,900円 7~8km未満 5,200円 8~10km未満 5,500円 10~15km未満 7,000円 15~20km未満 7,900円 20~25km未満 8,800円 25~30km未満 9,700円 30~35km未満 10,600円 35~40km未満 11,500円 40~45km</p>	異なる	<p>交通用具利用者</p> <p>2km未満 …支給無し 2~5km未満 …2,000円 5~10km未満 …4,100円 10~15km未満 …6,500円 15~20km未満 …8,900円 20~25km未満 …11,300円 25~30km未満 …13,700円 30~35km未満 …16,100円 35~40km未満 …18,500円 40~45km未満 …20,900円 45~50km未満 …21,800円 50~55km未満 …22,700円 55~60km未満 …23,600円 60km以上 …24,500</p>	56,053 千円	63,987 円	876人
休日給	<ul style="list-style-type: none"> ・休日に勤務が割り振られたとき(消防職員のみ) ・時間外勤務単価×135/100 	同じ		62,028 千円	504,296 円	123人
夜間勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・22:00~5:00の間に勤務が割り振られたとき ・時間外勤務単価×25/100 	同じ		31,261 千円	215,592 円	145人
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・部長 月額 69,000円 ・次長・参事 月額 55,000円 ・課長 月額 49,000円 ・副参事 月額 40,000円 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・給料月額に対する支給割合 7級(伊勢部長級) ・2種 88,500円 ・3種 77,400円 ・4種 66,400円 6級(伊勢課長級) ・3種 72,700円 ・4種 62,300円 ・5種 51,900円 	52,910 千円	608,158 円	87人
管理職員特別勤務手当	<p>管理職員が休日に勤務を命ぜられたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課長職1回 7,000円 ・部長職1回 8,500円 <p>(6時間超の場合は150/100を乗じる)</p>	異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・1種 12,000円 ・2種 10,000円 ・3種 8,500円 ・4種 7,000円 ・5種 6,000円 <p>(6時間を超えた場合は150/100を乗じる)</p>	3,273 千円	42,506 円	77人

(10) 特別職の報酬等の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	1,010,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,030,000 円/ 609,700 円
	副 市 長	783,000 円	865,000 円/ 592,800 円
報 酬	議 長	566,000 円	円/ 円
	副 議 長	508,000 円	円/ 円
	議 員	450,000 円	円/ 円
期 末 手 当	市 長	(平成23年度支給割合) 3.95 月分	・役職加算 20%
	副 市 長	3.95 月分	・役職加算 20%
	議 長	(平成23年度支給割合) 2.95 月分	・役職加算 20%
	副 議 長 議 員	2.95 月分 2.95 月分	・役職加算 20% ・役職加算 20%
退 職 手 当	市 長	(算定方式) 450/100×在職年数×給料月額	(支給時期) 任期毎
	副 市 長	280/100×在職年数×給料月額	任期毎

- (注) 1 平成24年1月1日から平成24年3月31日までの間、市長については100%を上記給料月額から減額しています。
2 期末手当の支給割合は、平成23年度改定後の割合を表示しています。

(10) 公営企業職員の状況

(I) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 21年度の総費用に 占める職員給与費比率
	A		B	%	%
22年度	千円 2,203,322	千円 678,483	千円 367,117	% 16.7	% 14.0

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
22年度	38人	159,890千円	19,121千円	58,023千円	237,034千円	6,238千円

(注) 職員手当には、退職手当及び退職手当組合負担金を含みません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成23年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊勢市	47.4 歳	354,291 円	525,307 円
全国市町村平均	歳	円	円

(注) 1 基本給は、給料月額と扶養手当を合計した額です。

2 平均月収額は、平成22年度の決算額から算出し、その手当には期末・勤勉手当等が含まれています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊 勢 市(水道事業)			伊 勢 市(一般会計)		
1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,527千円			1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,373千円		
(平成23年度支給割合)			(平成23年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
計 2.60 月分	1.35 月分		計 2.60 月分	1.35 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%			(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		

(注) 支給割合は平成23年度給与改定後の割合を表示しています。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

勤務評定を実施していないため、勤勉手当の支給率は全職員一律となっている。

イ 退職手当(平成23年4月1日現在)

伊 勢 市(水道事業)			伊 勢 市(全体)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額	(自己都合)	退職者なし	1人当たり平均支給額	(自己都合)	9,363千円
	(勸奨・定年)	25,235		(勸奨・定年)	24,388千円

(注) 1 旧3町村の職員については退職手当組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。

2 1人当たりの平均支給額については平成22年度の状況を掲載しています。

ウ 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)	855 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	57,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)	39.5 %		
手当の種類(手当数)	5種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
調査交渉従事手当	水道職員	停水処分に従事した場合	日額 400円
		滞納整理業務を行った場合	日額 400円
		検針・集金作業業務に従事した場合	日額 300円
夜間工事従事手当	同上	夜間工事に従事した場合	1回につき 2,200円

危険業務従事手当	同上	道路上の配管・修繕工事	日額 300円
		深所・傾斜地・高所の業務	日額 400円
		危険薬剤、機器に従事する職員	月額 2,500円
		身体に危害を受けた場合	1件につき 3,000円
変則勤務手当	同上	正規の勤務時間が休日、早番、遅番に該当した場合	日額 400円
清掃業務等従事手当	同上	廃棄物の収集、運搬、処分に従事した場合	日額 500円

エ 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	5,835 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	164 千円

オ その他の手当 (平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ			6,175 千円	233,019 円
住居手当	一般会計に同じ			1,877 千円	312,800 円
通勤手当	一般会計に同じ			2,758 千円	72,579 円
管理職手当	一般会計に同じ			1,590 千円	636,000 円
管理職員特別勤務手当	一般会計に同じ			31 千円	15,500 円

(II) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益又は実質収支	職員給与費	総費用に占める職員給与費比率	(参考) 21年度の総費用に占める職員給与費比率
	A		B	B/A	
	千円	千円	千円	%	%
22年度	2,231,567	△250,924	283,906	12.7	13.3

区分	職員数	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
22年度	36人	128,677千円	23,396千円	46,686千円	198,759千円	5,521千円

(注) 職員手当には、退職手当及び退職手当組合負担金を含みません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成23年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊勢市	39.0 歳	310,807 円	484,415 円
全国市町村平均	- 歳	- 円	- 円

(注) 1 基本給は、給料月額と扶養手当を合計した額です。

2 平均月収額は、平成22年度決算額から算出し、その手当には期末・勤勉手当等が含まれています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊 勢 市(下水道事業)				伊 勢 市(一般会計)			
1人当たり平均支給額(平成22年度)				1人当たり平均支給額(平成22年度)			
1,334千円				1,373千円			
(平成22年度支給割合)				(平成22年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
計	2.60 月分	1.35 月分		計	2.60 月分	1.35 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%				職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%			

(注) 支給割合は平成22年度給与改定後の割合を表示しています。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

勤務評価を実施していないため、勤勉手当の支給率は全職員一律となっている。

イ 退職手当（平成23年4月1日現在）

伊勢市(下水道事業)			伊勢市(一般会計)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額	(自己都合)	退職者なし	1人当たり平均支給額	(自己都合)	9,363千円
	(勸奨・定年)	21,960千円		(勸奨・定年)	24,388千円

- (注) 1 旧三町村職員については退職手当組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。
2 1人あたりの平均支給額については平成22年度の状況を掲載しています。

ウ 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給実績(22年度決算)	67 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	13,360 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)	13.9 %		
手当の種類(手当数)	1種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
調査交渉従事手当	下水道職員	滞納整理業務を行った場合	日額 400円

エ 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	10,254 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	316 千円

オ その他の手当（平成23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(21年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ	/	/	5,482 千円	238,348 円
住居手当	一般会計に同じ	/	/	2,743 千円	342,813 円
通勤手当	一般会計に同じ	/	/	2,554 千円	75,114 円
管理職手当	一般会計に同じ	/	/	2,171 千円	620,263 円
管理職員特別勤務手当	一般会計に同じ	/	/	126 千円	36,000 円

(Ⅲ) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益又は実質収支	職員給与費	総費用に占める職員給与費比率	(参考) 21年度の総費用に占める職員給与費比率
	A		B	B/A	
	千円	千円	千円	%	%
22年度	5,791,513	△ 163,379	3,370,444	58.2	57.2

イ 決算

区分	職員数	給 与 費				一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計	
	A				B	B/A
22年度	331人	1,299,928千円	493,986千円	473,624千円	2,267,538千円	6,851千円

- (注) 1 職員手当には児童手当及び退職手当を含みません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		平均年 齢	基本給	平均月収額
伊勢市 (病院事業)	医 師	43.0 歳	561,141 円	1,253,564 円
	看護師	40.6 歳	322,262 円	451,063 円
	事務職	40.4 歳	335,046 円	519,103 円
全国市町村平均	医 師	-	-	-
	看護師	-	-	-
	事務職	-	-	-

- (注) 1 基本給は、給料月額、地域手当及び扶養手当を合計した額です。
2 平均月収額は、平成22年度決算額から算出し、その手当には期末・勤勉手当等が含まれています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊勢市(病院事業)			伊勢市(一般会計)		
1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,431千円			1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,373千円		
(平成23年度支給割合)			(平成22年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
計 2.60 月分	1.35 月分		計 2.60 月分	1.35 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 (役職加算5%~15%)			(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 (役職加算5%~15%)		

(注) 支給割合は平成23年度給与改定後の割合を表示しています。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

勤務評定を実施していないため、勤勉手当の支給率は全職員一律となっている。

イ 退職手当

伊勢市(病院事業)			伊勢市(一般会計)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額	(自己都合)	3,286千円	1人当たり平均支給額	(自己都合)	9,363千円
	(勸奨・定年)	25,150千円		(勸奨・定年)	24,389千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した病院及び伊勢市全職種に支給された平均額を掲載しています。

ウ 地域手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)		38,738 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)		900,874 円	
支給対象	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
医師	15 %	39 人	3~18 %

(注) 上記支給実績等は平成22年度、支給対象等は平成23年度の状況です。

エ 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)	200,506 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算、医師・看護師含む)	605,759 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)	100.0 %		
手当の種類(手当数)	14種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医師診療手当	医師及び歯科医師	副院長 医療部長及び健診センター長 医長 副医長	月額 140,000円 月額 130,000円 月額 120,000円 月額 70,000円
医師研究手当	医師及び歯科医師	医学調査及び研究に従事する場合で大学卒業後2年を経過した者	月額 180,000円
医療業務手当	薬剤師	調剤等業務に従事した場合	日額 500円
	臨床検査技師、臨床工学技士、視能訓練士、2病棟又は産婦人科外来診療室に勤務する助産師及び人工透析室又は手術室に勤務する看護師又は准看護師	臨床検査、手術、人工透析業務等に従事した場合	日額 400円
	看護補助者並びに健診センター室及び事務部に勤務する職員	看護補助、健診センター、事務部業務に従事した場合	月額 3,000円
放射線取扱手当	医師及び診療放射線技師	放射線照射業務に従事した場合	日額 400円
分娩業務手当	助産師	分娩業務に従事した場合	分娩1件につき 400円
解剖業務手当	医師及び臨床検査技師	死体の解剖業務に従事した場合	死体1体につき 3,000円
死体処理手当	看護師及び准看護師	死体の清拭等業務に従事した場合	死体1体につき 500円
解剖死体搬送手当	死体の搬送に従事した職員	死体の搬送に従事した場合	搬送1回につき 1,500円
夜間看護手当	看護師及び准看護師	正規の勤務時間が深夜に割り振られた場合 (午後10時から翌日午前5時)	深夜の勤務時間が2時間未満 勤務1回 1,600円 深夜の勤務時間が2時間以上 勤務1回 2,200円

待機手当	医師及び歯科医師、医療技術職、看護師	救急患者等に対処するため、自宅待機をした場合	待機の時間が8時間未満 待機1回 600円 待機の時間が8時間以上 待機1回 1,200円
変則勤務手当	健診センター職員	人間ドック等に従事する職員で土曜日に当該業務に従事した場合	日額 300円
	手術室又は栄養管理課に勤務する職員	正規の勤務時間が休日、早番、遅番に該当したとき	
救急診療手当	医師及び歯科医師	当直中に救急患者の診療に従事したとき	患者1人につき 3,000円
危険業務従事手当	職員	職員が身体に危害を受けたとき	1件につき 3,000円
管理職緊急業務手当	管理職である医師	正規の勤務時間外に救急医療等の業務に従事したとき	1時間以上の勤務1回につき 10,000円 6時間を超える勤務1回につき 15,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(21年度決算)	165,895 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	498 千円
支給実績(22年度決算)	130,908 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	396 千円

カ その他の手当 (平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ			27,628 千円	230,234 円
住居手当	一般会計に同じ			18,716 千円	334,215 円
通勤手当	一般会計に同じ			18,495 千円	67,011 円
管理職手当	一般会計に同じ (ただし、副院長は146,400円、医療部長及び健診センター長は90,000円)			14,665 千円	862,647 円
管理職員特別勤務手当	一般会計に同じ (ただし健診センターは1勤務 10,000円)			870 千円	124,286 円
夜間勤務手当	一般会計に同じ			25,901 千円	194,745 円
宿日直手当	医師 1回 平日20,000円 休日25,000円 月3回以上30,000円 その他 1回 5,900円	異	医師 1回 20,000円 その他 1回 5,900円	17,562 千円	325,223 円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

1日の勤務時間は、8時30分から17時15分までを基本とした週38時間45分勤務で、原則週休2日制となっています。市民サービスの向上、業務の効率化などの目的で、勤務時間帯をずらしたり、交替制勤務としたりするなど、業務内容によって異なる勤務形態をとっています。

(2) 休暇制度

休暇には大きく次の4つがあります。

- ①年次有給休暇：1年（暦年）あたり20日間与えられます。使用残日数があるときは、20日を限度として翌年に繰り越すことができます。
- ②病気休暇：病気療養に必要な期間（90日以内）について有給与えられます。
- ③特別休暇：特定の事由がある場合に有給与えられます。結婚休暇、忌引休暇、産前・産後休暇、夏季休暇などがあります。
- ④介護休暇：家族の介護が必要な期間（連続する6月以内）について無給与えられます。

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（平成22年度）

区 分	免 職	降 任	休 職	合 計
市長部局など	0	0	10	10
教 育	0	0	3	3
合 計	0	0	13	13

分限処分は、疾病等のため、職員がその職責を十分に果たすことが出来ない場合に、公務能率を維持することを目的として行う職員に対する不利益処分です。分限処分の種類には、免職、降任及び休職の3種類があります。

(2) 懲戒処分の状況（平成22年度）

区 分	免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計
市長部局など	0	1	2	0	3
教 育	0	0	0	0	0
合 計	0	1	2	0	3

懲戒処分は、職員が公務員としてふさわしくない非違行為を行った場合に、公務秩序を維持し、その職員の責任を問うことを目的として行う職員に対する制裁措置をいいます。懲戒処分の種類には、免職、停職、減給及び戒告の4種類があります。

6 職員のサービスの状況

サービスに関する基本原則の概要

基本原則	概 要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務を遂行しなければいけません。
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしてはいけません。
営利企業等の従事制限	職員が営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければいけません。
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治団体の結成等に関与する等の政治的行為が禁止されています。

7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修実施状況（平成22年度）

①市実施研修状況

研 修 名	受講者数	実施日数 (カレッジは回数)
部長級研修	18	1
課長研修	68	2
課長補佐級・係長級研修	159	3
平成21年度新規採用職員研修（福祉施設体験研修）	24	2
副主任研修	11	2
技能労務職員研修	196	8
目からうろこ研修	475	3
接遇講師養成研修	19	2
コンプライアンス研修	15	1
人材育成カレッジ	934	43
計	1,919	

②派遣研修

派 遣 先	派遣人数
三重県自治会館組合	45
自治大学校	1
市町村アカデミー	3
国際文化アカデミー	3
日本経営協会（NOMA）	13
三重県地方自治研究センター	16
その他研修	89
合 計	170

(2) 職員の勤務評定の実施状況

職員の能力・資質、業績、勤務態度等を把握して勤務評定を行い、昇任、配置転換等の人事管理を実施しています。

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康に関すること

労働安全衛生法に基づき、職場における職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するため、安全衛生委員会の開催、健康診断等の安全衛生事業を実施しています。

地方公務員法第42条に定められる厚生制度を実施するため、職員の福利厚生として健康増進に対して助成しています。

補助対象事業	事業の内容	補助金 (平成22年度決算)
健康増進福利厚生経費	職員の健康不安を取り、安心して職務に取り組む環境をつくるため、人間ドック及び脳ドック等にかかる経費の一部を助成しています。	3,865千円

(2) その他の福利厚生

公務災害補償については、地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が、共済制度については、地方公務員等共済組合法に基づき三重県市町村職員共済組合がそれぞれ主体となり制度を実施しています。

9 公平委員会の報告

公平委員会の業務の状況（措置要求、不服申立て）

- ①職員は給与等勤務条件に関して当局が適当な措置を講じるよう公平委員会に要求することができます。
- ②職員は、懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申立てをすることができます。

公平委員会の業務の状況（平成22年度実績）

業 務 の 種 別	件 数
勤務条件に関する措置の要求	0
不利益処分に関する不服申立て	0

公平委員会の業務の状況（平成21年度実績）

業 務 の 種 別	件 数
勤務条件に関する措置の要求	0
不利益処分に関する不服申立て	0

伊勢市教育委員会告示第4号

伊勢市立公民館備品購入費補助規程を廃止する告示を次のように定める。

平成24年3月23日

伊勢市教育委員会
委員長 楠田英子

伊勢市立公民館備品購入費補助規程を廃止する告示
伊勢市立公民館備品購入費補助規程（平成17年教育委員会告示第2号）
は、廃止する。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

伊勢市上下水道事業告示第9号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、平成24年3月16日から2週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口にて備え置いて、一般の縦覧に供します。

平成24年3月16日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
平成24年4月1日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
岡本3丁目、宮後1丁目の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町1126番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市上下水道事業告示第 10 号

都市計画法（昭和43 年法律第100 号）第63 条第 2 項において準用する同法第62 条第 1 項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けましたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成 24 年 3 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 都市計画事業の種類及び名称

伊勢都市計画下水道事業

流域関連伊勢市公共下水道

2 縦覧場所

伊勢市上下水道部下水道建設課

伊勢市上下水道事業告示第 11 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 24 年 3 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
320	黒部水道工業所	松阪市西黒部町 383 番地 1	平成 24 年 3 月 14 日

伊勢市上下水道事業告示第 12 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 24 年 3 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
321	株式会社 西山組	伊勢市宮後 2 丁目 12 番 34 号	平成 24 年 3 月 22 日

伊勢市上下水道事業告示第 13 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 7 条の規定に基づき下記の伊勢市指定給水装置工事事業者から変更の届出がありましたので、告示します。

平成 24 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

	指定 番号	事業者名	所在地	変更 年月日
変更後	299	有限会社 光産業	松阪市幸生町 745 番地	平成 24 年 3 月 29 日
変更前			松阪市高須町 2870 番地	

伊勢市公告第 17 号

都市公園の供用開始について

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定により、次のように都市公園の供用を開始します。

平成 24 年 3 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

名 称	位 置	区 域 (m ²)
中山公園	伊勢市勢田町字中山 338 番 11	161

供用開始の期日 平成 24 年 3 月 16 日

供用開始の都市公園を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 公告の日から 2 週間

伊勢市公告第 18 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 24 年 3 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市勢田町	雑種	茶白	雄	中	91 日 以上	首輪（緑）

2 抑留した日 平成 24 年 3 月 19 日

3 抑留期限 平成 24 年 3 月 27 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 19 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定により、伊勢市農業振興地域整備計画を次のとおり変更しましたので公告します。

なお、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 2 項の規定による意見書の提出はありませんでした。

「次」は省略し、伊勢市農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

平成 24 年 3 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

変更後の農業振興地域整備計画書の縦覧場所

伊勢市産業観光部農林水産課

伊勢市公告第 20 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 24 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市小俣町本町	雑種	茶	雌	小	91 日 以上	首輪（黒）

2 抑留した日 平成 24 年 3 月 27 日

3 抑留期限 平成 24 年 4 月 3 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 21 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 6 第 3 項の規定により伊勢市森林整備計画を変更したので、同条第 4 項において準用する第 10 条の 5 第 8 項の規定により、次のとおり公表します。

平成 24 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業部農林課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 22 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 24 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 23 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成 24 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 都市計画事業の種類及び名称

伊勢都市計画道路事業

3・4・9 号 高向神田線

3・5・59 号 八日市場高向線

2 縦覧場所

伊勢市都市整備部基盤整備課

伊勢市公告第 24 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定による都市計画事業の変更認可の告示（平成 24 年三重県告示第 176 号）があったので、同法第 66 条の規定により、次のとおり公告します。

平成 24 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 都市計画事業の種類及び名称

伊勢都市計画道路事業

3・4・9 号 高向神田線

3・5・59 号 八日市場高向線

2 施行者の名称

伊勢市

3 事務所の所在地

伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号

伊勢市都市整備部基盤整備課

4 事業地の所在

伊勢市御薊町大字高向字小橋及び下千田地内

伊勢市監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第4項、第5項及び第7項の規定に基づき、平成23年度の定期監査、随時監査及び財政援助団体等に対する監査を実施したので、同条第9項の規定により、次のとおり監査結果を公表します。

平成24年3月28日

伊勢市監査委員	鈴木	一	博
伊勢市監査委員	中井		豊
伊勢市監査委員	藤原	清	史

平成 23 年度

定期監査等結果報告書（後期）

伊勢市監査委員

目 次

定 期 監 査	1 頁
1 実施期間及び対象箇所	1 頁
2 定期監査の対象事務	1 頁
3 監査を実施した監査委員	1 頁
4 監 査 の 方 法	1 頁
5 監 査 の 主 眼	2 頁
6 監 査 の 結 果	2 頁
二 見 総 合 支 所	3 頁
小 俣 総 合 支 所	3 頁
上 下 水 道 部	3 頁
教 育 委 員 会 事 務 局	4 頁
消 防 本 部 (署 ・ 分 署)	5 頁
7 む す び	6 頁
随 時 監 査 (工 事 監 査)	7 頁
財 政 援 助 団 体 等 監 査	17 頁

定期監査(後期)

1 実施期間及び対象箇所 (平成 24 年 1 月 17 日から平成 24 年 1 月 30 日まで)

実施年月日	対 象 箇 所
平成 24 年 1 月 17 日	小俣総合支所地域振興課、生活福祉課、生涯学習・スポーツ課 教育総務課
平成 24 年 1 月 18 日	文化振興課、教育研究所、学校教育課
平成 24 年 1 月 19 日	有緝小学校、城田小学校、城田幼稚園、城田中学校
平成 24 年 1 月 23 日	神社小学校、神社幼稚園、港中学校、御園小学校
平成 24 年 1 月 24 日	浜郷小学校
平成 24 年 1 月 25 日	上野小学校、沼木中学校
平成 24 年 1 月 26 日	消防本部、小俣分署
平成 24 年 1 月 30 日	二見総合支所生活福祉課、地域振興課、水道事業、下水道事業

2 定期監査の対象事務

平成 23 年度(4 月から 9 月まで。ただし、必要がある場合は対象以外にも及び)における予算の執行、財産の管理等について、地方自治法第 199 条第 1 項、第 4 項の規定に基づく定期監査を実施した。

なお、行政監査の視点に立った監査も併せて行った。

3 監査を実施した監査委員

鈴木 一 博(識見監査委員)
中 井 豊(識見監査委員)
藤 原 清 史(議選監査委員)

4 監査の方法

本年度実施した定期監査は、事前に提出された資料に基づき、監査委員が各所属長等から所管業務などの説明を受け、質疑応答方式により実施した。

また、関係諸帳簿、証書類等の試査・照合等の調査を事務局職員が行った。

5 監査の主眼

予算の執行に関しては、収入の確保が適正に行われているか、支出は効果的に行われているか、違法、不当な会計処理がなされていないかなどのほか、公有財産、物品、その他財産の取得、管理、処分及び契約、検収の事務が、それぞれ適正に行われているか、各所属長管理となっている前渡資金、つり銭等現金の出納及び保管は適正になされているか、補助金等の効果は十分発揮されているか、また、前年度の指摘事項、意見については適切に対応されているかなどを主眼として実施した。

6 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、監査の結果は次に述べるとおりである。

なお、監査時に気づいた簡易な事項についてはその都度口頭で指摘し、改善を必要とする項目については、積極的に対応するよう指示した。

(全般的共通事項)

(1) 事務事業においては進捗状況を確認し、予算の執行については、書類・諸帳簿等を確認したところ、一部に不備や前年度の定期監査における口頭による指摘事項が改善されていないものが見受けられたので、その場において改善するよう指示したところであるが、それ以外は、おおむね良好に処理がなされていると認めるところである。

今後とも市民の求めるニーズを的確に把握し、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう努力されたい。

(2) 収入に関する事務の執行については、補助金交付決定時における調定決議書の作成漏れや、預金利息について不適切な事務処理、手書き領収書について収入内訳の記載がないものや領収書が二重に作成されているものなどが見受けられたので、会計規則に基づき適正に処理されるよう努められたい。

(3) 補助金等事務補助団体の経理事務を規約等に基づき各所属で担当している場合がみられるが、一部不適切な取り扱いが見受けられたので適正な事務に努められたい。

(4) 業務委託の随意契約について、競争が原則であることを踏まえ、可能な限り多くの業者から見積もりを徴し、契約価格の妥当性を十分検討されるとともに、競争入札に付すべきものはないかなど再度検討されたい。

なお、契約締結にあたり、支出負担行為がなされていない、特命理由の記載がなされていないなどが見受けられたので、伊勢市会計規則、伊勢市契約規則に基づき、適正な事務処理に努められたい。

(5) 郵券の管理については、郵便切手受払簿が定められた様式とは異なるものや、金額で管理しているなどの不備が見受けられたので、伊勢市文書管理規程に基づき、適正な事務処理に努められたい。

(6) 時間外勤務については、職員の人件費削減及び健康管理の面から、業務の見直しなどにより削減に向け鋭意取り組まれているところである。

管理職員におかれては、時間外業務が特定の職員に負担がかかることのないよう事務分担の平準化に努められたい。

(7) 文書管理については、起案文書の起票日、施行日及び決裁日の記入漏れ、簿冊登録の保存年限誤り、必要事項の記入漏れや記入誤りなどが見受けられたので、伊勢市文書管理規程に基づき、適正な事務に努められたい。

(8) 各総合支所においてコピー使用料の領収としてレシートを発行した際に、領収記録が整備されていなかったため、適正な事務処理に努められたい。

(各課に関する事項)

二見総合支所

地域振興課 生活福祉課

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【地域振興課】

指摘事項

(1) 二枚綴りの領収書において、住所氏名が正しく記入されていないものが散見されたので、領収書の発行について適正な事務処理をされたい。

意見

(1) 市有財産(土地)の管理について、合併前からの財産で一部台帳上未整備のものが見受けられたため、早期に整備するよう望むものである。

小俣総合支所

地域振興課 生活福祉課

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については特に認められなかった。

上下水道部

水道事業 下水道事業

(上下水道総務課 料金課 上水道課 下水道建設課 下水道施設管理課)

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況並びに工事施工状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項については、特に認められなかった。
また、意見については、次に述べるとおりである。

【水道事業】

意見

- (1) 水道料金の収納率を上げていくことは、健全な事業運営の基本である。市民ニーズの多様化に対応し、コンビニ収納、クレジットカード決済の導入など納入方法の多様化も進められているが、引き続き効率性の高い収納方法を研究推進されたい。
- (2) 昨年同時期に比べ、配水量が1.3%、有収水量が1.5%の減少となっており、わずかであるが有収率が減少している。老朽管の更新については計画的に実施されているところであるが、引き続き、漏水調査や修繕に取り組み、有収率の改善に努められたい。

【下水道事業】

意見

- (1) 昨年同時期に比べ、下水道使用料の収納率は低下しており、特に滞納繰越分の低下率については顕著になっている。自主財源の確保と公平性の観点から、納付意識の低い悪質な滞納者には、債権回収対策室と連携し財産の差押にも積極的に取り組まれ、早期回収に努められたい。

教育委員会事務局

教育総務課 学校教育課 生涯学習・スポーツ課 文化振興課 教育研究所
各小中学校・幼稚園

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況並びに工事施工状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【学校教育課】

意見

- (1) 「やさしいまち伊勢市」発見大賞入賞作品については、広報いせ、ホームページなどで紹介されているところであるが、幅広く市民に周知を図るため、さらに効果的な周知方法を工夫されたい。

【生涯学習・スポーツ課】

指摘事項

- (1) 新成人のつどい実行委員会の経理事務について、平成23年1月以降の通帳記帳がなされていなかった。任意団体事務局としての会計処理については、定期的に記帳し通帳の残高を確認するなど、適正な事務処理をされたい。
- (2) 全国大会以上の大会に出場する個人や団体に激励金を支給しているが、資金前渡の精算処理の遅延が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。
- (3) 学校体育施設開放事業について、生涯学習・スポーツ課から各学校体育施設運営委員会に交付された委託料が預金に滞留したままで、2年間にわたり校長が立替を行っていた事例が見受けられた。委託料の執行については、会計規則に基づき、適正に処理され

るよう指導に努められたい。

【文化振興課】

指摘事項

- (1) 山田奉行所記念館使用料について、領収書を二重に発行しているものが見受けられたため、会計規則に基づき適正な事務処理をされたい。

意見

- (1) 市の歴史文化遺産を展示する場として、また観光客誘致のためにも郷土資料館の復活を望むものである。

また、唯一建築当初の場所に今も残る旧御師丸岡宗大夫邸についても、魅力的なまちづくりの一環としての利用価値があると思われるので、保存維持について検討を願うものである。

【教育研究所】

指摘事項

- (1) 情報教育研究会において、教育用ネットワークに研究目的で私物の情報端末を接続していた。用途を厳しく制限して許可しているものであるが、情報セキュリティや物品管理の面で好ましい状況とはいえないので改善されたい。

意見

- (1) 各学校におけるパソコンの情報セキュリティの管理について、ウィルススキャンの実施については各学校単位で対応することとなっていた。学校の現状を踏まえ、より一層実効性のあるセキュリティ対策を望むものである。

【各小中学校・幼稚園】

指摘事項

- (1) 「子どもたちとつくる『やさしいまち伊勢市』支援事業」において、支出の遅延、預金利息の記帳がなされていない、委託料の長期現金保管などが見受けられたため適正な事務処理をされたい。

- (2) 学校統一通帳に入金された日本スポーツ振興センター災害共済金、交通安全活動推進事業交付金について、未処理となっているものが見受けられたので、適切な事務処理をされたい。

消防本部（署・分署）

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

指摘事項

- (1) 危険物製造所等仮使用について、承認申請書が提出されてから承認まで5ヶ月程度の期間を要した事例が見受けられたので、申請にあたっての必要な手続きの漏れや承認手続きの遅滞などが生じないように、チェック体制を整え相互けん制を図り適正な事務処理をされたい。

意見

- (1) 地震災害など様々なリスクに対応するため、必要な情報が消防団に適時適切に正しく伝わるよう、関係機関と連携し情報伝達の体制やしきみを充実させ、強化されるよう望むものである。

7 むすび

本年度上半期においては、所管する事務事業の執行にあたっては施策方針に沿いながら、財政運営の健全化に努力され、おおむね所期の成果を挙げられたものと認めるものである。

厳しい財政や地方経済を背景に市民の市政に対する関心が一段と高まる中、市民の貴重な税金の使途について、今まで以上に厳しい監視の目が向けられており、行財政運営の透明性、公平性が強く求められているところである。

このことから、職員一人ひとりがより一層関係法規等に準拠した事務処理に心掛けるとともに、国の制度改正などの情報を的確に把握し、市民サービスに支障を来たすことがないように努められたい。

また、適正な事務処理を行うためには、誤りを未然に防止するチェック体制の整備と担当職員の職務知識の習得などが不可欠であることから、各部局におかれては再度組織内のチェック体制を確認し、各職員のレベルアップを図られたい。

最後に、定期監査において口頭で伝えたものを含め、監査結果の指摘事項及び意見について速やかな対応を望むとともに、予算及び事業の執行管理については、最少の経費で最大の効果を生んでいるかを常に意識しながら、適正な事務処理に取り組みられることを強く要望するものである。

随時監査（工事監査）

1 実施年月日及び対象工事等

実施年月日	対象工事	所管課
平成 24 年 2 月 1 日	中央勢田川分区污水管渠面整備工事に伴う配水本管布設替工事	上水道課
	桧尻川左岸第 2 分区污水幹線築造（その 1）工事	下水道建設課

2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づく随時監査。

3 監査を実施した監査委員

鈴木 一 博（識見監査委員）
中 井 豊（識見監査委員）
藤 原 清 史（議選監査委員）

4 監査の方法

平成 23 年度に係る工事のうち、施工中のものから抽出して実施した。工事監査は工事について特に高度の専門的知識と経験が必要なため、社団法人大阪技術振興協会に技術士の派遣を求め、その技術士が書類審査及び現地調査を実施するとともに、監査委員が技術士に同行して監査を実施した。

5 監査の結果

工事の執行については、契約事務、計画、設計、積算及び施工は関係法令等に準拠し、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

なお、指摘事項及び意見については次に述べるとおりである。

技術士から提出された工事技術調査結果報告書については 6 に記載のとおりであるが、内容を十分検討の上、今後とも工事の設計及び施工にあたっては、品質の確保と技術の向上を図るとともに、経済性、安全性及び環境面に配慮しながら適正な施工管理に努められたい。

また、監査対象外の技術系職員におかれては、工事監査の結果を共有され、今後の技術向上に生かされるよう強く望むものである。

【中央勢田川分区污水管渠面整備工事に伴う配水本管布設替工事】

指摘事項

- (1) 現場を確認したところ、バックホウ（クレーン機能付）の運転者が、バケットを地上に下ろさずに運転位置から離れていた。労働安全衛生規則第 160 条に運転者が運転位置を離れる時は、バケット、ジッパー等の作業装置を地上に下ろすこととある。万が一バケットが降下した場合、事故につながる可能性もあるので、必ずバケットを地上に下ろした後に運転位置から離れるよう安全管理面を徹底されたい。

意見

- (1) 当該工事において、使用するバックホウ（クレーン機能付）の吊上げ荷重が 500 kg 未満の場合は玉掛けの資格は必要ないが、吊上げ荷重が 500 kg 以上になると、クレーン等安全規則が適用され、玉掛けの資格が必要となる。そこで今回の工事におけるバックホウの吊上げ荷重と資格（玉掛け）の関係を調べたところ、確認ができなかった。バックホウ（クレーン機能付）を使用するための吊上げ荷重と必要となる有資格者の選任については確認を徹底することを望む。

【桧尻川左岸第 2 分区汚水幹線築造（その 1）工事】

意見

- (1) 当該工事は施工中であり、出来形管理結果資料は整理中であったものの、工事の段階確認写真で確認する限りでは、立坑の圧入掘削完了時と底盤コンクリート打設時の時系列の写真・基準高の整理がされていなかった。他工種・項目等についても写真は時系列に整理する必要があるので改善されたい。

6 工事技術調査結果報告書の概要

- (1) 中央勢田川分区汚水管渠面整備工事に伴う配水本管布設替工事

ア 工事概要

- (ア) 工事場所

伊勢市岡本 3 丁目地内

- (イ) 工事目的

下水道工事で水道管が支障となり下水道建設課より移設依頼があったものである。

- (ウ) 工事内容

布設工	ゴム輪片受耐衝撃性硬質塩化ビニル管	50	L = 257.6m
	ゴム輪片受耐衝撃性硬質塩化ビニル管	75	L = 77.7m
	ダクタイトル鑄鉄管（NS 形）	100	L = 465.3m
	青銅仕切弁（ソフトシール型）	50	16 基
	ソフトシール仕切弁	75	7 基
	NS 受挿しソフトシール仕切弁	100	10 基
	単口消火栓（移設）	75	2 基
	給水切替工		86 箇所

- (エ) 工事請負業者

株式会社 南勢設備

（要件付一般競争入札、入札参加 6 社、落札率 92.91%）

- (オ) 契約金額：¥ 36,214,500 円（消費税含む）

変更金額：¥ 41,407,800 円（消費税含む）

- (カ) 契約日：平成 23 年 4 月 28 日

変更契約日：平成 23 年 12 月 20 日

- (キ) 契約工期：平成 23 年 4 月 28 日～平成 24 年 2 月 21 日

変更工期：平成 23 年 4 月 28 日～平成 24 年 3 月 15 日

- (ク) 工事進捗状況：実施出来高 92.6%（平成 23 年 12 月 31 日現在）

- (ケ) 設計委託会社：株式会社 大建技術コンサルタンツ 三重営業所

イ 工事着手前の書類調査における所見

- (ア) 調査・設計

- a 設計基準、設計資料

水道施設設計指針（日本水道協会、平成 12 年 3 月 31 日版）

水道施設耐震工法指針（日本水道協会、平成 21 年 7 月 1 日版）

水道工事標準仕様書（日本水道協会、平成 22 年 3 月 15 日版）

便覧（日本ダクティル管協会、平成 21 年 9 月 30 日版）
平成 22 年度改訂版水道事業実務必携（全国簡易水道協議会平成 22 年 7 月 5 日版）
他

b 土質調査

ボーリング柱状図は掘削が浅くボーリング柱状図を参考にする必要はなかった。

c 設計

管径は重要度予測と基本的に元あった管と同じ口径で設計している。
仮設管については、V P 管、S U S 管及び P E 管で比較して安価な管を選定し設計している。コスト縮減として再生砕石等を使用材料としている。
管布設の掘削にあたっての各種掘削断面の設計、埋戻方法とその基準等、設計上特に問題点は見られなかった。

(イ) 積算

a 積算基準、積算資料

平成 22 年度改訂版水道事業実務必携（全国簡易水道協議会、平成 22 年 7 月 5 日版）

積算基準（三重県県土整備部、平成 22 年 7 月版）

設計単価表（三重県、平成 22 年 4 月版）

建設物価版（財団法人 建設物価調査会、平成 22 年 6 月版等）他

b 積算

単価や歩掛りは三重県の積算基準、設計単価表等を使用し、ない工種、項目等については、3 社以上の見積を徴収して、安価な見積を採用している。その他市場単価は建設物価版等より算出している。材料等の選定と工事費の積算、新工種の見積徴収と決定方法等、合理的な積算が実施されていると判断される。

c 数量算出・設計書の照査

コンサルタントからの成果品を設計担当者が照査したものを、再度別の職員が照査を行っている。

(ウ) 設計図面

施工に際して十分な機能を有する設計図面と思われる。

ただし、図面番号 6 の標準施工図の深さ寸法は 600 800 に訂正すること。

及び図面番号 41 の標準施工図の断面の名称を仮土工（3） 仮土工（3 - 1）に訂正すること。

ウ 工事着手後の書類調査における所見

(ア) 契約に関する書類等

a 工事請負契約書

b 現場代理人届

c 主任技術者届（一級土木施工管理技士の写の確認は事前登録済み）

d C O R I N S 登録、工事カルテ作成（受注時）

e 建設業退職金共済証紙購入状況報告書

確認したかぎりでは特に問題点は見られなかった。

(イ) 施工計画

a 仮設配管工

布設する仮設管の土被が 300mm になるように掘削する。仮設管を布設後、管上 + 100mm まで川砂で埋め戻し、引き続いて再生砕石で埋戻、転圧、仮復旧する。

配水本管布設後、仮設管は撤去し埋め戻し、仮復旧する。

b 仮設給水工

布設する仮設給水管の土被が 300mm になるように掘削する。仮設給水管を布設後、再生砕石で埋戻、転圧、仮復旧する。本設の給水管に切替後、仮設給水管は撤去し埋め戻し、仮復旧する。仮設給水管は仮設管と接続する。

- c 本設配管工
布設する配水本管の土被が700mm以上になるように掘削をする。配水本管を布設後、ロケーティングワイヤーと管明示テープを取りつけて、管上+100mmまで川砂で埋め戻し、引き続いて再生砕石で埋め戻す。200mm毎に転圧して仮復旧をする。埋設標識シートを管上+300mmのところ敷設する。配水本管布設完了後水圧検査を受ける。
- d 給水切替工
掘削敷が600mm以上になるように掘削をする。給水管にロケーティングワイヤーを取りつけて布設、管上+100mmまで川砂で埋め戻す。引き続いて再生砕石で埋め戻し、200mm毎に転圧して仮復旧をする。埋設標識シートを管上+300mmのところ敷設する。給水管は配水本管と接続する。
その他、施工計画において特に問題点は見られなかった。
- (ウ) 設計変更
ダクティル鑄鉄管(N S形) 100mmの施工延長の増加等、数量の増減があり、請負金額の増額となった。
これらについては設計変更として適切に対応されている。
- (エ) 地元協議等
工事着手前に「上水道工事のお知らせ」等のチラシを作成、配布し、工事区域住民と関係者に理解と協力を求めた。また、近隣住民に施工路線を事前に周知するために「下水道・水道・ガス工事のお知らせ」等のPR用紙を作成し、月に一度、地元自治会に依頼し回覧をした。道路幅員も狭く生活道路になっている道路を、施工時は通行止めになっている。地域住民のコンセンサスを得るために、密度の濃い協議・説明がなされている。
発注者と施工者の努力は評価される。
- (オ) 工程管理
工事の進捗率は平成23年12月末現在計画92.6%に対して実施92.6%であり予定通りである。月に二回工程会議を開き、施工路線の調整を行っている。
全体工程と各路線工事の進捗を管理しながら施工している。しかし、施工延長の増加もあり、工期が平成24年3月15日まで延長になった。
- (カ) 品質管理
承諾願いは、ゴム輪形片受け直管、ダクティル鑄鉄管(N S形)、青銅仕切弁(ソフトシール型)、ソフトシール仕切弁、N S受挿ソフトシール仕切弁、単口消火栓等、使用材料調書を提出し、材料確認(検査)調書で承諾している。
ダクティル鑄鉄管の継手毎のチェックシートを作成して提出している。
- (キ) 出来形管理
配水管本管の布設は終わって現在仮設管の撤去中である。平面配管図・給水装置工事台帳・出来高割配管図等は作成中である。工事の段階確認写真で確認する限りでは、管布設、埋め戻し状況等、箱尺、リボンテープを用いて寸法表示している。
- (ク) 安全衛生管理
新規入場者教育の実施、安全衛生協議会の開催、安全パトロールの実施はされている。また、有資格者(車両系建設機械等)の選任がされており、安全確保につとめている。しかしバックホウ(クレーン機能付)を使用するため、有資格者(玉掛け)の選任が必要である。確認出来なかったのを確認すること。
- (ケ) 施工(工事)管理
施工者の工事管理状況に関する説明を聴取した限りでは、概ね適正な工事管理が実施されているように思われる。

- (コ) 家屋調査および地表面管理他
工事区域内の側溝部に一ヶ所隙間があり事前調査をしたが影響なく工事は終わった。地表面は点検し凹部があればオーバーレイする。
- (サ) 環境対策
掘削に使用しているバックホウは、排出ガス対策型の建設機械である。
- (シ) 建設副産物等
再生砕石等建設資材を搬入する場合の再生資源利用計画書の提出や、アスファルト塊等建設副産物を搬出する場合の再生資源利用促進計画書が提出され、適正に処理されている。
- (ス) 関係機関との協議
工事を遂行するにあたり、伊勢警察署、伊勢消防署、道路管理者、東邦ガス、伊勢市教育委員会、伊勢市コミュニティバス、伊勢市下水道課等と密接な協議をかさね問題点を抽出、解決して施工している。
- (セ) コスト縮減・効率化対策
打合せを密にして工事を早く終わることにより、苦情による住民対応を少なくして、効率的に工事を進めた。

エ 現場施工状況調査

- (ア) 施工管理状況
配水管本管の布設、給水切替工も完了し現在仮設管の撤去工事中である。生活道路を通行止めにして工事を施工している。現場内は良く整理・整頓され清掃も行き届いている。各玄関口での工事であり発注者と施工者が一体となって工事を遂行していることは、評価される。
現時点で問題点は見受けられない。
- (イ) 安全管理状況
施工場所が変わるため、その都度、安全掲示板を移動している。
安全掲示板を見る限りでは労働保険関係成立票・建退共加入票・建設業の許可票・施工体系図等が明確に表示されている。しかしバックホウの運転者は運転位置から離れる時はバケットは地上におろすこと。
- (ウ) 高度技術・創意工夫について
施工場所に足洗い場の設置、及び工事を施工している場所へ移動して設置している看板に、怪我をしないように縁取りをした。

オ 総評

現場は狭い生活道路での、工事中は通行止めにして施工する工事にもかかわらず、地域住民に工事の目的と内容等を説明し発注者と施工者が一体となって施工されていることは大変評価される。今後、仮設管の撤去と復旧等が残っている。最後まで官民一体となって工事の竣工を目指して努力されたい。
全般にわたって特に問題となるような点は見られなかった

(2) 桧尻川左岸第2分区汚水幹線築造(その1)工事

ア 工事概要

- (ア) 工事場所
伊勢市小木町地内
- (イ) 工事目的
宮川流域関連伊勢市公共下水道事業により、生活環境の改善とともに勢田川を始めとする河川や伊勢湾などの公共用水域の水質保全を図る。平成23年9月末では下水道普及率40.5%であるが、平成27年度末には約50%になる予定である。

- (ウ) 工事内容
 - 施工延長 L = 286m
 - 管きょ工 (小口径推進管径 300mm泥水式推進工) L = 286m
 - マンホール工 N = 3箇所
 - 立坑工 N = 3箇所
- (エ) 工事請負業者
 - 株式会社 丸宗土建
 - (要件付一般競争入札、入札参加16社、落札率80%)
- (オ) 契約金額: ¥65,719,500円 (消費税含む)
- 変更金額: ¥65,993,550円 (消費税含む)
- (カ) 契約日: 平成23年8月12日
- 変更契約日: 平成24年1月6日
- (キ) 契約工期: 平成23年8月12日 ~ 平成24年3月15日
- (ク) 工事進捗状況: 実施出来高98.7% (平成24年1月末現在)
- (ケ) 設計委託会社
 - 株式会社 明和プラテック 伊勢支店
 - 南海カツマ 株式会社 松阪支店

イ 工事着手前の書類調査における所見

- (ア) 調査・設計
 - a 設計基準、設計資料
 - 下水道施設設計画・設計指針と解説 (日本下水道協会、平成21年10月9日版)
 - 下水道施設の耐震対策指針と解説 (日本下水道協会、平成18年8月22日版)
 - 下水道施設耐震計算例管路施設編 (日本下水道協会、平成13年6月12日版)
 - 下水道推進工法の指針と解説 (日本下水道協会、平成15年11月25日版) 他
 - b 土質調査
 - ボーリング柱状図はH17No.23・H22No.5、No.5-1を使用している。
 - c 設計
 - 当処理区内の汚水を流域接続点へ流入させるため、既設地下埋設物等の現地踏査結果に基づき、縦断計画を作成し、経済的かつ効率的な設計を行っている。耐震設計はレベル2地震動で設計している。
- (a) 立坑工
 - 推進工法で施工できる最小径の、発進立坑や到達立坑の大きさを決めている。
 - M166-1は圧入 2000mm鋼製ケーシング立坑、M163-1は圧入 1500mm鋼製ケーシング立坑、M158-1は圧入 2000mm鋼製ケーシング立坑の設計をしている。底盤コンクリート打設時に鋼製ケーシングは900mm引き上げる。底盤コンクリートの厚さは1000mmで設計している。
- (b) 推進工
 - 地下水が高いため工法検討の結果、開削工法 (MRC工法) は地下埋設物、交通への影響が大きいためから推進工法を採用した。流量計算等から必要管径は150mmであったが、土質等の関係、施工出来る工法から、最小施工可能径の300mmに決定している。
 - また、推進工法は施工可能な5工法について、経済比較等した結果、コブラ工法に決まった。また、コブラ工法を採用したことにより泥水工法に決定している。
- (c) 補助地盤改良工 (薬液注入工)
 - 発進・到達坑口防護工部は土質が砂、礫混り粗中砂、または砂礫等である「薬液注入工・設計資料 (社) 日本グラウト協会」に基づき、二重管

ストレーナ工法で設計し改良範囲も決定している。

(d) マンホール工

既設M4-1-1は既設の組立3号マンホール内での管口仕上げと副管取付等の設計であり、M166-1とM158-1は組立2号マンホールを設計し残置ケーシングとの間はコンクリート埋め戻しをする。また、M163-1は組立1号マンホールを設計し残置ケーシングとの間はコンクリート埋め戻しをする。

(e) 作業ヤード整備

M166-1作業ヤードは仮設道路等を築造するため、耕地の表土を20cmはぎ、土木シートを敷設後、盛土、仮設舗装、区画線等を設置し整備するものである。また、仮排水管をとりつける。工事完了後は撤去、耕地復旧まで原型復旧する設計である。

M158-1作業ヤードは工事中資機材置場等に使用するために耕地の表土を20cmはぎ、土木シートを敷設後、盛土等をして整備する設計である。

設計上特に問題点は見られなかった。

(イ) 積算

a 積算基準、積算資料

積算基準（三重県県土整備部、平成22年7月版）

設計単価表（三重県、平成23年4月版）

建設物価版（財団法人 建設物価調査会、平成23年6月版）

土木コスト情報（財団法人 平成23年4月版）他

b 積算

単価や歩掛りは三重県の積算基準、設計単価表等を使用し、ない工種・項目等については、三社以上の見積を徴収し、安価な見積を採用している。推進工事については、コブラ工法協会の歩掛りを採用し三重県の単価を使っている。機械器具損料等は三重県と建設物価版及びコブラ工法協会の単価を比較して安価な方を採用している。

材料等の選定と工事費の積算、新工種の見積徴収と決定方法等合理的な積算が実施されていると判断される。

c 数量算出・設計書の照査

下水道建設課職員による検算をしている。

(ウ) 設計図面

施工に際して十分な機能を有する設計図面と思われる。

ただし、図面の名称の書き方の統一として、図面番号 5 / 19の既設M4-1-1の3号組立マンホールは組立3号マンホールに名称を訂正すること。

ウ 工事着手後の書類調査における所見

(ア) 契約に関する書類等

a 工事請負契約書

b 現場代理人届

c 監理技術者届（建設業監理技術者資格者の写は事前に登録済み）

d 施工体制台帳（施工体系図）の整備

e CORINS登録、工事カルテ作成（受注時）

f 建設業退職金共済証紙購入状況報告書

確認したかぎりでは特に問題点は見られなかった。

(イ) 施工計画

a 立坑工

立坑は 360° 旋回可能な、ベースマシン全周で立坑を構築するコウワ工法で計画している。M166 - 1 立坑と M158 - 1 立坑は 2000mm の鋼製ケーシングを、M163 - 1 立坑は 1500mm の鋼製ケーシングを、全周回転圧入しながら鋼製ケーシングの内部を掘削、所定の深さまで掘削完了後、トレミー管を使用して水中コンクリート(底盤コンクリート)を 1000mm 打設する。立坑内のうわ水は PH 測定して処理をする。組立マンホール施工後鋼製ケーシングとの間に埋戻コンクリートを打設、一部鋼製ケーシングを撤去して流用土埋め戻し、路面覆工撤去後、舗装仮復旧をする施工計画である。

b 推進工

土質的にも、施工延長的にも施工可能な、泥水式推進工法であるコブラ工法を採用して、300mm コンクリート推進管を布設する。作泥プラントで作成した泥水を、送泥ポンプ(50mm の送泥管)でカッターチャンバ内に送り、カッターヘッドの回転により切削した土砂を、泥水に混入して、排泥ポンプ(50mm の排泥管)で坑外へ流体輸送しながら、立坑に設けた元押しジャッキによって、1/2 推進管の圧入布設を行う。流体輸送された排泥水は坑外に設けた泥水処理装置により、土砂と泥水に分離し、泥水は再び切羽へ送られる。送泥水の管路系統は循環しており、余剰泥水は処理される。滑材は推進機後部より注入しながら掘進する。測量は立坑下にセットした法線と勾配を設定したレザースイトライト等で行い、基準高及び中心線を管理する。資機材等の揚重にはユニック車を使用、発生土砂はダンプで所定の場所へ搬出する施工計画である。

c 補助地盤改良工(薬液注入工)

薬液注入工法は二重管ストレーナ工法で施工する。施工手順は 所定深度まで削孔する。削孔完了後、瞬結性薬液に切り替え注入管周囲のシール及び粗詰め注入を行う、一次注入をする。同じステップで緩結性薬液による浸透注入を行う、二次注入をする。ステップアップしながら ~ を繰り返し、所定改良区間の注入を行う。完了後ボーリングマシンを次孔へ移動する。削孔長を確認するための、ロッド検尺や注入液のゲルタイム測定等を行う。注入量や圧管理をして注入した結果はチャート紙で提出、報告書を作成する。作業により排出する削孔水等は、PH 等測定を行い処理され放流される。

d マンホール工

既設 M4 - 1 - 1 は既設組立 3 号マンホール内での推進機の解体引き上げ後、管口仕上げと副管取付及びブロック、蓋、受枠等をすえる。

M158 - 1 と M166 - 1 は基礎・均しコンクリート打設後組立 2 号マンホールを設置して、ブロック、蓋、受枠等を据える。M163 - 1 は基礎・均しコンクリート打設後組立 1 号マンホールを設置して、ブロック、蓋、受枠等をすえる。

e 作業ヤード整備

M166 - 1 作業ヤードは仮設道路等を築造する計画である。ガードレールを撤去して、仮排水管(300mm)の設置後、耕地の表土を 20cm はぎ、土木シートを敷設、盛土、仮設舗装、区画線等施工する。工事完了後は仮設舗装撤去、盛土撤去し、耕地に復旧する。また、仮排水管を撤去し、側溝清掃、ガードレール復旧、区画線設置等を施工する。M163 - 1 作業ヤードは工事施工中道路等を使用するための保全設備等の整備計画である。M158 - 1 作業ヤードは工事中資機材置場等に使用する目的であり、耕地の表土を 20cm はぎ、土木シートを敷設、盛土する。工事完了後は盛土を撤去して耕地に復旧する。

その他、施工計画において特に問題点は見られなかった。

- (ウ) 設計変更
M166 - 1 作業ヤードでの仮設道路舗装面積の増加等により、請負金額の増額となった。平成 24 年 1 月 6 日に変更契約をした。
これらについては設計変更として適切に対応されている。
- (エ) 地元協議等
区長や地元住民及び通行人等関係者に工事の説明を行い、工事への協力を求める文書を配布し協力を得た。また、仮設道路の築造や資機材置場を確保するために、借地をする必要があり、地権者等と密度の濃い協議、説明がなされている。
発注者と施工者の努力は評価される。
- (オ) 工程管理
工事の進捗率は平成 24 年 1 月末現在計画 98.16%に対して実施 98.7%であり予定通りである。全体工程と各種工事の進捗を管理して施工している。工期内に工事を竣工する予定である。
- (カ) 品質管理
承諾願いは、コンクリート推進管、1号及び2号組立マンホール、ケーシング（鋼管）等、使用材料調書を提出し、材料確認（検査）調書で承諾している。また、底盤コンクリートの各種試験、組立マンホールや推進管のアルカリ骨材反応試験等は実施され報告されている。施工中であり品質管理結果資料は整理中である。
- (キ) 出来形管理
施工中であり出来形管理結果資料は整理中である。工事の段階確認写真で確認する限りでは、立坑の圧入掘削完了時と底盤コンクリート打設時、基準高の時系列の写真整理がされていなかった。他工種・項目等についても写真は時系列に整理すること。また、特殊工事の施工報告書（薬液注入工事）は施工報告書として提出する必要があるかどうか、確認すること。
- (ク) 安全衛生管理
新規入場者教育の実施、安全衛生協議会の開催、安全パトロールの実施、各作業主任者（土留支保工、地山掘削等）や各有資格者（玉掛、車両系建設機械、移動式クレーン）の選任がされており、安全確保に努めている。
- (ケ) 施工（工事）管理
施工者の工事管理状況に関する説明を聴取した限りでは、概ね適正な工事管理が実施されているように思われる。
- (コ) 地下水位観測及び地表面管理他
地下水位測定は、M166 - 1、M163 - 1、M158 - 1の3箇所を実施して結果が報告されている。また、地表面沈下測量は、一断面当たり推進、直上1点、20m毎に測定して結果が報告されている。
- (サ) 環境対策
掘削等に使用しているバックホウや全周回転鋼管圧入引抜機は排出ガス対策型の建設機械である。
- (シ) 建設副産物等
再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成している。産業廃棄物については、産業廃棄物管理票等により、適正に処理されている。
- (ス) 関係機関との協議
工事を遂行するにあたり、伊勢警察署、伊勢消防署、道路管理者、東邦ガス、NTT、中部電力、伊勢市上水道課、伊勢市農業委員会等と密接な協議をかさね、問題点を抽出、解決して施工している。

(セ) コスト縮減

鋼製ケーシングの上部埋め戻し等に他現場発生土を流用したり、再生砕石を使用している。

エ 現場施工状況調査

(ア) 施工管理状況

小口径推進管径 300mm 泥水式推進は施工が完了しており、また、M166 - 1 および M163 - 1 は舗装仮復旧まで完了している。道路も開放され供用されている。立坑跡の舗装もきれいに仕上がり、段差もなくすり付け状況も良い。仮設道路として利用した耕地もきれいに、原型復旧されている。M158 - 1 は工事も残っており覆工板状態であるがすり付け状況も良く、また、資機材置場も整理整頓され良く管理されている。組立マンホールの仕上がり状況及び 300mm 推進管の取付状況等进行检查したが良好であった。合理的な管理（工程管理、品質管理、出来形管理等）が実施されていることが伺え、現時点で問題点は見受けられない。

(イ) 安全・環境管理状況

掲示板を見る限りでは、建退共加入票、施工体系図等が明確に表示されている。

また、安全掲示板には、労働保険関係成立票、建設業の許可票、緊急連絡先、各作業主任者（地山掘削、土留め支保工等）各有資格者（移動式クレーン・玉掛け、車両系等）等が目の届くところに掲示されており、問題点は見られなかった。

(ウ) 高度技術・創意工夫について

玉石及び砂礫層の掘進断面が想定され、推進機の浮き上がり防止として推進機、縦断方向に帯プレートを取りつけた。

オ 総評

非常に交通量の多い幹線道路での工事を官民一体となって、借地等、各種の問題を解決し、98.7%（平成 24 年 1 月末現在）の出来高まで施工ができたことは、発注者と施工者の成果として評価される。今後は、M166 - 1 マンホール等道路を開放している箇所でのインバート仕上げ等の残工事が残っている。道路占用して作業する時には、保安設備等完備して施工すること。

全般にわたって特に問題となるような点はなかった。

財政援助団体等監査

1 実施年月日及び対象団体等

(1) 財政援助団体監査

実施年月日	対象団体(補助金)	所管課
平成24年2月2日	社団法人伊勢・鳥羽・度会地域中小企業勤労者福祉サービスセンター (中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金)	商工労政課

(2) 公の施設の指定管理者監査

実施年月日	対象団体(施設名)	所管課
平成24年2月9日	特定非営利活動法人神社みなとまち再生グループ (伊勢市神社海の駅)	監理課
平成24年2月13日	特定非営利活動法人まなびの広場 (伊勢市生涯学習センター)	生涯学習・スポーツ課

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査。

3 監査を実施した監査委員

鈴木 一 博 (識見監査委員)

中 井 豊 (識見監査委員)

藤 原 清 史 (議選監査委員)

4 監査の方法

財政援助団体等監査は、財政援助団体等監査実施要領に基づき、平成22年度の事務、事業について所管課から資料提出を求めて各所属長から説明を受けた。その後現地で団体の担当者から当該財政援助等に係る決算報告書、事業実績報告書等の説明を受け、出納その他事務の執行について監査を実施した。

5 監査の主眼

財政援助団体等については、出納事務処理は適正に行われているか、目的に沿った事業運営が行われているか等を主に実施した。

また、所管課については、補助金の額の算定、交付方法手続き、指定管理契約に基づく履行確認等が適正に行われているか、団体への指導監督、履行確認は適切に行われているかを主眼として実施した。

6 監査の結果

(1) 社団法人伊勢・鳥羽・度会地域中小企業勤労者福祉サービスセンター

ア 事業の内容

(単位：円)

事業名	科目	金額	事業の目的
中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金	補助金	23,912,000	サービスセンターの運営経費を補助することを通じて、中小企業で働く勤労者の福祉の向上と中小企業の発展を図る。
合計		23,912,000	

支出金額 23,912,000 円には、国補助金 10,628,000 円を含む。

イ 所見

本年度実施した監査は、平成 22 年度中に伊勢市が財政的援助を行っている補助金について、関係諸帳簿、証書類等の提出を求め、関係者からの説明を受け監査を実施したところ、事業目的に沿って事業が執行され、また、財務に関する事務についても、おおむね適正に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【所管課】

意見

(ア) 本法人は、これまで中小企業勤労者の福祉の向上、中小企業の振興、地域社会の活性化に寄与し一定の役割を担ってきたところであるが、国庫補助は平成 22 年度で終了し、特定資産も 6 千万円を計上していることから、関係市町と協議の上、今後の適正な補助金の交付という観点で、市の補助金交付要綱の見直しを行うとともに、サービスセンターへの支援のあり方について検討されるよう望むものである。

(イ) 会員数については、入会者は確保するものの退会者も多く減少傾向となっており、サービスセンターの運営は厳しいものが予想される。今後、自立した安定的な経営を継続できるよう、運営費の縮減、サービスセンターの効率化を図るとともに、魅力的な企画で会員数の拡大を図るよう指導され、補助金の効果がより広範なものとなるよう望むものである。

【中小企業勤労者福祉サービスセンター】

指摘事項

(ア) 定款は整備されており、決算諸表はおおむね法令などに準拠して作成されていたが、合計残高試算表、貸借対照表における勘定科目の誤り、仕分け伝票の未起票など、会計処理上の誤りが見受けられたので、適正に処理されたい。

意見

(ア) 国の補助金は平成 22 年度限りで終了したが、記念事業積立金などの特定資産が約 6 千万円積立てられているので、これを活用して今後も会員への良質なサービスと法人の安定的な経営を続けられるよう望むものである。

(2) 特定非営利活動法人神社みなとまち再生グループ

ア 公の施設の管理委託内容

施設の名称：伊勢市神社海の駅

指定期間：平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

指定管理料：毎年度市の予算の範囲内とする。

” : 2,486,000円(平成22年度分)

イ 事業実績について

収支計算書(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

(単位：円)

支出の部		収入の部	
科目	決算額	科目	決算額
支出		収入	
人件費	1,839,600	指定管理料	2,486,000
維持費	337,673	使用料	3,400
消耗品費	140,152		
修繕費	51,975		
警備保障委託料	120,000		
支出計	2,489,400	収入計	2,489,400

ウ 所見

本年度実施した監査は、伊勢市が公の施設の管理を依頼している平成22年度の指定管理者の事務事業及び伊勢市が支出を行った委託料について、関係諸帳簿、証書類等の提出を求め、関係者からの説明を受け監査を実施したところ、収支についてはおおむね適正であると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【所管課】

指摘事項

(ア) 業務計画書が期日までに提出されていなかったため、基本協定書に基づき適正に処理されるよう指導されたい。

なお、計画にあたっては指定管理者と協議の上、指定管理業務に対する成果目標を設定し、適正に履行確認をされたい。

(イ) 指定管理者から提出された業務報告書がその年度内の日付となっていたが、報告書については年度終了後に提出するよう指導されるとともに、收受印が漏れていたため、收受印については伊勢市文書管理規程に基づき適切に処理されたい。

【特定非営利活動法人神社みなとまち再生グループ】

指摘事項

(ア) 海の駅管理業務に関する収入、支出経費の会計管理が、団体の経理と混同し通帳管理されていたため、団体の経理とは区分し管理されるよう適切に処理されたい。

なお、収入支出については、経理規定を策定し経理事務を行なうこととなっているので、基本協定書に基づき適正に処理されたい。

意見

(ア) 地震などの災害時における事業の参加者や観光客への安全対策として、防犯・防災対策マニュアルを作成するなど、災害発生時の対応には万全を期されるよう望むものである。

(イ) 海の駅駅舎そのものの利用率が低いため、なお一層の利用者拡大に向けた努力を願うものである。

(3) 特定非営利活動法人まなびの広場

ア 公の施設の管理委託内容

施設の名称：伊勢市生涯学習センター

指定期間：平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

指定管理料：387,000,000円以内とする。(指定期間における指定管理料の総額)

” : 77,000,000円(平成22年度分)

イ 事業実績について

収支計算書(自平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(単位：円)

支出の部		収入の部	
科目	決算額	科目	決算額
支出		収入	
人件費	31,763,941	指定管理料	77,000,000
施設維持管理費	27,750,337	利用料	14,485,800
生涯学習事業費	14,554,837	講座受講料	2,167,000
光熱水費	14,017,858	使用料	485,580
その他の経費	4,983,384	その他	157,277
予備費	1,181,650		
支出計	94,252,007	収入計	94,295,657
当期収支差額			
正味財産増加額	43,650		
支出合計	94,295,657	収入合計	94,295,657

ウ 所見

本年度実施した監査は、伊勢市が公の施設の管理を依頼している平成22年度の指定管理者の事務事業及び伊勢市が支出を行った委託料について、関係諸帳簿、証書類等の提出を求め、関係者からの説明を受け監査を実施したところ、収支についてはおおむね適正であると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【所管課】

指摘事項

- (ア) 指定管理者から提出された業務報告書の収受印が漏れていたため、伊勢市文書管理規程に基づき、適切に処理されたい。
- (イ) 利用料金減免による管理団体の損益については、指定管理料に含むものとし、契約更新時にそれまでの実績に応じて算定されているものである。しかし、利用者数の拡大が直接収入に結びつく方式が、団体の利用者数を拡大するモチベーションを高め、民間活力の利用を目的とした指定管理者制度の主旨にも沿うので、次回の契約更新時には、指定管理料と利用料金減免補填金については実績に基づいて区別して算定されるよう努められたい。

【特定非営利活動法人まなびの広場】

指摘事項

- (ア) 建築物環境衛生管理業務について、基本協定書には、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、空気環境や水質等に関する検査調査を行い、その結果を教育委員会に報告することとなっているが、教育委員会への報告がなされていなかったため、基本協定書に基づき適切に処理されたい。
- (イ) 指定管理者は年度当初に、施設維持管理計画を教育委員会に提出することとなっているが、未提出であったため基本協定書に基づき適切に処理されたい。